

法科大学院認証評価 (本評価)

自 己 評 価 書

大阪大学大学院高等司法研究科法務専攻

平成20年6月

大 阪 大 学

目 次

I	対象法科大学院の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
第1章	教育目的	3
第2章	教育内容	10
第3章	教育方法	34
第4章	成績評価及び修了認定	50
第5章	教育内容等の改善措置	69
第6章	入学者選抜等	87
第7章	学生の支援体制	95
第8章	教員組織	121
第9章	管理運営等	138
第10章	施設、設備及び図書館等	155

I 対象法科大学院の現況及び特徴

1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名
大阪大学大学院高等司法研究科・法務専攻
- (2) 所在地
大阪府豊中市
- (3) 学生数及び教員数
(平成20年5月1日現在)
- 学生数 325 名
教員数 32 名（うち実務家教員 7 名）

2 特徴

大阪大学の法科大学院は、独立研究科として設置したところに大きな特徴を有している。このような制度設計を採用したのは、司法制度改革審議会意見書(平成13年6月12日)に法科大学院の組織運営の独立性の確保が謳われたことを重視したためである。

この他、上記意見書は、法科大学院が、「多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れ・・・一定割合以上入学させるなど・・・多様性の拡大を図る方向で随時見直されることが望ましい。」と述べ、また、多様なバックグラウンドを有する人材を受け入れるため、標準修業年限を3年とし、専門的資質・能力の修得と豊かな人間性の涵養・向上を図ることなどを、その重要な教育理念として示している。

本研究科の特徴は、この法科大学院の制度設計の基本的考え方を踏まえて、多様なバックグラウンドを有する学生を多数受け入れ、法曹養成プロセスとして必要な3年間をかけて、基本的な法律科目などを、理論的教育と実務的教育との架橋に留意しながら修得させ、そのうえで、下記のような特色をもつ法曹を養成しようとするところにある。

第一に、大阪大学は、現在文系、理系合わせて11学部・15研究科（研究所・センターを含めると55部局）を擁する総合大学として教育研究活動等を展開している。

このことは、本研究科が、医歯薬系、理工系、人文社会科学系の各分野と連携しながら、そうした諸分野と法学がクロスオーバーする先端領域の諸課題に対応できる専門的・先端的法曹の養成を行うための重要な基盤となり、本研究科を特色づける大きな要素となった。

第二に、本研究科と研究・教育面で緊密な連携をとる、法学部・法学研究科と国際公共政策研究科を創設の基盤としたことである。

とくに、法学部・法学研究科は、わが国における法学・政治学研究の先端を担うと同時に、法学研究科附属法政実務連携センターを通じて法曹界や企業法務の実務担当者との研究教育面での連携、あるいは学部における法曹実務家との教育連携を推進してきた。

また、国際公共政策研究科は、法学、政治学、経済学の連携による実践的・実務的能力に富んだ国際人の養成を行ってきた。

こうした両研究科との連携は、法学・政治学の先端的な研究を理解する能力、法律実務あるいは企業法務といった実務面での応用能力、国際的な素養と国際的な視点などを兼ね備えた法曹を養成するための重要な基盤となり、新時代の法曹養成の基幹を支えようとする本研究科の特色を形づくっている。

さらに、本学法学部が設立当初から「少人数教育」を徹底してきたことは、教員と学生が緊密に接することのできる教育環境をもたらし、その成果が、政官界、財界、法曹界における多数の本学法学部卒業生の活躍となって現れている。

この伝統は、本研究科の法曹養成教育においても、少人数教育の徹底として受け継がれ、法曹三者のいずれにも質の高い人材を送り出すことができる基礎的条件が整えられている。

第三に、本研究科が設置された商都大阪の地域性は、大阪大学における実学重視の伝統をもたらし、本研究科創設の母体となった法学研究科が全国に先駆けて企業法務・渉外法務といったビジネスローに関する授業科目を教育課程に取り入れたことなどに具現化されてきた。

このことは、本研究科が、ビジネスロー分野での教育を発展的学習の柱とし、地域社会に貢献・寄与できる法曹養成を構想する重要な基盤となった。

本研究科は、以上のような特色ある法曹を養成するとともに、従来の研究後継者養成型の大学院である法学研究科とは異なって、高度専門職業人である法曹養成に特化した独立大学院として設置され、法科大学院独自の学位である法務博士に相応しい人材を養成しようとするところにその大きな特徴がある。

Ⅱ 目的

本研究科は、法科大学院制度の理念に基づいて、「高度の法的知識・能力、豊かな人間性、厳格な職業倫理を兼ね備えた法曹」を養成することを目的とし（後述 1）、さらに「Ⅰ 特徴」で述べた本研究科の沿革と基盤により発揮される本研究科の特色を十分に身につけた法曹を養成することを目的としている（後述 2～4）。

本研究科は、伝統ある法学部・法学研究科における実績・教訓を踏まえて、高度の法的専門知識・能力、豊かな人間性、厳格な職業倫理などを十分に身につけるためには、教員と学生とが授業を通じて、また日常的にも face to face に対応できる環境を作り上げることが重要であると確信している。

上記の確信のもとに実施する少人数教育が「Ⅰ 特徴」でも述べたように、本研究科の特色でもあり、法曹養成における教育の要として位置づけられているものである。

本研究科は、このようなスタンスで、以下に説明する 4 つの重層的な目的をもって、法曹養成を実現しようとするものである。

1 法曹養成教育プロセスの第一段階である法科大学院の理念に基づき、①将来の法曹としての実務に必要な基礎的な知識及び技能を確実に修得させること、②その基礎にたつて、理論的かつ実践的な応用能力を身につけさせること、を目指す。

①については、少人数教育の徹底と双方向・対話的授業の徹底、段階的に授業科目を配置するカリキュラム体系、②については、数多く配置された実務家教員と研究者教員との綿密な打ち合わせに基づく授業科目運営、多様な法律実務系科目の各年次への段階的配置などを行っている。

2 さらに、21 世紀の法曹には、人間や社会の在り方に関する幅広い問題関心を持ち、複眼的思考と深い洞察力をもって、既存の法律知識を批判的に検討しながら、発展させていく創造的な思考力が求められている。また、法曹としての専門性は、同時に豊かな人間性と高い倫理性によって包摂されていなければならないのである。本研究科は、こうした 21 世紀の法曹にふさわしい総合的・全人格的な能力の涵養を目指すものである。

これについては、隣接社会科学系研究科（法学研究科、国際公共政策研究科、経済学研究科・社会経済研究所）との連携による、幅広い視野と国際的な素養及び視点を身につけることができるような多様な授業科目の展開、また、法律実務基礎科目として法曹倫理の必修化により具体化している。

3 総合大学としての大阪大学に属する本研究科は、法学分野とクロスオーバーする諸問題（医療訴訟、生命倫理、理系分野での知的財産保護等）について、医歯薬系・理工系の先端を担う研究者と連携できる基盤を有している。本研究科は、この条件を活かして、文理両分野が融合する先端分野で活躍する専門的・先端的能力を兼ね備えた法曹を養成することを目的としている。

これについては、医学系、理工学系の教員と本研究科の教員とが共同して文理融合の先端分野の知見を提供する授業科目を展開し、そのために医学系、理工学系教員との教育開発のための共同研究を行い、特定の法分野における専門的法曹として活躍できるようなモデル的なカリキュラム（履修モデル）の提供（とくに知的財産法プログラム）を行っている。

4 商都大阪、そして多くの中小企業を含む独創性ある企業が活動する大阪という立地から、ビジネス法に重点を置いた教育を実施し、この面で地域社会に貢献・寄与できる法曹（ビジネスロイヤー）を養成することを目的としている。

この点に関しては、知的財産法プログラム、企業関係法プログラム、起業支援法プログラムという 3 つのビジネス法に特化した履修モデルを提示し、学生にビジネス法関連の知識修得の機会を与えている。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育目的

1 基準ごとの分析

1-1 教育目的

基準 1-1-1

各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

（基準 1-1-1 に係る状況）

本研究科は、真の Legal Professional の育成を目的としている。本研究科が養成しようとするのは、第一に高度の専門的な法的知識・能力を有し、第二に幅広い教養と豊かな人間性を基礎にし、そして第三に厳しい職業倫理を身につけた法曹である。そして、本研究科で学んだ者が社会の様々な分野で活躍することによって、本研究科は社会に貢献したいと考えている《資料 1-1-1-①》。

資料 1-1-1-① 本研究科の理念と目的

今、日本の社会が大きく変わりつつあります。一人一人の国民それぞれが、社会的責任を持った主体として、自由かつ公正な社会の構築に参画することが求められる社会です。

そのような社会は、法の支配の下でこそ結実するものです。法科大学院は、法の支配の直接の担い手である法曹を専門的に養成する機関です。

大阪大学大学院高等司法研究科は、高度の法的知識・能力はもちろん、豊かな人間性、厳しい職業倫理を備えた法曹を養成することにより、新しい社会に貢献したいと考えています。

出典：《別添資料 38 研究科案内》、《別添資料 25 本研究科学生募集要項》冒頭部分、《別添資料 6 学生ハンドブック（平成 20 年版）》1 頁、本研究科ホームページなどに同趣旨記載

この目的を達成するために、本研究科は下記の 4 つの点を柱として教育課程を構築する。また、そこでは厳格な成績評価・修了認定を行うことに留意した。

【第 1 の柱】 少人数教育と段階的かつ完結的履修の実現

本研究科は、プロセス重視の法曹養成教育の理念に基づいて、学年毎に段階的かつ完結的な履修を可能にする授業科目の配置を行い、積み上げ型の学習を徹底するカリキュラムを設定している（平成 19 年度から実施したカリキュラム改革）。このカリキュラムをより効果的にするのが、他の中規模の法科大学院には例を見ない本研究科の少人数教育である「基準 3-1-1 及び 3-1-2 に係る状況」及び「基準 3-2-1 に係る状況」の記述を参照）。また、それと同時に、「基準 2-1-1 に係る状況」での記述において強調したように、学年進行に合わせて基礎から応用発展へ、個別分野から分野横断的領域へ、そして理論的基礎から実務へと有機的に関連づけられた学習が可能となるように、きめ細かく科目を配置した。さらに加えて、ビジネス法に関する科目を充実させ、履修のモデルを示し、学生の選択の便宜を図り、学習の幅を広げている。

また、平成 18 年からコンタクト・ティーチャー制度（コンティナー制度と略称している）を設け、専任教員に各学年数名ずつの担当学生（教員 1 人あたり平均 15 名程度）を割当て、定期的な面談などを通じて学生個人の個性、能力、置かれた状況を教員が把握し、個々の学生に対して適切な助言や指導を行うことを可能にしている。そしてこれらの情報を教員間で共有し、個としての学生の指導に教員全体で力を注いでいる（基準 7-1-2 に係る状況のうち、2）を参照）。

【第2の柱】理論と実務を架橋する実践的能力の涵養

第二に、本研究科は、従来の司法修習制度における前期修習に代わる教育が法科大学院に要請されていることに鑑み、実務的な側面を有した授業科目を多数設け、理論と実務を架橋する教育を実践している。すなわち、法律実務基礎科目を各学年に配置し（「基準 2-1-1 に係る状況」参照）、学生がより多くの実務科目を学べるように配慮するとともに、授業運営に関して研究者教員が授業科目の運営責任者となること等により、研究者教員と実務家教員が協力する体制を整えている（「基準 2-1-2 に係る状況」を参照）。また、平成 19 年度からは、専門職大学院教育推進プログラム「紛争の予防能力と修復能力を備えた法曹養成プロセスとしての紛争解決に向けて」により、紛争の予防、合意による解決、紛争後のケアの問題までを視座にいたれた教育プログラムを実現するために、研究者教員と実務家教員が協力して積極的に教材開発を行っている。これらの取り組みにより、実務において必要とされる実践的能力の涵養を図っているのが本研究科の特徴である。

【第3の柱】複眼的思考による深く洞察する力と国際性の涵養

第三に、本研究科は、隣接社会科学系研究科（法学研究科、国際公共政策研究科、経済学研究科・社会経済研究所）との連携によって、幅広い視野と国際的な視点を兼ね備えた法曹となるために必要な授業科目を提供している（「基準 2-1-2 に係る状況」の記述及び「基準 2-1-3 に係る状況」の記述を参照）。21 世紀の法曹には、人間や社会の在り方に関する幅広い関心を持ち、複眼的思考と深い洞察力によって、既存の法律知識を批判的に検討しながら発展させていく創造的な思考力が求められるのであり、同時に、それが豊かな人間性と高い倫理性によって包摂されていることが求められるからである。

【第4の柱】現代社会の諸問題へ柔軟に対応する力の涵養

第四に、本研究科は、社会の変化、科学技術の発展、世界の動向にも柔軟に対応しうる能力を養うために、幅広い教養と最先端の科学技術に関する新しい知識を身につけさせるための授業科目を提供している（「基準 2-1-2 に係る状況」の記述のうち、（4）、（5）を参照）。このことを通じて、現代社会が惹起する問題にも柔軟に対応しうる法的な能力を養うことを目指している。

【厳格な成績評価と修了認定】

法科大学院の教育課程は、厳格な成績評価・修了認定によって、法曹養成機関としての質の維持と向上のための責任を果たさなければならない。この点に関して、本研究科は、「基準 4-1-1 に係る状況」の記述にあるように、成績評価・修了認定を厳格に行うためのさまざまな措置（例えば、定期試験の結果に関する講評制度、学生に対する成績評価の基準と方法についての事前の周知徹底、成績に関する異議申し立て制度、成績分布が申し合わせから乖離した場合の授業科目担当教員の教員会議への報告の義務づけ等）を講じており、成績評価・修了認定の厳格さを維持するために、組織的な取り組みを行っている。これら一連の改革は、平成 19 年度のカリキュラム改

革によって、より実効的に機能し始めた。

以上により、現段階で、基準 1－1－1 は達成されている。

基準 1-1-2

各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準 1-1-1 に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

（基準 1-1-2 に係る状況）

本研究科は、真の Legal Professional の育成という設立の理念に基づき、高度の専門的な法的知識・能力を有し、幅広い教養と豊かな人間性を持ち、厳しい職業倫理をも身につけ、社会に貢献する法曹の養成を目指している。その実現のために、本研究科は、「Ⅱ 目的」及び「基準 1-1-1 に係る状況」に記述したような点に留意しながら教育システムを構築してきた。

第1の柱である「少人数教育と段階的かつ完結的履修の実現」の具体的な内容と成果

本研究科の修了生は、基礎的な法的思考に強く、理論的に考え抜くことのできる人材である。本研究科はすでに、少人数教育による成果として、社会の様々な分野においてその根幹を支え活躍する法曹を輩出している（例えば、1期修了生は、これまでの2回の司法試験で合格率が71.4%に達し、その中には裁判官に任官した者や、いわゆる市民派の法曹として活躍している者もある）。また平成19年度から実施に移したカリキュラム改革の成果が現れることにより、今後、さらに基礎的思考により一層強い法曹を輩出することができるものと考えている。

また、本研究科は、大阪大学、及び大阪という地域社会を基盤としていることを活かした教育プログラムを提供している。すなわち、医歯薬系・理工系の最先端科学技術・人文社会系の最先端の「知」が集積する大阪大学と、日本有数の商工業の集積地である大阪、この二つの基盤によって特色づけられた高度の知識に直接触れることによって、知見を深めうるようにカリキュラムを構成している。とりわけ、企業活動や商取引を中心とする「ビジネス法」分野での法的知識・能力の高度化を望む学生には、スムーズにより深い法的知識を修得しうるようにカリキュラムに特徴を持たせている。すなわち、《資料 1-1-2-①》に示すように、本研究科では、発展的な学習のための履修モデルとして、3つのプログラムを提示している。ビジネスロイヤーの育成については、関西の法曹界（多数の実務家教員。「基準 8-3-1 に係る状況」の記述＝後述 132 頁参照）ならびに経済界（企業法務におけるエクスターンシップの実施。「基準 3-2-1 に係る状況」の記述＝後述 41 頁参照）との緊密な連携を図っている。このような取り組みにより、すでに、知的財産を扱う弁護士事務所で活躍する法曹も輩出している。

資料 1-1-2-① 履修モデル「ビジネスロイヤーを目指す学生のためのプログラム」

ビジネスロイヤーを目指す学生のためのプログラム

- ① 知的財産法プログラム：知的財産法 1、知的財産法 2、技術知的財産法、国際知的財産法、経済法、
- ② 企業関係法プログラム：会社法基礎、会社法応用 2、経済法、金融商品取引法、民事回収法 1・2・3、国際取引法、ネゴシエーション 1・2、財務報告戦略、企業課税法
- ③ 起業支援法プログラム：ベンチャー社会と法、情報法、会社法基礎、会社法応用 2、税法、労働法、ベンチャー法ワークショップ、環境法、医療と

法、財務報告戦略

出典：本研究科ホームページ、《別添資料 6 学生ハンドブック（平成 20 年版）》、
《別添資料 38-② 研究科案内（平成 20 年度版）》

第 2 の柱である「理論と実務を架橋する実践的能力の涵養」の具体的な内容と成果

本研究科は、設立当初から、派遣裁判官、派遣検察官も受け入れつつ、多数の実務家教員を配置して実務教育を重視し、法律実務基礎科目も充実させている。とくに、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための授業科目である「法曹倫理」については、必修科目として配置している（「基準 2－1－3 に係る状況」の記述（2）の記述参照）。また、専門職大学院教育推進プログラム「紛争の予防能力と修復能力を備えた法曹養成プロセスとしての紛争解決に向けて」の活動の一つとして実施された平成 20 年 3 月 29 日の「アドバンスト・リーガル・エデュケーション&キャリアセンター（ALEC）記念シンポジウム薬害肝炎訴訟」のシンポジウムは、実務家と研究者が共同し、教育効果にも十分配慮して準備がなされた。このシンポジウムは、学生に紛争予防の重要性と紛争解決の多様性を考える契機を提供し、さらに法曹というキャリアへの動機付けを与えるものとなった。また、裁判官や検察官による教育の充実により、すでに任官した修了生を 2 名輩出している。なお、平成 20 年度からは研究者教員と実務家が共同で教材を開発した総合演習科目を開講している。

第 3 の柱である「複眼的思考による深く洞察する力と国際性の涵養」の具体的な内容と成果

外国法や外国の法律実務に触れることは、日本法、日本の法律実務を相対化し、多面的なものの見方や深い洞察力、国際性を涵養することに寄与する。そこで、学生の目を海外に向けさせ、その視野を広げるために、「基準 7－4－1 に係る状況」の記述にあるように、平成 17 年、18 年度には、海外法学研修を実施し、学生に対して、アメリカとフランスの法事情を現地で体験する機会を提供した。また、平成 19 年度には、修了生 1 人に対して合格発表までの期間を利用してフランスの弁護士事務所で研修する機会を与えた。このような豊かな人間性、高い倫理性及び国際性を考慮した教育によって、多様な経験を有して入学してきた学生に対し、より豊かな能力を育む機会を提供し、法曹として世に送り出す体制を整えている。

第 4 の柱である「現代社会の諸問題へ柔軟に対応する力の涵養」の具体的な内容と成果

まず、総合大学としての利点を生かし、「基準 2－1－1 に係る状況」、「基準 2－1－2 に係る状況」に記述するように、法学研究科をはじめとする社会科学系研究科のみならず、医歯薬系や理工系の諸研究科とも連携しつつ、文理融合の先端分野（とりわけ、科学技術の発展を踏まえた考察が必要な知的財産法の分野、医学・理工学との関連が深い医療訴訟・知的財産訴訟・環境訴訟などの分野）について積極的に授業科目を設け（具体的な科目展開については、上記「基準 2－1－1、2－1－2 に係る状況」の記述を参照されたい）、現代社会の変化に対応した法的知識・能力の高度化を目指している。こうした幅広い視野を身につけさせるために、医療の問題、科学技術の問題について他研究科の教員や実務家の協力を得ているほか、さらに 16～18 年度の法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム「科学技術リテラシーを備えた先端的法曹養成」にもとづく研究の成果として、先端的な訴訟の問題を扱う授業を学生に

提供している(「基準2-1-2に係る状況」の記述(4))。これらの取り組みにより、本研究科は、社会の変遷や世界の動向さらに科学技術の発展にも興味を持ち、それらが惹起する新しい法的問題をも的確に把握し、柔軟に法的解決方法を探ることができる基礎的な素養を身につけた法曹を社会に送り出す体制を整えている。

なお、以上のような多様な授業科目について、実務家教員が担当する授業科目や他研究科教員等と共同で行う授業科目も含め、すべて専任教員が連絡・調整等を行うことにより、法科大学院制度や本研究科の教育理念に適った教育活動が適切に行われている。既修者の第1期生が職に就いたばかりの現時点では、任官者2名を輩出したことと、知的財産を扱う弁護士1人を輩出したこと以上に数値的なデータを示すことは困難であるが、今後以上のような教育体制の改革の成果が期待できる状況にある。【解釈指針1-1-2-1】

以上により、現段階で、基準1-1-2にいう成果は一定程度達成され、さらにその成果が上がることを期待できる状況にある。

2 優れた点及び改善を要する点等

1) 優れた点

(1) 授業科目を、基礎から応用へとスムーズに移行できるように編成している。また法律実務基礎科目も理論的な土台の上に展開できるように配慮しており、学生が理論と実務を効率よく学ぶことができる。すべての授業科目については、専任教員が責任を持っており、その結果、法律実務基礎科目やオムニバス科目についても、教育効果が上がるように、統一性を持たせた授業計画に基づいて行っている。また、3年次に開講される総合演習科目では、実務家と研究者教員とが共同して開発した教材により、理論と実務の架橋をはかり、加えて、実体法・手続法の垣根を超えた授業を行っている。

これらにより、本研究科の教育目的である「高度の専門的な法的知識を教育する」体制が整っている。

(2) 基礎を重視する教育が、(6)で指摘する少人数教育によって相乗効果を発揮し、多様なバックグラウンドを有する学生を法制度の運用の基幹を担う法曹へと育成することに寄与している。

(3) 大阪の地域性に根ざして、ビジネスローの分野にも力を入れ、地域社会に貢献・寄与できる法曹を育成するために、知的財産法プログラム、企業関係法プログラム、起業支援法プログラムを提供している。

(4) 教育目的である「高度の専門的な法的知識・能力」を育むために、本学の総合大学としての利点を生かし、さまざまな研究分野の専門家の協力を得て、授業を提供している。とくに、科学技術や医学の基礎的な考え方を理解した法曹を育成している。

(5) 国際的な素養をもって日本社会を複眼的にとらえるような幅広い視野を備えた法曹を養成するため、法律事情に関するアメリカとフランスへの海外研修、またフランスの弁護士事務所研修（修了生）を行い、希望する学生に国際的な視野を広げる機会を提供している。

(6) 学生の多様なニーズに対応した、きめ細かな指導を行うために、授業中あるいは授業外でも、学生とのコミュニケーションを密にすることを重要視している。そのために、少人数教育が可能な限り追求され、ほとんどの科目で 30～40 名のクラスを実現している。また、平成 18 年から開始したコンタクト・ティーチャー制度により、学生個人の個性、能力、置かれた状況を教員が把握し、個々の学生に対して適切な助言や指導を行うことを可能にしている。そしてこれらの情報を教員間で共有し、個としての学生の指導に教員全体で力を注いでいる。またこの制度により、学生個々人の希望にそった指導メニューを提示し、個々の学生のニーズに応じて学習させる体制が整っている。

2) 改善を要する点等

司法試験合格という短期的な教育ニーズに傾斜しがちな学生に対し、上記の理念や具体的な取り組みを浸透させることが今後の課題である。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況)

1 教育課程の全編成について

本研究科では、設置当初のカリキュラム（以下「旧カリキュラム」という）について、研究科内にカリキュラム検討のためのワーキング・グループを設けて平成17年6月から抜本的な検討を開始し、《資料2-1-1-①》の「新カリキュラム編成の基本方針」を参照)、を確認したうえで、その検討に基づき改正されたカリキュラム（以下「新カリキュラム」という）を平成19年度から実施している。

資料2-1-1-① 新カリキュラム編成の基本方針

カリキュラムは、以下の基本方針に従って、編成すべきである。

- ① 学生が3年又は2年の修業年限を通じてそのときどきにおける学修の目標及び現状を明確に認識しながら主体的・能動的に学修することができるように、「基礎→応用→総合」の積み上げ型学修の「シラバス」となるようなカリキュラムであること（「大きなシラバス」としてのカリキュラム）（※評価基準2-1-3「段階的履修」）
- ② 現行のカリキュラムとの関係については、教育内容の点では基本的に同じ内容のカリキュラムであるが、上の①で述べた積み上げ型学修、すなわち、内容の点では重複するが水準を段階的に高めていく学修に、現行カリキュラム以上に力点を置いたカリキュラムにすること
- ③ 本研究科の各教員の意見を汲み上げその集大成として編成され、かつ、人的・物的リソースを最大限有効に活用して編成されたカリキュラムであること
- ④ 学校教育法及び専門職大学院設置基準、中央教育審議会「法科大学院の設置基準等について（答申）」（平成14年8月5日）、独立行政法人大学評価・学位授与機構「法科大学院評価基準要綱」（平成16年10月。別途配付。以下で「評価基準」「解釈指針」とはこの要綱に示されたものをいう。）等で法科大学院に求められている、法曹養成教育の質を確保するための基準に適合したカリキュラムであること

(出典：カリキュラム検討ワーキング・グループ平成17年12月20日報告書)

新カリキュラムは、授業科目を法科大学院の設置基準等における「法律基本科目」、「法律実務基礎科目」、「基礎法学・隣接科目」及び「展開・先端科目」という科目分類に従って編成し（《資料2-1-1-②》の「本研究科授業科目表」を参照。詳しくは「基準2-1-2に係る状況」の中で記述する）、その枠組みの中で、「基準1-1-1に係る状況」の冒頭に記述したように、本研究科の教育目的を実現するために、以下の4つの柱に即して構築した。

(1) 学年毎に段階的かつ完結的な履修を可能にするカリキュラムの設定

(2) 従来の司法修習制度における前期集合修習を意識し、「理論と実務の架橋」を目指す、内容面と主体面ともに実務家との密接な協力に基づく実務系科目の段階的配置

(3) 幅広い視野と関心及び複眼的な視点で人間や社会に対する思索を深めるための充実した「基礎法学・隣接科目」の提供と、法曹としての責任・倫理観を陶冶するための「法曹倫理」の必修化

(4) 社会の多様な法的ニーズに応えられる展開・先端法領域での科目提供

これらの4つの柱は、基本的には、旧カリキュラムを支える基本方針でもあったが、本研究科の入学者に占める法学未修者の割合（《資料 6-2-2-①》の「入学選抜の実績」を参照）が大きいこと、旧カリキュラムでは3年次に法律基本科目がほとんど配当されていなかったこと等を考慮して、新カリキュラムでは、特に(1)の「段階的かつ完結的カリキュラム」の考え方を教育課程の中により一層強く反映させるように配慮している（《資料 2-1-1-③》の「本研究科カリキュラム図Ⅰ（平成18年度以前入学者に適用）・同Ⅱ（平成19年度入学より適用）」を参照）。すなわち、新カリキュラムでは、特に以下の3つの点に留意して「段階的かつ完結的なカリキュラム」を具体化している。【解釈指針2-1-1-1】

(a) 「理論と実務の架橋」を実現するために学年進行的に「理論」的性格の強い授業科目から「実務」的性格の強い授業科目へと比重が移行していくように授業科目を配置する。

(b) カリキュラムが全体として「基礎」から「応用」ないし「展開・先端」へと学年進行的に推移していくように授業科目を配置することを基本とするが、特に法学未修者を念頭に置いて「民事裁判入門」や「リサーチ&ライティング」などの授業科目で導入教育を実施する。

(c) 「法律基本科目」については「基礎」→「応用」→「総合」という積み上げ型学修を徹底するように授業科目を配置する（《資料 2-1-1-④》の「法律基本科目における積み上げ型学修のイメージ図」を参照）。

なお、以上で述べた教育課程編成に関する基本方針ないしその基礎にある考え方は、各年次のクラス編成（「基準3-1-1に係る状況」の記述を参照）、法学既修者の認定（「基準4-3-1に係る状況」の記述を参照）等、教育内容以外の本研究科の制度設計においても一貫している。

資料 2-1-1-② 本研究科授業科目表

カリキュラム表（平成19年度以降入学者に適用）

科目群	授業科目の名称	授業科目の種別	単位数	配当年次	備 考
法律基本科目	公法系科目	憲法基礎1	2	1	
		憲法基礎2	2	1	
		憲法応用	2	2	
		行政法基礎	2	1	
		行政法応用1	2	2又は3	
		行政法応用2	2	2	
		公法総合演習	2	3	
	民事系科目	民法基礎1	4	1	
		民法基礎2	4	1	
		民法基礎3	4	1	
		民法基礎4	2	2	
		民法応用1	2	2	
		民法応用2	2	2	
		民法応用3	2	2又は3	
		民法応用4	2	2又は3	
		会社法基礎	4	1	
		会社法応用1	2	2	
		会社法応用2	2	2	
		商法基礎（総則・商行為法）	2	2又は3	
		商法応用（総則・商行為法）	2	3	
		コーポレート・ガバナンス	2	2又は3	
		手形法・小切手法	2	2又は3	
		保険法	2	2又は3	
		民事訴訟法基礎	2	1	
		民事訴訟法応用1	2	2	
		民事訴訟法応用2	2	2	
		民事裁判入門	2	1	
		民事法総合演習	2	3	
	刑事系科目	刑法基礎	4	1	
		刑法応用	2	2	
		刑事訴訟法基礎	2	1	
		刑事訴訟法応用	2	2	
		刑事法応用	2	2	
		刑事法総合演習	2	3	
法律実務基礎科目	法律実務基礎科目	法曹倫理	2	2	
		裁判実務基礎（民事）	2	3	
		裁判実務基礎（刑事）	2	3	
		ベンチャー社会と法	2	1,2又は3	
		刑事法律文書作成1	2	2又は3	
		刑事法律文書作成2	2	2又は3	
		公法訴訟	2	3	
		先端訴訟	2	3	
		弁護実務	2	3	
		エクスターンシップ1	2	2又は3	
		エクスターンシップ2	2	3	
		模擬裁判（民事）	2	3	
		模擬裁判（刑事）	2	3	
		リサーチ&ライティング	2	1又は2	
		特殊講義A	2	1,2又は3	
		法理論	2	1	
		法理学	2	1,2又は3	
		比較法史	2	1,2又は3	
隣接科目・基礎法学					

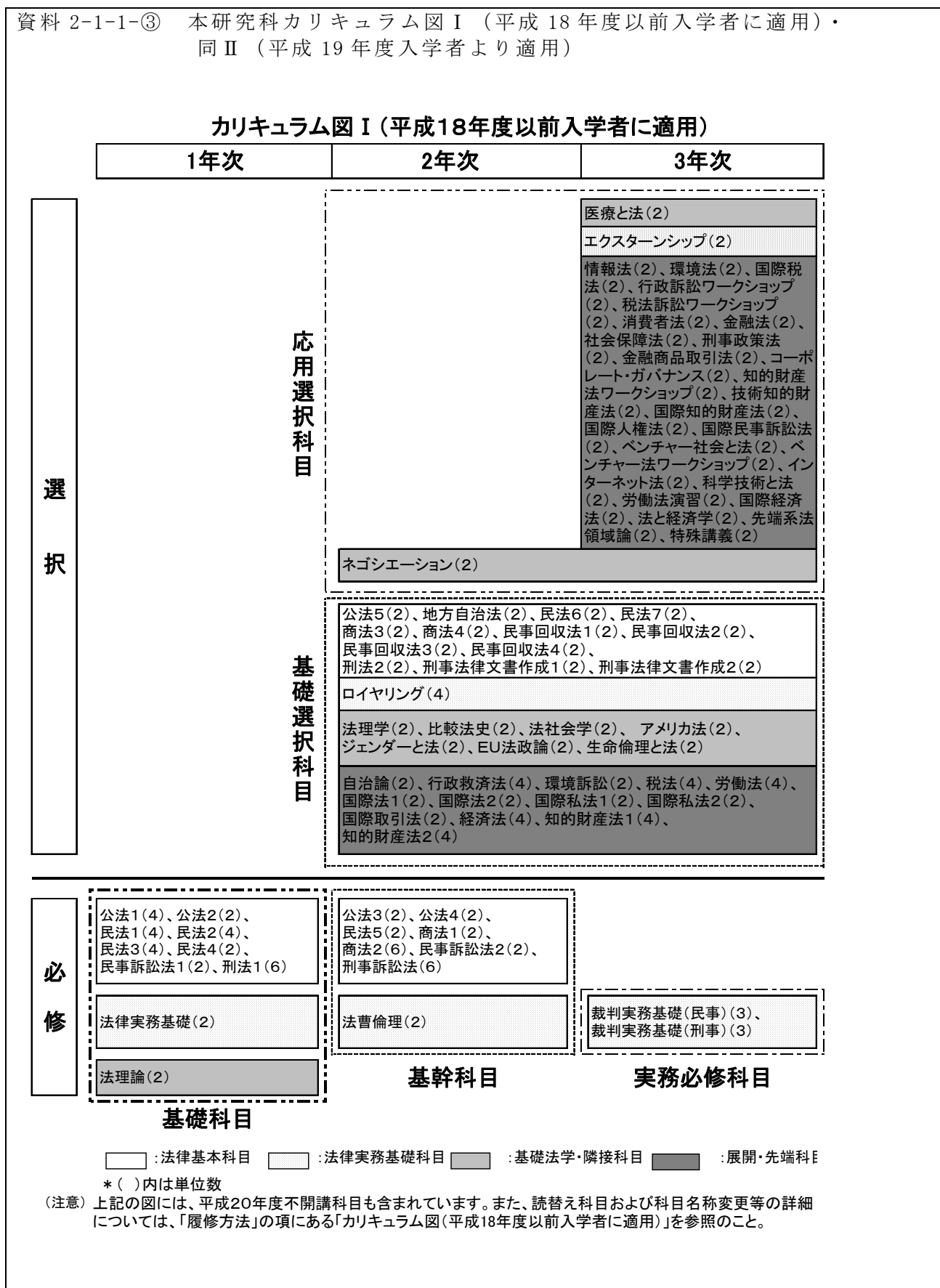
科目群	授業科目の名称	授業科目の種別	単位数	配当年次	備 考
基礎法学・隣接科目	法社会学	選択必修科目	2	1,2又は3	
	ローマ法	選択必修科目	2	1,2又は3	法学研究科と同時開講
	現代政治学	選択必修科目	2	1,2又は3	平成20年度は開講しない
	現代行政学	選択必修科目	2	1,2又は3	法学研究科と同時開講
	医療と法	選択必修科目	2	2又は3	平成20年度は開講しない
	法と経済学	選択必修科目	2	2又は3	
	財務報告戦略	選択必修科目	2	2又は3	経済研究科と同時開講
	ネゴシエーション1	選択必修科目	2	1,2又は3	
	ネゴシエーション2	選択必修科目	2	1,2又は3	
	特殊講義B	選択科目	2	1,2又は3	
展開・先端科目	A	民事回収法1	2	2又は3	
		民事回収法2	2	2又は3	
		民事回収法3	2	2又は3	
		民事回収法演習	2	3	
		税法	4	2又は3	
		税法演習	2	3	
		経済法	4	2又は3	
		経済法演習	2	3	
		知的財産法1	4	2又は3	法学研究科と同時開講
		知的財産法2	4	2又は3	法学研究科と同時開講
		知的財産法演習	2	3	
		労働法	4	2又は3	
		労働法演習	2	3	
		環境訴訟	2	2又は3	
		環境法	2	3	
		国際法1	2	2又は3	
		国際法2	2	2又は3	
		国際私法1	2	2又は3	
		国際私法2	2	2又は3	
		国際取引法	2	2又は3	
	B	情報法	2	3	
		企業課税法	2	3	法学研究科と同時開講
		消費者法	2	3	法学研究科と同時開講
		金融法	2	2又は3	法学研究科と同時開講
		金融商品取引法	2	3	
		社会保障法	2	3	法学研究科と同時開講
		少年法	2	2又は3	
		技術知的財産法	2	3	
		国際知的財産法	2	3	
		ベンチャー法ワークショップ	2	3	
		国際法3	2	3	
		国際民事訴訟法	2	3	
		特殊講義C	2	1,2又は3	

【備考】

1. 「模擬裁判(民事)」及び「模擬裁判(刑事)」は、いずれか一方の科目しか履修することはできない。
2. 「ローマ法」「現代政治学」「現代行政学」「知的財産法1」「知的財産法2」「企業課税法」「消費者法」「金融法」及び「社会保障法」は法学研究科との同時開講の科目であり、「財務報告戦略」は経済学研究科との同時開講の科目である。
3. 展開・先端科目Bに属する授業科目については、授業担当教員の申し出に基づき教授会の議を経て、法学研究科との同時開講が認められる。

出典：《別添資料6 学生ハンドブック（平成20年度版）》16～17頁

資料 2-1-1-③ 本研究科カリキュラム図Ⅰ（平成18年度以前入学者に適用）・
同Ⅱ（平成19年度入学者より適用）



カリキュラム図Ⅱ（平成19年度以降入学者に適用）

		1年次	2年次	3年次
選 択	民 事 系 科 目		公法系科目	公法総合演習(2)
			手形法・小切手法(2)	
		民事裁判入門(2)		商法応用(総則・商行為法)(2)、 保険法(2) 民事法総合演習(2)
			刑事系科目	刑事法総合演習(2)
		リサーチ&ライティング(2)		
		特殊講義A(2)、 特殊講義B(2)		
				民事回収法演習(2) <A群>
			コーポレート・ガバナンス(2) <A群>	
		特殊講義C(2)		<B群>
選 択 必 修		公法系科目	行政法応用1(2)	
		民事系科目	民法応用3(2)、民法応用4(2) 商法基礎(総則・商行為法)(2)	
			公法訴訟(2)、先端訴訟(2)、 弁護実務(2)、 エクスターンシップ2(2)、 模擬裁判(民事)(2)、模擬裁判(刑事)(2)	
			税法演習(2)、経済法演習(2)、知的 財産法演習(2)、労働法演習(2)、環 境法(2) <A群>	
			情報法(2)、企業課税法(2)、消費 者法(2)、金融商品取引法(2)、社会 保障法(2)、技術知的財産法(2)、国際 知的財産法(2)、ベンチャー法ワーク ショップ(2)、国際法3(2)、国際民事 訴訟法(2) <B群>	
			金融法(2)、少年法(2) <B群>	
			刑事法律文書作成1(2)、刑事法律文書作成2(2)、エクスターンシップ1(2)	
		法理論(2)	医療と法(2)、法と経済学(2)、財務報告戦略(2)、 ネゴシエーション1(2)、ネゴシエーション2(2)	
			民事回収法1(2)、民事回収法2(2)、民事回収法3(2)、税法(4)、経済法 (4)、知的財産法1(4)、知的財産法2(4)、労働法(4)、環境訴訟(2)、国際 法1(2)、国際法2(2)、国際私法1(2)、国際私法2(2)、国際取引法(2) <A群>	
			民事回収法3(2) <A群>	
	ベンチャー社会と法(2)			
	法理学(2)、比較法史(2)、法社会学(2)、ローマ法(2)、現代政治学(2)、現代行政学(2) <A群>			
必 修		憲法基礎1(2)、憲法基礎2(2)、 行政法基礎(2)	憲法応用(2)、行政法応用2(2)	公法系科目
		民法基礎1(4)、民法基礎2(4)、 民法基礎3(4)	民法基礎4(2)、 民法応用1(2)、民法応用2(2)	民事系科目
		会社法基礎(4)	会社法応用1(2)、会社法応用2(2)	
		民事訴訟法基礎(2)	民事訴訟法応用1(2)、 民事訴訟法応用2(2)	
		刑法基礎(4)	刑法応用(2)、 刑事訴訟法応用(2)	刑事系科目
		刑事訴訟法基礎(2)	刑事法応用(2)	
			法曹倫理(2)	裁判実務基礎(民事)(2)、 裁判実務基礎(刑事)(2)
		1年次	2年次	3年次

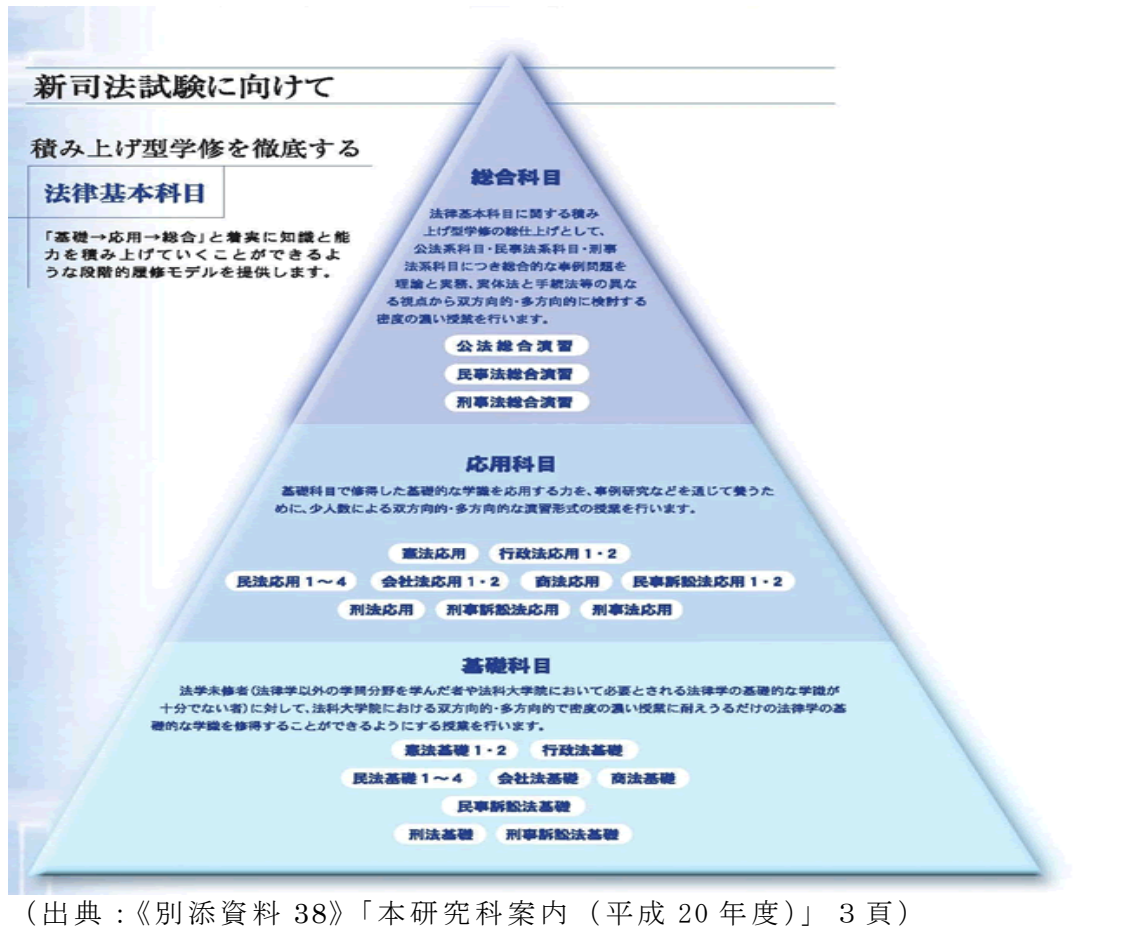
□ : 法律基本科目 □ : 法律実務基礎科目 ■ : 基礎法学・隣接科目 ■ : 展開・先端科目

* () 内は単位数

(注意) 上記の図には、平成20年度不開講科目も含まれています。

出典：《別添資料6》の本研究科「学生ハンドブック（平成20年版）」2～3頁

資料 2-1-1-④ 法律基本科目における積み上げ型学修のイメージ図



2 本研究科の教育課程と法学部教育との関係

本研究科が法曹養成に特化した独立研究科であるのに対して、法学研究科の基礎となる法学部における法学教育は、法学・政治学を基礎に陶冶された能力をもって、広く社会の諸分野において「良きガバナンス（good governance）」に貢献する有為な人材を育成することを目的としている（《資料 2-1-1-⑤》の「法学部教育との関係」の下線部分を参照）。法学部は、この目標を社会経済等の動向・展開に即応して達成するために、平成 20 年度に、法学科に加えて、国際公共政策学科を新設した。法学部法学科では、実社会で様々な問題に直面したときに、法学的・政治学的視点から、「良きガバナンス」に資するような解決方向を示す能力を涵養するため、法学・政治学の分野の基本科目の内容を充実することに力を注ぎ、他方、法学部国際公共政策学科では、法学・政治学だけでなく経済学をも学び、それらの知識や考え方を総動員して、人類全体の公益のために行動する資質と能力を涵養することに力を注ぐことにしている（《資料 2-1-1-⑥》の「法学部の教育理念とカリキュラムの特徴」を参照）。

両学科の教育体系は共に全学共通教育科目と専門教育科目からなるが、法学科の専門教育科目は①入門科目、②コア科目及び③アドバンスト（高度専門）科目という形で、また、国際公共政策学科の専門教育科目は①入門概説系科目、②セミナー系科目、③専門系科目及び④応用展開系科目という形で、それぞれの学科で段階的かつ完結的履修を可能にするように編成されている（《別添資料 7-①》の「法学部・平成 20 年度学生ハンドブック」2 頁～4 頁、7 頁～9 頁及び《別添資料 7-②》の「大阪大学法学部平成 20 年度授業概要（シラバス）」も参照）。

以上のように、法学部教育は固有の目的と内容を有する完結的な教育として行われている。従って同一分野であっても、本研究科の授業科目と法学部の授業科目は目的と内容を異にするので、両者の同時開講（いわゆる「二枚看板科目」）及び本研究科学生による法学部の開講科目の履修は認めていない。さらに、本研究科においては、法学部（法学科）卒業生に対しても、法科大学院の理念に即した双方向・対話型の授業を行っており、法学部教育との違いを明確に意識している。【解釈指針 2-1-1-1】

このほか、「基準 6-1-3 に係る状況」等で記述するように、本研究科は、入学選抜にあたって公平性・開放性・多様性を重視するアドミッション・ポリシーを採用し、法学部卒業生を優遇する措置もとっておらず、この点でも、法学部教育との違いを明確に意識している。

資料 2-1-1-⑤ 法学部教育との関係

A 従来の法学部における法曹養成機能の多くが高等司法研究科に移行することを踏まえ、新しい法学部における教育の基本理念として、次のことを掲げるものである。つまり、社会の中の様々な価値観を理解し、異なる価値との調整を行いつつ、一定の価値規準に基づきながら、法と政治を通じて、社会の秩序を構成していくことができるだけの知識と思考力を持った人材の育成である。言い方を変えるならば、法曹界、公務員、民間企業、NPO、シンクタンク、学界など、どのような路に進むにせよ、社会の様々な分野において「よきガバナンス（good governance）」を実現していく上で有為な人材の育成を目標とすると**いってよいであろう。**

そのために、一方では、社会的な価値・理念にはどのようなものがあり、どのようにそれにウエイトをかけるかの判断を行い、どのように異なる価値・理念をもつものとの間の調整を行うかという点への理解力と実践力をつけることが必要となる。他方では、社会的な価値・理念がいかにより社会を成り立たせているのか、いかに社会的秩序を形成しているのかという点への理解力と思考力が要請される。前者は規範的な判断、思考を行うことを、後者は実証的な理解、思考を行うことである。いわば、実証精神に支えられた規範的思考を磨きぬくことが、新法学部における教育目標となる。

学生定員は 170 名とし、3 年次編入学生定員は 10 名とする。教員の一部が高等司法研究科へ移行しスタッフ数は減少することになるが、質の高い講義内容を維持するために相応の講義負担をすることはスタッフ全員が了解しているところである。また、高等司法研究科教員の応援（併任）ならびに関係部局の学内兼任によるサポートを得ることにより、新しいカリキュラムを実施する協力体制が整えられている。

B 上記の教育理念と目標を達成するために、次の三点を基本にした新しい教育プログラムを構築していく。

(1) 教育スタイルの継続性

どのように教えるかという教育のスタイルの観点から言えば、従来からの講義と演習という二つの形式をとることに変化はない。

(2) 履修順序の新規性

どのような講義と演習をどのような順序で学生に履修させていくかという点では、大きく変更を加える。講義については、科目間の関係と全体像を学生に理解させた上で、それを体系的に取得していくことができるような制度設計を行う。従来の科目配置のバランスの悪さが、ともすれば、ひとつには 2 年次における一種の中だるみと 3 年次以降での過度に多くの科目履修と消化不良を生んでおり、もうひとつには、順次取得していくべき科目の多くが同時に履修せざるを得ないという問題を解消することが課題である。

(a) 入門科目

具体的には、1 年次の法学、政治学それぞれの入門科目において、それぞれの学問体系の俯瞰図を与え、2 年次以降に配置される各科目が相互にどのような関係にあるのか、全体の中でどこに位置づけられるかの見通しを与える。

(b) 基本科目

次に、2 年次以降に開講される基本科目について、実定法科目については、総合的なものから専門的なものへ、基礎的なものから応用的なものへと順次学年配当し、学生の学習の効率性を高める。基礎法学科目と政治学科目についても同様に、歴史、思想についての知識を取得させた上で、現在社会における法と政治の実態を理解できるように科目を配置していく。

(c) 少人数教育

従来は、3 年次を中心とした演習が中心となっていたが、それを維持しつつ、1、2、ある

いは4年次においても、少人数教育を受けられる機会を用意する。1年次には、入学生全員の履修を前提とするフレッシュマンセミナーを提供し、法学・政治学を自主的に学んでいく上で基礎となる文献・資料の収集、講読、プレゼンテーション、レポートの作成などのスキルを修得させるようにする。また、3年次を中心とする演習に、2年次からの参加を受け入れるようにする。4年次においては、引き続き、演習への参加も可能であるし、加えて、さらに高度な学習を進めたいと考えている学生を念頭に置き、より高次の外国語の文献講読などの場を提供する。

(3) 講義科目の限定とモデルメニュー

何を教えるのかという点について、これまでの開講科目を見直し、学部レベルでの教育として根幹を成す科目に重点的に絞りを絞り、学生の側の消化不良を防ぐようにする。これは、これまでの日本の法学・政治学教育において、学部レベルが中心となっており、大学院レベルとの分業関係が不明確で、学部において様々な科目を順次拡大して開講していったために、現在の法学部の開講科目が総花的になっていることを見直すものである。高等司法研究科および新しい法学研究科との間での分業関係を明確にするためにも、法学部における開講科目については、根幹的なものへの重点化を行うこととする。

同時に、これまでは履修科目について、コース制を設け、一定程度の枠をはめながらも、基本的には学生の裁量に任せていたが、今後は、学生の卒業後の進路別に、取得することが望ましいと考えられるモデルメニューを示すことで、一定程度の履修科目のガイダンスを提供することとする。これまでは、一方では上述のように開講科目が総花的であったために、一部の学生には、どの科目を履修すべきなのかという戸惑いが見られた。もう一方では、コースが法学、政治学、国際関係論という学問体系を基盤としていたため、必ずしも学生の学習の実態とマッチしていなかったという問題がある。そこで、上述のように開講科目を重点化した上で、学生の進路にあった形でモデルメニューを提示することで、学生の科目履修に一定の道標を与える。同時に、このモデルメニューには拘束性をもたせないことで、学生の自由な科目選択も可能とする。従来のコース制が、ガイダンス、学生の自主的選択の余地のどちらの点においても中途半端なものとなっていた点を改め、一部の科目履修に戸惑う学生に道筋を与えつつ、自主的な選択ができる学生には、その自由を拡大するのが狙いである。

出典：本研究科設置に関わる「大学院等の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」17頁～18頁

資料 2-1-1-⑥ 法学部の教育理念とカリキュラムの特徴

1. 法学科

法学科では、みなさんに、人間関係や社会生活の土台となる制度とその働きについて、単に現状を理解するだけでなく、歴史をさかのぼり、理念を探究することによって、社会のなかで起こる問題に冷静に対処できる力を培っていただきたいと考えています。そのために、法と政治の各分野について、基本科目の内容を充実させることにとくに力を入れています。もちろん、それに加え、時代の要請に対応した多様な内容をもつ特別講義や、少人数の参加者との対話を通じてコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を高めることのできる演習形式の授業も開講されています。

2. 国際公共政策学科

グローバル化の時代を迎え、世界各国の結びつきはこれまで以上に緊密になり、また、人権や平和、環境、貿易、経済発展などの地球規模の問題群が出現してきました。これらの問題を解決するためには、国際社会で生ずる様々な事象を複眼的に検討するとともに、課題の解決に向けて国際的に活躍する人材が必要です。国際公共政策学科では、法学・政治学・経済学を中心に学び、それらの知識や考え方を総動員して、人類全体の公益のために、行動する資質と能力を身につける場です。そのため、国際公共政策学科では、法学・政治学・経済学の基礎を学ぶ科目群をまず受講します。その後、各学問分野で応用能力を磨く科目群を受講していきます。また、国際社会で活躍するためには、特に英語能力を身につける必要がありますので、英語科目を受講し、一定の英語能力を備えることを卒業要件とするとともに、リーダーシップをもって活躍するための表現力・行動力を要請する科目群を用意しています。

出典：《別添資料 7-①》の「法学部・平成 20 年度学生ハンドブック」

基準 2－1－2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2－1－2 に係る状況)

本研究科は、「基準 2－1－1 に係る状況」で記述したように、法科大学院の設置基準等における「法律基本科目」、「法律実務基礎科目」、「基礎法学・隣接科目」及び「展開・先端科目」という科目の分類に従って、以下のとおり、授業科目を開設している(一覧表として《資料 2-1-1-③》の「本研究科授業科目表」を参照)。

(1) 法律基本科目【解釈指針 2－1－2－1】

法曹に共通に必要なとなる法律知識の修得を目指す科目であり、実定法科目のうち、基本となる科目である。憲法・行政法(公法系科目)、民法・商法・民事訴訟法(民事系科目)及び刑法・刑事訴訟法(刑事系科目)によって構成されている。法律基本科目においては、上記の 7 科目全部について 1 年次に必修科目として「基礎科目」(ただし、2 年次必修科目の「民法基礎 4」、2、3 年次選択必修科目の「商法基礎(総則・商行為)」を除く)と「応用科目」(2 年次配当。原則として必修科目)の授業科目区分を行い、さらに公法・民事法及び刑事法について「総合演習科目」(3 年次配当。選択科目)を開設することによって、学年進行に合わせた積み上げ型の学修を可能にするよう工夫している(《資料 2-1-1-④》の「法律基本科目における積み上げ型学修のイメージ図」を参照)。これらのうち、「総合演習科目」は、法律基本科目 7 科目につき、学習の「総仕上げ」を行うための総合事例演習である。

なお、「基礎」「応用」「総合」の名称を付していない授業科目についても、内容を考慮して、法律基本科目に分類し、かつ、積み上げ型学修の中に組み込むように配慮している。

(2) 法律実務基礎科目【解釈指針 2－1－2－2、解釈指針 2－1－2－5】

法曹としての基礎的な実務能力および責任感・倫理感を養う科目であり、すべての開講科目の授業に実務家教員が関与している(《資料 2-1-2-①》の「平成 20 年度法律実務基礎科目担当教員内訳」を参照)。また、法律実務基礎科目の授業担当教員と、法律基本科目の授業を担当する研究者教員との間で授業内容、教育方法等について定期的に綿密な打合せを実施しており、理論的教育と実務的教育を架橋する配慮を適切に行っている。

「法曹倫理」(2 年次必修)、「裁判実務基礎(民事)」、「裁判実務基礎(刑事)」(3 年次必修)の 6 単位を必修科目とし、「刑事法律文書作成 1」、「同 2」、「弁護実務」(ローヤリング)、「エクスターンシップ 1」、「同 2」、「模擬裁判(民事)」及び「同(刑事)」

を2年次又は3年次に段階的に配置している。また、主に法学未修者を念頭に置いた導入教育科目として「リサーチ&ライティング」を、ビジネスロー・プログラム（《資料1-1-2-①》の「履修モデル『ビジネスロイヤーを目指す学生のためのプログラム』」を参照）の一環として「ベンチャー社会と法」を開講しているほか、公法系の諸問題を含む訴訟実務を扱う「公法訴訟」や本研究科の理念・目的から求められる先端分野教育（「基準1-1-2に係る状況」の記述を参照）の一環として、専門的訴訟の実務を扱う「先端訴訟」も開講している（いずれも選択ないし選択必修科目）。

資料2-1-2-① 平成20年度法律実務基礎科目担当教員内訳			
	担当教員数	実務家教員	特記事項
法曹倫理	3名	3名	
裁判実務基礎（民事）	2名	1名	研究者教員も実務経験あり
裁判実務基礎（刑事）	8名	7名	
ベンチャー社会と法	1名	1名	
刑事法律文書作成1	1名	1名	
刑事法律文書作成2	1名	1名	
公法訴訟	9名	7名	
先端訴訟	15名	5名	
弁護実務	5名	5名	
エクスターンシップ1	1名	1名	法律事務所担当のコーディネーター
エクスターンシップ2	1名	0名	企業担当のコーディネーター
模擬裁判（民事）	4名	4名	
模擬裁判（刑事）	2名	2名	
リサーチ&ライティング	3名	3名	法情報処理・リーガルリサーチ専門の教員によるサポート
出典：別添資料1 平成20年度シラバス、別添資料6 学生ハンドブック（平成20年版）から作成			

（3）基礎法学・隣接科目【解釈指針2-1-2-3、解釈指針2-1-2-5】

基礎法学や法学と関連する分野で、法曹としての幅広い知識や豊かな人間性を育成することを目的とする科目である。「法理論」、「法理学」、「比較法史」、「法社会学」、「ローマ法」、「現代政治学」、「現代行政学」、「医療と法」、「法と経済学」、「財務報告戦略」、「ネゴシエーション1」及び「同2」をすべて選択必修科目として開講している。「ネゴシエーション」では、コミュニケーション能力の涵養を重視した実習形式の授業も行っている。

（4）展開・先端科目【解釈指針2-1-2-4、解釈指針2-1-2-5】

法律基本科目を履修した上で、これに関する法律知識や分析能力をさらに展開させることを目的とし、あるいは先端的な法的問題を扱う能力を育成する科目である。「民事回収法1」、「同2」、「同3」（民事回収法という科目名称は、民事執行法・倒産法を包括するものとして、本学の法学教育において伝統的に用いられてきたものである）、「税法」、「経済法」、「知的財産法1」、「同2」、「労働法」、「環境訴訟」、「環境法」、「国

「国際法1」、「同2」、「国際私法1」、「同2」及び「国際取引法」を中心に構成し、民事回収法、税法、経済法、知的財産法及び労働法については「演習」科目を開講しているほか、学生の多様な問題関心に応えるために「情報法」、「企業課税法」、「消費者法」、「金融法」、「金融商品取引法」、「社会保障法」、「少年法」、「技術知的財産法」、「国際知的財産法」、「ベンチャー法ワークショップ」、「国際法3」及び「国際民事訴訟法」の各授業科目を開講している（以上はすべて選択必修科目）。

（5）特殊講義科目【解釈指針2-1-2-5】

「特殊講義」は、以上の4つの科目群のうち「法律実務基礎科目」、「基礎法学・隣接科目」及び「展開・先端科目」の各科目群に掲げられている科目の内容に準ずるか又は密接に関連する内容の科目であって、担当者・テーマ等の点で常設の科目とすることができないか又は必ずしも適当でないようなものを、適宜、カリキュラムの中に取り込んで教育に反映させることができるようにするために開講するものである。特殊講義は、その教育内容に応じて前記の3つの科目群に「特殊講義A」、「特殊講義B」又は「特殊講義C」として配置する。「特殊講義」も、本研究科規程の適用上、常設の科目と同様に取り扱う（例えば、研究科規程第8条第2項に規定する履修単位の上限に含まれる）。以上のことは新カリキュラムでは当然の前提とされているが、念のため、平成20年度の授業実施の前に教授会で明示的に確認した（《資料3-2-1-⑦》の「カリキュラム・授業等に関する申合せ」参照）。

平成19年度及び平成20年度において、特殊講義として開講したのは、基礎法学・隣接科目に分類される「特殊講義B（生命倫理と法）」（科目概要については資料2-1-2-②参照）だけである。

資料2-1-2-② 特殊講義B（生命倫理と法）の科目概要

（1）授業の目的

現代の生命科学の加速度的な進歩は、次々と新しい倫理問題を提起してきており、それへの法的応答に対する社会的要請が極めて強くなってきている。

本講義では、生命科学技術とそれを応用する現代医療をめぐるバイオエシックス上の諸問題を取り上げ、具体的な事例を題材に法規制のあり方を検討していく。

基礎法系科目として本講義が提供されていることに鑑み、生命倫理の問題を実定法解釈の枠にとどまらず、法的規制をめぐる論争の背後にある理論（思想）対立にも着目するとともに、比較法文化・法制度的視角、法政策学や「法と経済学」的視点、さらには法哲学的観点からも分析する思考訓練を通して、今後の法曹により強く求められてくるとされる柔軟な思考能力（リーガル・マインド）を養成することを主なねらいとする。

（2）講義内容

この講義科目は、司法試験科目ではないので、解釈論に偏りがちな実定法科目とは異なり、倫理的な難問に対する法規制のあり方などありうべき適切な立法政策について検討を行う。

従って、知識獲得に重点を置くよりも、意見の分かれる様々な倫理的問題を掘り下げ、多角的な観点（アプローチ）から諸外国の動向も踏まえ批判的に考察する。

毎回の授業では、取り上げる生命倫理上の問題・トピックに関する文献・資料に目を通してきていることを前提に、双方向的な授業形態によって、まず問題の所在や争点をおさえた上で、主として討論形式によって多角的な視点から考察していくとともに、各々の生命倫理理論や法的対応の実践的含意や帰結が明確になるように努める。

(3) 学習方法

本講義科目は、司法試験科目でもなければ実定法科目でもない。従って、司法試験に必要な知識の習得を目的としたものではなく、むしろ合格後に長期的な意味で法曹として活躍するために役立つような柔軟な思考方法や多角的な分析能力の涵養を主たる講義のねらいとしているので、このことを常に念頭に置いて授業と学習に臨んで頂きたい。

1：授業の進め方

毎回レジュメ（ハンドアウト）にもとづいて、緩やかなソクラテスメソッドにより、主要な問題や争点について確認したうえで双方向的な授業を实践し、争点についてクラス内で一部ディスカッションもする予定なので、予習教材を熟読して内容を覚える必要はないが、必ず目を通して要点を押さえてきてほしい。

講義の目的にそった教育効果とスムーズに授業が展開できるように、まずアンケートを実施し、瀬戸山まで提出して頂く。これは、教員が受講生の皆さんのバックグラウンドや知的関心などの情報を認識するためと、受講生の授業内容に関連する問題意識の喚起を主たる目的としている。

また、毎日の授業ではアンケートを配布（もしくはTKCや電子メールで送付）し、その日の授業で新しく獲得した視点と深まった問題意識や理解しにくかった点や扱ったトピックについての意見及び授業の全体的感想を書いてもらおうと同時に、前回の授業と比べた授業の総合的評価（±5）とその理由（改善点）を書いてもらい、TKCかクラスのMLで提出してもらおう。その±5評価は成績に全く関係しないものとするが、記述内容は成績評価基準に示した範囲で評価対象とする。

毎回の授業は、はじめに10～30分程度時間を取り、前回の授業アンケートにおける質問に答えるとともに他の受講生の意見や集計結果を紹介してフィードバックし、それらを踏まえてクラス全体でさらにディスカッションを行う。このように同じテーマを2週にまたがって考えることで学習効果を上げ、知識が定着し考えが深まることを期待する。

以上が授業の進め方であるが、実際には、受講生の意見を参考にしながら、教育効果が最大になるように進め方を適宜修正していく予定である。

2：想定される予習時間・復習時間

授業外での勉学の時間配分は、双方向的な授業実践を実現するため予習に約1時間～90分程度、アンケートに答えるとともに、他の受講生のアンケート内容に目を通す形での復習に約1時間～90分程度を想定している。

出典：別添資料1 平成20年度シラバスからの抜粋

基準 2-1-3

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

（基準 2-1-3 に係る状況）

本研究科では、(1)法律基本科目、(2)法律実務基礎科目、(3)基礎法学・隣接科目及び(4)展開・先端科目の科目分類について、以下のとおり、授業内容、単位数の両面から授業科目を学年進行に合わせて適切に配置し、かつ、必修科目、選択必修科目及び選択科目を適切に分類している（《資料 2-1-1-②》の「本研究科授業科目表」及び《資料 2-1-1-③》の「カリキュラム図Ⅱ（平成 19 年度入学者より適用）」を参照）。

（1）法律基本科目【解釈指針 2-1-3-1】

《資料 2-1-3-①》のとおり、法律基本科目の総単位数は 78 単位である。そのうち 14 単位が公法系科目、50 単位が民事系科目、14 単位が刑事系科目である。また、32 単位が 1 年次配当科目、24 単位が 2 年次配当科目、12 単位が 2 年次又は 3 年次配当科目、10 単位が 3 年次配当科目である。さらに、54 単位が必修科目、10 単位が選択必修科目、14 単位が選択科目である。法律基本科目については、公法系、民事系、刑事系とも、原則として 1 年次に「基礎」科目を、2 年次に「応用」科目を、3 年次に「総合演習」科目を配置し、法曹養成機関としての法科大学院の目的に照らし、学生が各授業科目を段階的に履修できるように配慮している（総合演習科目の授業内容については、《資料 2-1-3-②～④》を、他の法律基本科目の授業の内容については、《別添資料 1 授業科目の概要（シラバス）》の各年度版を参照されたい）。

資料 2-1-3-① 法律基本科目の単位数の内訳							
	1 年次		2 年次	2 又は 3 年次		3 年次	合計（うち必修）
	必修	選択	必修	選択必修	選択	選択	
公法系科目	6		4	2		2	14（10）
民事系科目	18	2	14	8	4	4	50（32）
刑事系科目	6		6			2	14（12）
合計	30	2	24	10	4	8	78（54）

出典：本研究科規程別表・《別添資料 6》の「学生ハンドブック（平成 20 年版）」46～47 頁

資料 2-1-3-② 「公法総合演習の科目概要」**（1）授業の目的**

公法全体の応用力を磨くため、憲法・行政法の各分野の判例に基づく事例問題を考察する。

（2）講義内容

授業は、具体的な判例を素材に、判例の事案と趣旨を適切に理解した上で、関連する事例や考えられる新しい事例への適用を検討しつつ、その可否を検討することを目指す。体系的な理解より、具体的な問題に対する解決能力と、具体的事例から一般原則を抽象化しそれを類似の事例に適用する能力を養うことを重視する。原則として、奇数回を憲法（棟居担当）、偶数回を行政法（野呂担当）とする。

(3) 学習方法

・憲法 (1) 予習としては、事前に設例と小問題および判旨からなるレジュメを配布するので、オリジナルの判例や基本書の該当箇所を熟読し、自分で説得的な論証にたどりつけるようにすること(2～3時間を想定)。(2) 授業は自習の成果を確認するために原則として双方向で行う。(3) 復習としては、設問に解答するとすれば2時間、授業の流れを基本書・判例とフィードバックさせながら再現し理解を深める場合には1時間半程度を想定している。

・行政法 (1) 事前準備 2～3時間、(2) 授業時 対話形式で行う。あらかじめ教務係で配布した事例問題、ないし、テキスト中の指定した設問について、解答を求めるので、相応の準備をして授業にのぞむことを求める。(3) 授業終了後 1～2時間

出典：別添資料1 平成20年度シラバスからの抜粋

資料 2-1-3-③ 「民事法総合演習の科目概要」

(1) 授業の目的

民事法を体系的に修得したことを前提に、具体的設例を用いて演習を行う。事案解決のために、民事実体法及び手続法上、必要な事実とそうでない事実とを区別し、事実に基づいた法律論を展開すること及びそれを説得的な文章として構成できるようにするのが、本授業の目的である。

(2) 講義内容

具体的事例を題材に、原・被告代理人の立場から、あるいは裁判官の立場から、事案の法的解決のために必要な事実を抽出し、これらに基づいて法律論を検討・討論し、文書を作成する。

一つの題材について、3回の授業を予定している。

また、3回程度、起案の添削をする予定である。

(3) 学習方法

事前準備 課題を提出してもらうことがある。

予習時間は、3～4時間を想定している。

授業中 これまで修得した法的知識等をフルに活かして、まじめに取り組んでほしい。

復習時間 1～2時間程度を想定している。

出典：別添資料1 平成20年度シラバスからの抜粋

資料 2-1-3-④ 「刑事法総合演習の科目概要」

(1) 授業の目的

犯罪予防から刑罰執行後の事後処理までを含むトータルな刑事事件処理の観点を踏まえつつ、実際の事件に近い設例を用いて、実体法、手続法の両面から検討を加えることにより、2年次までの講義科目で獲得した知識の定着と応用力の涵養を図ることを目的とする。

(2) 講義内容

事例を提示し、その事例を元に実体法、手続法の両方の観点から検討を行う。

(3) 学習方法

呈示された設例や課題に対して解決方法を考える際には、類似事案に対する判例や学説を調査し、検討することが必要である。各回のテーマについては受講者をグループ分けして担当者を決めるので、各担当者は、判例、学説の調査、検討を含め十分な予習を行って授業に臨むこと。授業の質が向上するためには受講者の主体的な参加が必要であることを肝に銘じて欲しい。

予習時間は、報告担当者は1回につき2～3時間程度、それ以外の者は1時間程度を見込んでいく。

復習については、まとめのレジュメを参考に各設例につき3時間程度を見込んでいく。

出典：別添資料1 平成20年度シラバスからの抜粋

(2) 法律実務基礎科目【解釈指針 2-1-3-2】

法律実務基礎科目（「特殊講義 A」を除く）の総単位数は 26 単位であり、「法曹倫理」（2 年次配当）、「裁判実務基礎（民事）」（3 年次配当）及び「同（刑事）」（同）の各 2 単位・合計 6 単位が必修科目、「ベンチャー社会と法」（1、2 又は 3 年次配当）、「刑事法律文書作成 1」（2 又は 3 年次配当、法文書作成指導教育を含む）、「同 2」、「エクスターンシップ 1」、「公法訴訟」（3 年次配当）（授業内容については、《資料 2-1-3-⑤》参照）、「先端訴訟」（授業内容については、《資料 2-1-3-⑥》参照）、「弁護士実務」、「エクスターンシップ 2」、「模擬裁判（民事）」及び「同（刑事）」（模擬裁判についてはいずれか一方を選択必修）が各 2 単位・合計 18 単位が選択必修科目である。「リサーチ&ライティング」（1 又は 2 年次配当。法情報調査を含む。）は選択科目である。

資料 2-1-3-⑤ 「公法訴訟の科目概要」

(1) 授業の目的

公法に関する古典的および最新の争訟の実例を扱う。オムニバス方式により、裁判官や弁護士等の実務の視野および理論的な視野に基づいて、具体的な判例や事例をもとに問題点を考察する。国家賠償、住民訴訟、情報公開訴訟、憲法訴訟および事例演習問題の考察を扱う。この学習により考える力、応用能力、問題解決能力を高める。あわせて、学期の後半では、公法事件の著名なものを順次とりあげ、憲法および行政法の双方の観点から同一事件を多角的に分析するとともに、紛争の発生から終結に至るプロセス全体を把握し、公法事件においても和解的な解決が可能であったか否かにも触れることとする。

(2) 講義内容

具体的な判例や事例問題を扱う。従来のような公法学の体系や理論中心の観点ではなく、紛争解決中心の視点に基づいて、現代の立法・行政のなかで起こる事件に対する先端的な問題解決能力を身につけるため、対話的な講義を行い、より深く理解できるようにする。オムニバス方式を採用し、実務的な視野と理論的な視野を取り入れる。

なお、第 8 回以降の公法紛争過程の事例研究シリーズでは、平成 19、20 年度に高等司法研究科が「専門職大学院等教育推進プログラム」としての予算措置を国から受けた「紛争の予防能力と修復能力を備えた法曹養成一プロセスとしての紛争処理に向けて一」の一環として講義の場を活用して教材開発等を行うことを予定しており、事件ごとの担当弁護士を招聘し、生の事件からいかに争点が形成され、判決に至ったかのプロセスを再現することを試みることとする。事件担当弁護士が授業時間外に講演等の形で訴訟の紹介を行う場合には、講演等への参加が強く推奨される。また、相手方との折衝しだいでは、事件の変更やスケジュールの若干の変更もありうる。

(3) 学習方法

遅くとも 1 週間前に配付される資料、および教科書や参考書を、少なくとも 2 週間かけて学習し、かつ復習も少なくとも 2 時間行い、理論と判例実務をつきあわせることにより、その過程の中で各自の理解力・問題解決能力を高めてゆくこと。

出典：別添資料 1 平成 20 年度シラバスからの抜粋

資料 2-1-3-⑥ 「先端訴訟の科目概要」

(1) 授業の目的

遅くとも 1 週間前に配付される資料、および教科書や参考書を、少なくとも 2 週間かけて学習し、かつ復習も少なくとも 2 時間行い、理論と判例実務をつきあわせることにより、その過程の中で各自の理解力・問題解決能力を高めてゆくこと。

(2) 講義内容

全体の講義はオムニバス講義である。いずれもおおむね双方向の授業スタイルがとられる。

今年度は、大まかな分類として、医療関係訴訟、知的財産関係訴訟、環境訴訟の分野についての授業を展開する。各法の基本を習得していることを前提に、実務で問題となっているトピックを取り上げる。

(3) 学習方法

予習時間：1～2 時間を予定している。関係する分野についての文献等を読んでおくこと。

授業：各分野の最新のトピックについての考察を深める。これまでに修得した知識をど

のように組み合わされて実務を形成しているかなどについても考えてほしい。
予習時間：1～2時間を予定している。関係する分野についての文献等を読んでおくこと。
復習時間：1～2時間を予定している。

出典：別添資料1 平成20年度シラバスからの抜粋

なお、法曹としての責任感、倫理観を涵養する教育は、本研究科の「厳格な職業倫理を兼ね備えた法曹」を養成するという目的に照らし、重視しており、「法曹倫理」以外の授業科目においても、法曹の専門職としての責任を意識させる教育を行っている。たとえば、検察官出身の実務家教員が担当する「刑事法応用」では、《資料2-1-3-⑦》のとおり、「法曹としてのモラル」を学ばせることを目的に授業を行っている。

資料2-1-3-⑦ 「刑事法応用の授業の目的」

刑事司法に携わる法曹は、実社会の複雑多様な事件について、迅速に証拠を収集・分析し、事案の真相を明らかにして問題点を的確に把握し、刑罰法令を適正に適用・実現しなければならないこと、その結果は人の生命、身体、財産に直接影響を与え、人の運命を左右するものであるから、バランスのとれた柔軟な思考力と事実認定力、法の理念に沿った納得できる具体的な問題解決策を模索する能力、法曹としてのモラル、使命感、人の喜びや痛みが分かる豊かな人間性等が求められることを学ばせる。

出典：別添資料1 平成20年度シラバスからの抜粋

（3）基礎法学・隣接科目【解釈指針2-1-3-3】

基礎法学・隣接科目（「特殊講義B」を除く）の総単位数は24単位であり、すべて選択必修科目である。「法理論」は1年次配当科目であり、「法理学」、「比較法史」、「法社会学」、「ローマ法」、「現代政治学」、「現代行政学」、「ネゴシエーション1」及び「同2」は1、2又は3年次配当科目であり、「医療と法」、「法と経済学」及び「財務報告戦略」は2又は3年次配当科目である。

（4）展開・先端科目【解釈指針2-1-3-4】

展開・先端科目（「特殊講義C」を除く）の総単位数は74単位であり、すべて選択必修科目として2又は3年次か3年次のいずれかに配当している。2又は3年次配当としているのは、「民事回収法1」（授業内容については、《資料2-1-3-⑧》参照）、「同2」、「同3」、「税法」、「経済法」、「知的財産法1」、「同2」、「労働法」、「環境訴訟」、「国際法1」、「同2」、「国際私法1」、「同2」、「国際取引法」、「金融法」及び「少年法」であり、3年次配当としているのは、「民事回収法演習」、「税法演習」、「経済法演習」、「知的財産法演習」、「労働法演習」、「環境法」、「情報法」、「企業課税法」、「消費者法」、「金融商品取引法」、「社会保障法」、「技術知的財産法」、「国際知的財産法」、「ベンチャー法ワークショップ」、「国際法3」及び「国際民事訴訟法」である。

資料2-1-3-⑧ 「民事回収法1の科目概要」

（1）授業の目的

法（権利）は、強制的に実現される。その強制の仕組みも、法によって規律されている。それが、民事執行・保全法である。訴訟とは違って、執行・保全では、法がナマの現実世界に入っていくために、社会的・経済的な関連も直接に出てくる。執行・保全法の基本構造を理論的に説明し、現実には生起している主要な問題点を取り上げて、みんなで考えてみたい。とくに、債権回収案件に関する実務的対応力の基礎を養うことを目標とする。すなわち、紛争解決・権利実現のた

めに必要な民事執行・民事保全の基本知識を整理し、理論的な問題点を速やかに把握できる学力をつけ、法律実務家として民事執行・民事保全を使いこなすための基礎を作ることを目標とする。

(2) 講義内容

民事実体法および民事訴訟法の体系的理論・知識の修得を前提として授業を進める。教科書どおりの授業はせず、専ら受講者の理解を深めるための努力をしたい。受講者からの質問を切に期待する。時間は十分でないが、シラバスに則って全部の予定をこなすつもりなので、参考書等を十分に予習してきてほしい。

(3) 学習方法

(1)事前準備 想定される予習時間は3時間程度 授業計画に記載した判例・裁判例は、予習の参考にしてもらいたい。授業ではすべてに触れることはできない。

(2)授業時 授業計画の範囲に該当する参考文献や判例をしっかりと予習していることを前提として進める。授業では、積極的に発言をしてほしい。講義部分と双方向・多方向対話部分を適宜配置し、考えながら発言する機会を多くもちたい。

(3)授業終了後 想定される復習時間は1～2時間程度

出典：別添資料1 平成20年度シラバスからの抜粋

(5) 必修科目の単位数及び修了に必要な選択必修科目の最低単位数の内訳

以上を「基準4-2-1に係る状況」に記述した修了要件との関係で整理すれば、必修科目の単位数及び修了に必要な選択必修科目の最低単位数は、次のようになる《資料2-1-3-⑨ 必修科目の単位数及び修了に必要な選択必修科目の最低単位数の内訳》。

資料2-1-3-⑨ 必修科目の単位数及び修了に必要な選択必修科目の最低単位数の内訳

出典：《別添資料6》の「学生ハンドブック（平成20年度版）」14頁）

科目群	必修科目の単位数	選択必修科目の単位数
(1) 法律基本科目	54単位	4単位
公法系科目	10単位	
民事系科目	32単位	
刑事系科目	12単位	
(2) 法律実務基礎科目	6単位	6単位
(3) 基礎法学・隣接科目		4単位
(4) 展開・先端科目		16単位
合計	60単位（法律基本科目以外：6単位）	30単位（法律基本科目以外：26単位）

基準 2-1-4

各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

（基準 2-1-4 に係る状況）

本研究科では、大学設置基準第21条から第23条までの規定を遵守し、1授業時間（45分）15回分の授業と1回の定期試験とによって1単位とし（《資料 2-1-4-①》の「本研究科規程第7条」を参照）、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、原則として35週にわたることとし（本研究科設置以来35週を下回ったことはない）、1年を2つの学期に分けて授業を実施している（《別添資料1》の「各年度シラバス」、《別添資料8》の「各年度授業時間割」を参照）。

平成20年度についても、当初は、以上の方針に従って学年暦を編成していたが（《資料 2-1-4-②-1》の「平成20年度学年暦（年度当初版）」及び《資料 2-1-4-③-1》の「平成20年度カレンダー（年度当初版）」を参照）、平成20年度から本研究科の授業の大半が行われることとなった文系総合研究棟で「シックハウス」問題が発生したことから、同棟にあった自習室を他に移転する期間自習室が使用できず、学生の学習に支障を来すことを考慮して、急遽、4月21日ないし25日の1週間の授業を停止し、その分を繰り延べて第1学期の学年暦及びカレンダーを作り直した（《資料 2-1-4-②-2》の「平成20年度学年暦（第1学期修正版）」及び《資料 2-1-4-③-2》の「平成20年度カレンダー（第1学期修正版）」を参照）。

なお、本研究科では、休講した場合には必ず補講を行うものとしているが、各学期末に原則として2、3日の補講日を設けるほか、毎月第2木曜日以外の木曜日の午後を補講時間帯としている（《資料 2-1-4-④》の「平成19年度の期別・科目群別の休講回数（補講回数）」を参照）。

資料 2-1-4-① 「本研究科規程第7条」

授業科目の単位の計算方法は、15時間をもって1単位とする。

（出典：《別添資料6》の「学生ハンドブック（平成20年度版）」42頁）

資料 2-1-4-②-1 平成 20 年度学年暦（年度当初版）	
月 日（曜日）	行事等
第 1 学期 4 月 1 日（火） 4 月 2 日（水） 5 月 1 日（木） 5 月 2・3 日（金・土） 5 月 12 日（月）～16 日（金） 7 月 23 日（水）～25 日（金） 7 月 25 日（月） 7 月 28 日（月）～8 月 8 日（金） 8 月 9 日（土）～9 月 30 日（火）	入学式・オリエンテーション 第 1 学期授業開始 大阪大学記念日（授業休業） いちょう祭（授業休業） 授業改善アンケート実施 補講日 第 1 学期終了 第 1 学期期末試験 夏期休業
第 2 学期 10 月 1 日（水） 11 月 1 日（土）～11 月 3 日（月） 11 月 10 日（月）～14 日（金） 12 月 24 日（水）～1 月 4 日（日） 2 月 2 日（月）・3 日（火） 2 月 3 日（火） 2 月 4 日（水）～2 月 17 日（火） 3 月中・下旬 3 月下旬	第 2 学期授業開始 大学祭（授業休業） 授業改善アンケート実施 冬季休業 補講日 第 2 学期授業終了 第 2 学期期末試験 次年度第 1 学期授業科目履修登録 学位記授与式〔3 月 25 日（予定）〕
出典：《別添資料 6》の「学生ハンドブック(平成 20 年度版)」	

資料 2-1-4-②-2 平成 20 年度学年暦（第 1 学期修正版）	
月 日（曜日）	行事等
第 1 学期 4 月 1 日（火） 4 月 2 日（水） 5 月 1 日（木） 5 月 2・3 日（金・土） 5 月 12 日（月）～16 日（金） 7 月 29 日（火） 7 月 30 日（水） 7 月 31 日（木）～8 月 13 日（水） 8 月 14 日（木）～9 月 30 日（火）	入学式・オリエンテーション 第 1 学期授業開始 大阪大学記念日（授業休業） いちょう祭（授業休業） 授業改善アンケート実施 第 1 学期授業終了 補講日 第 1 学期期末試験 夏期休業
第 2 学期 10 月 1 日（水） 11 月 1 日（土）～11 月 3 日（月） 11 月 10 日（月）～14 日（金） 12 月 24 日（水）～1 月 4 日（日） 2 月 2 日（月）・3 日（火） 2 月 3 日（火） 2 月 4 日（水）～2 月 17 日（火） 3 月中・下旬 3 月下旬	第 2 学期授業開始 大学祭（授業休業） 授業改善アンケート実施 冬季休業 補講日 第 2 学期授業終了 第 2 学期期末試験 次年度第 1 学期授業科目履修登録 学位記授与式〔3 月 25 日（予定）〕
出典：《別添資料 6》の「学生ハンドブック（平成 20 年度版）」追加	

資料 2-1-4-③-1 平成 20 年度カレンダー（年度当初版）

平成20(2008)年度 カレンダー

○数字は授業回数を示す

	日	月	火	水	木	金	土
平成20年 (2008年)			1	水① 2	木① 3	金① 4	5
4月	6	月① 7	火① 8	水② 9	木② 10	金② 11	12
	13	月② 14	火② 15	水③ 16	木③ 17	金③ 18	19
	20	月③ 21	火③ 22	水④ 23	木④ 24	金④ 25	26
	27	月④ 28	火④※ 29	水⑤ 30			
5月					1	2	3
	4	5	6	水⑥ 7	木⑥ 8	金⑥ 9	10
	11	月⑤ 12	火⑤ 13	水⑦ 14	木⑦ 15	金⑦ 16	17
	18	月⑥ 19	火⑥ 20	水⑧ 21	木⑧ 22	金⑧ 23	24
	25	月⑦ 26	火⑦ 27	水⑨ 28	木⑨ 29	金⑨ 30	31
6月	1	月⑧ 2	火⑧ 3	水⑩ 4	木⑩ 5	金⑩ 6	7
	8	月⑨ 9	火⑨ 10	水⑪ 11	木⑪ 12	金⑪ 13	14
	15	月⑩ 16	火⑩ 17	水⑫ 18	木⑫ 19	金⑫ 20	21
	22	月⑪ 23	火⑪ 24	水⑬ 25	木⑬ 26	金⑬ 27	28
	29	月⑫ 30					
7月			火⑬ 1	水⑭ 2	木⑭ 3	金⑭ 4	5
	6	月⑬ 7	火⑭ 8	水⑮ 9	木⑮ 10	金⑮ 11	12
	13	月⑭ 14	火⑮ 15	水⑯ 16	木⑯ 17	金⑯ 18	19
	20	月⑮ 21	火⑯ 22	補休日 23	補休日 24	補休日 25	26
	27	期未 28	29	30	31		
8月						1	2
	3	4	5	6	7	期未 8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31						
9月		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30				
月／曜日	日	月	火	水	木	金	土
10月				水① 1	木① 2	金① 3	4
	5	月① 6	火① 7	水② 8	木② 9	金② 10	11
	12	月②※ 13	火② 14	水③ 15	木③ 16	金③ 17	18
	19	月③ 20	火③ 21	水④ 22	木④ 23	金④ 24	25
	26	月④ 27	火④ 28	水⑤ 29	木⑤ 30	金⑤ 31	
11月							1
	2	3	火⑤ 4	水⑥ 5	木⑥ 6	金⑥ 7	8
	9	月⑤ 10	火⑥ 11	水⑦ 12	木⑦ 13	金⑦ 14	15
	16	月⑥ 17	火⑦ 18	水⑧ 19	木⑧ 20	金⑧ 21	22
	23	24	火⑧ 25	水⑨ 26	月⑨ 27	金⑨ 28	29
	30						
12月		月⑧ 1	火⑧ 2	水⑩ 3	木⑩ 4	金⑩ 5	6
	7	月⑨ 8	火⑨ 9	水⑪ 10	木⑪ 11	金⑪ 12	13
	14	月⑩ 15	火⑩ 16	水⑫ 17	木⑫ 18	金⑫ 19	20
	21	月⑪ 22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31			
平成21年 (2009年)					1	2	3
	4	月⑬ 5	火⑬ 6	水⑭ 7	木⑭ 8	金⑭ 9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	月⑮ 19	火⑮ 20	水⑮ 21	木⑮ 22	金⑮ 23	24
	25	月⑯ 26	火⑯ 27	月⑯ 28	木⑯ 29	金⑯ 30	31
2月	1	補休日 2	補休日 3	期未 4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	期未 17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
3月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				

土・日・祝日

* 別日に振り替えて授業を行う。(カレンダー別表参照のこと)

休業日

期末試験

出典：《別添資料 6》 学生ハンドブック（平成 20 年度版）

資料 2-1-4-③-2 平成 20 年度カレンダー（第 1 学期修正版）

平成20(2008)年度 カレンダー(2008.4.25変更)

○数字は授業回数を示す

	日	月	火	水	木	金	土
平成20年 (2008年)			1	水① 2	木① 3	金① 4	5
	6	月① 7	火① 8	水② 9	木② 10	金② 11	12
	13	月② 14	火② 15	水③ 16	木③ 17	金③ 18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	月③ 28	火③* 29	水④ 30			
5月	4	5	6	7	木④ 8	金④ 9	10
	11	月④ 12	火④ 13	水⑤ 14	木⑤ 15	金⑤ 16	17
	18	月⑤ 19	火⑤ 20	水⑥ 21	木⑥ 22	金⑥ 23	24
	25	月⑥ 26	火⑥ 27	水⑦ 28	木⑦ 29	金⑦ 30	31
6月	1	月⑦ 2	火⑦ 3	水⑧ 4	木⑧ 5	金⑧ 6	7
	8	月⑧ 9	火⑧ 10	水⑨ 11	木⑨ 12	金⑨ 13	14
	15	月⑨ 16	火⑨ 17	水⑩ 18	木⑩ 19	金⑩ 20	21
	22	月⑩ 23	火⑩ 24	水⑪ 25	木⑪ 26	金⑪ 27	28
	29	月⑪ 30					
7月			火⑪ 1	水⑪ 2	木⑪ 3	金⑪ 4	5
	6	月⑫ 7	火⑫ 8	水⑫ 9	木⑫ 10	金⑫ 11	12
	13	月⑬ 14	火⑬ 15	水⑬ 16	木⑬ 17	金⑬ 18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	月⑮ 28	火⑮ 29	補講日 30	期末 31		
8月						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	期末 13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31						
9月		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30				

月／曜日	日	月	火	水	木	金	土
10月				水① 1	木① 2	金① 3	4
	5	月① 6	火① 7	水② 8	木② 9	金② 10	11
	12	月②* 13	火② 14	水③ 15	木③ 16	金③ 17	18
	19	月③ 20	火③ 21	水④ 22	木④ 23	金④ 24	25
	26	月④ 27	火④ 28	水⑤ 29	木⑤ 30	金⑤ 31	
11月							1
	2	3	火⑤ 4	水⑥ 5	木⑥ 6	金⑥ 7	8
	9	月⑤ 10	火⑥ 11	水⑦ 12	木⑦ 13	金⑦ 14	15
	16	月⑥ 17	火⑦ 18	水⑧ 19	木⑧ 20	金⑧ 21	22
	23	24	火⑧ 25	水⑨ 26	月⑦ 27	金⑨ 28	29
	30						
12月		月⑧ 1	火⑨ 2	水⑩ 3	木⑨ 4	金⑩ 5	6
	7	月⑨ 8	火⑩ 9	水⑪ 10	木⑩ 11	金⑪ 12	13
	14	月⑩ 15	火⑪ 16	水⑫ 17	木⑪ 18	金⑫ 19	20
	21	月⑪ 22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31			
平成21年 (2009年)					1	2	3
	4	月⑫ 5	火⑫ 6	水⑬ 7	木⑫ 8	金⑬ 9	10
	11	12	火⑬ 13	水⑭ 14	木⑬ 15	16	17
	18	月⑬ 19	火⑭ 20	水⑮ 21	木⑭ 22	金⑭ 23	24
	25	月⑭ 26	火⑮ 27	水⑯ 28	木⑯ 29	金⑯ 30	31
2月	1	補講日 2	補講日 3	期末 4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	期末 17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
3月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				

土・日・祝日

* 別日に振替分けて授業を行う。(カレンダー別表参照のこと)

休業日

期末試験

※注意点

- ・期末試験は、7月31日(木)～8月13日(水)の2週間とします。
 - ・7月16日(水)に、月曜第14回目の振替講義を行います。
- その他、火③振替授業や補講については、決定次第おって通知いたします。

出典：《別添資料 6》 学生ハンドブック（平成 20 年度版）追加

資料 2-1-4-④ 平成 19 年度の期別・科目群別休講回数（補講回数）			
		平成 19 年度 第 1 学期	平成 19 年度 第 2 学期
新カリキュラム	法律基本科目	9 (9)	11 (11)
	法律実務基本科目	7 (7)	1 (1)
	基礎法学・隣接科目	4 (4)	5 (5)
	展開・先端科目	8 (8)	2 (2)
旧カリキュラム	必須科目	13 (13)	11 (11)
	選択科目	7 (7)	8 (8)
		48 (48)	38 (38)
出典：平成 19 年度における本研究科教務係への休講・補講届出集計結果 (教務係保管資料)			

2 優れた点及び改善を要する点等

1) 優れた点

- (1) 法律基本科目において、法学未修者にとっても知識の定着と法的思考力の向上が図ることができるよう、「基礎」→「応用」→「総合」の積み上げ型学修を徹底するカリキュラムとなっているほか、他の科目群においても段階的かつ完結的履修への適切な配慮をしている。
- (2) 法学未修者への配慮という観点から「民事裁判入門」や「リサーチ&ライティング」といった導入教育科目を開設している。
- (3) 授業担当者間で授業内容・方法等に関する打ち合わせ等を行うことにより、法律実務基礎科目と法律基本科目等との連携を図り、理論的教育と実務的教育を架橋するための配慮を適切に行っている。
- (4) 法曹としての責任感や倫理観を涵養するために、「法曹倫理」を独立の科目として開設し、必修としている。
- (5) 公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する「公法訴訟」や本研究科の教育目的に適った先端的法領域の訴訟実務に関する「先端訴訟」を開設している。
- (6) 本研究科創設の基盤である大阪大学の特徴を生かして、隣接社会科学系、あるいは医歯薬系・理工系分野との連携を密にして、法律基本科目に偏らず、展開・先端科目についても多くの授業科目を開設している。とくに高度の科学技術の知見が必要とされる先端的法領域における専門的訴訟に関する「先端系法領域論」を開発した。
- (7) 大阪という地域社会に貢献できる法曹養成を意識して、3つの履修モデルを(知的財産法プログラム、企業関係法プログラム及び起業支援法プログラム)を提示することによって、学生が本研究科の特色ないし養成しようとする法曹像を明確に認識し、かつ、各自の関心に応じ効果的な履修をすることができるようにしている。
- (8) 大学設置基準を厳守し、その枠内で、できる限り多くの授業時間を確保するように努めている。

2) 改善を要する点等

【解釈指針2-1-3-2(4)】に照らすと、平成23年度までに「模擬裁判(民事)」及び「同(刑事)」以外の「弁護実務」及び「エクスターンシップ」の2科目4単位のうち、学生が2単位を選択するよう制度的な縛りをかける必要がある(「模擬裁判(民事)」及び「同(刑事)」に関する履修制限は平成20年度から実施している)。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

（基準3-1-1に係る状況）

少人数教育は、本研究科の教育課程の特徴・目的でもあり（本評価書「Ⅰ 対象法科大学院の現況及び特徴」、「Ⅱ 目的」参照）、これを実現するため、必修科目（法律基本科目と法律実務基礎科目）の受講単位を基礎にして、《資料3-1-1-①》にあるように、30～40名程度のクラスを編成している。平成20年度についてみると、同資料に示したとおり、これらの科目について双方向的または多方向的な密度の高い教育が行われる規模を維持している。【解釈指針3-1-1-1】

資料3-1-1-① 各年次クラス編成と学生数											
	1年次			2年次				3年次			
クラス名	A	B	C	D	E	F	G	J	K	L	M
H16	30	30	29	21							
H17	33	30	32		29	30	29	21			
H18	35	34	35		35	35	34	29	28	28	
H19	35	34	35		35	35	34	29	28	28	
H20-1学期	38	35	—	—	33	32	39	36	37	38	39
※ 本表には休学生も含んでいる。H16D・H17JクラスはH16入学の既修者。											
出典：教務係保管資料											

ただし、実際の受講者数には、これらのクラスの人数に再履修者が加わるので、主要科目の受講者数は、上記クラスの学生数より若干増加することとなる。しかし、後掲《資料3-1-1-⑤ 平成19年度第1学期 受講者数一覧》《資料3-1-1-⑥ 平成19年度第2学期 受講者数一覧》からも明らかなように、少数の授業科目（「民法基礎2（A）」、「民法基礎4」）において60名前後の受講者となっているのみで、大半の授業科目では、ほぼ30～50名程度の少人数教育が実現されている。

上記の必修科目以外については、クラス単位で履修することになっていないので、授業科目毎の受講学生数に幅があるが、大半の科目において、受講者数50名程度のクラスを実現している。新旧カリキュラムの移行期のために生じた受講生増に対してクラス増が実現できなかった科目（2学期開講「地方自治法」）、非常勤実務家教員担当のためクラス増が実現できなかった科目（1学期開講「刑事法律文書作成1」「同2」）を例外として、80名を大幅に超えた受講予定者がある場合には、107名の受講生が集まった2学期開講「法社会学」のように、可能な場合はクラスを二つに分割して対応

してきた。また、受講希望者の集中があった場合でも、適正な規模の授業を維持するために、平成 20 年度からは、シラバスにおいて、成績等による受講数制限を行うことを明記し、当該科目において必要な規模の受講生数に制限できるように配慮している（下記《資料 3-1-1-②》参照）。【解釈指針 3-1-1-1】

資料 3-1-1-② 受講制限に関する「シラバス記載事項についての申し合わせ」記載事項

(3) 受講要件

受講要件を設ける場合には、以下の中から選択して記載してください

必修科目

- ・ 特定の科目（複数科目の指定でもよい）を履修済みであること
- ・ 特定の科目（複数科目の指定でもよい）を履修済み又は履修中であること

選択必修または選択科目

科目履修についての要件

- ・ 特定の科目（複数科目の指定でもよい）を単位取得済みであること
- ・ 特定の科目（複数科目の指定でもよい）を履修済みであること
- ・ 特定の科目（複数科目の指定でもよい）を履修済み又は履修中であること

人数についての要件（最少開講人数の設定は、法律実務基礎科目に限る）

- ・ 受講希望者が〇名未満の場合には不開講とする
（学生間で議論が成りたつようにするため、最少開講人数を設ける）
- ・ 受講希望者のうち、履修済み科目による成績上位から〇〇名
- ・ 受講希望者のうち、提出された事前レポートの評価によって上位から〇〇名

* 「履修済み」とは、「単位取得済み」の場合のほか、当該科目について履修登録をしたうえで、欠席回数が授業回数の 3 分の 1 を超えておらず、期末試験も受験したが、単位認定を受けられなかった場合を含むものである。

出典：平成 19 年度改訂「シラバス記載事項についての申し合わせ」（後掲《資料 3-2-1-③ シラバス記載事項についての申し合わせ》に全文記載）からの抜粋

すべての科目について、適正な受講者数を維持するために、再履修者・他専攻の学生のほか、科目等履修生等も含めた受講者数の一覧を作成し（《資料 3-1-1-⑤ 平成 19 年度第 1 学期 受講者数一覧》《資料 3-1-1-⑥ 平成 19 年度第 2 学期 受講者数一覧》）、これに基づいて、適切な授業規模を維持するように努めている。【解釈基準 3-1-1-2】

また、他研究科の学生については、平成 16 年 5 月 13 日（木）開催の教授会申合せ（《資料 3-1-1-③》参照）の通り、本研究科の授業はごく限定的にしか受講を認めないこととしており、また、科目等履修生についても、本研究科規程第 16 条に規定しており、厳正な選考により決定することとしている（《資料 3-1-1-④》参照）。

実際の受講生の総数で見ても、ある程度再履修者等があることを想定して最初のクラスの編成を行っていること、科目等履修生・他専攻学生についても上記の限定的な運用を行っていることによって、《資料 3-1-1-⑤ 平成 19 年度第 1 学期 受講者数一覧》《資料 3-1-1-⑥ 平成 19 年度第 2 学期 受講者数一覧》からわかるように、法律基本科目や必修科目については、本研究科が維持しようとしている授業規模に問題は生じていない。【解釈指針 3-1-1-2 及び 3】

資料 3-1-1-③ 教務委員会（平成 16 年 5 月 6 日開催）報告書抜粋

(1) 他研究科学生の高等司法研究科授業科目の履修について

高等司法研究科の授業については、少人数教育であることを柱としていることに鑑み、次のように決定した。必修科目については、基本的に認めない。選択科目については、教務委員会及び担当教官が了承した場合に限り認めることとした。

出典：平成 16 年 5 月 12 日教授会資料

資料 3-1-1-④ 「科目等履修生に関する規定」

(聴講生及び科目等履修生)

第16条 本研究科の授業科目中1科目又は数科目を選んで聴講又は履修しようとする者があるときは、第4条の規定に準じて、選考の上、聴講生又は科目等履修生として入学を許可することができる。

出典：本研究科規程

資料 3-1-1-⑤ 平成19年度第1学期 受講者数一覧

【平成19年度第1学期 受講者数一覧2007/4/23版】

科目名	配当年次	必修・選択	担当教員	開講時限	受講者人数	複数クラス ある場合 合計	受講者人数内訳			
							はじめて 受講す る学生	再履修 者	科目等履 修生(聴 講生)	他専攻学 生
刑法基礎(A)	1	必修	佐久間 修	水4.木1	45	89	41	4		
刑法基礎(B)	1	必修	島岡 まな	水4.木2	44		43	1		
憲法基礎1(A)	1	必修	鈴木 秀美	火3	41	86	41	0		
憲法基礎1(B)	1	必修	鈴木 秀美	火4	42		42	0		
公法1(B)	1	必修	鈴木 秀美	火4.水5	3	88	0	3		
民法基礎1(A)	1	必修	吉田 光碩	火4.金4	46		41	5		
民法基礎1(B)	1	必修	吉田 光碩	火3.金3	42	117	42	0		
民法基礎2(A)	1	必修	田中 宏治	月4.金2	63		42	21		
民法基礎2(B)	1	必修	田中 宏治	月2.水1	54	70	42	12		
会社法応用1	2	必修	末永 敏和	水5	38		38	0		
刑事訴訟法(E)	2	必修	水谷 規男	火1.水5.金3	33	70	33	0		
刑事訴訟法(F)	2	必修	水谷 規男	火2.水2.金1	37		33	4		
憲法応用	2	必修	棟居 快行	火5	40	101	40	0	2	
公法3(E)	2	必修	村上 武則	金1	34		34	0		
公法3(F)	2	必修	村上 武則	木1	33	100	33	0		
公法3(G)	2	必修	村上 武則	金3	34		33	1		
公法4(E)	2	必修	棟居 快行	水2	33	108	33	0		
公法4(F)	2	必修	棟居 快行	木2	34		34	0		
公法4(G)	2	必修	棟居 快行	火1	33	108	33	0		
商法1(E)	2	必修	山下 典孝	火2	34		34	0		
商法1(F)	2	必修	山下 典孝	火1	35	108	33	2		
商法1(G)	2	必修	末永 敏和	木1	39		33	6		
商法2(G)	2	必修	吉本 健一	月5.木2.金1	37	108	32	5		
民事訴訟法2(E)	2	必修	下村 真美	月5	37		32	5		
民事訴訟法2(F)	2	必修	藤本 利一	水5	36	110	32	4		
民事訴訟法2(G)	2	必修	藤本 利一	水2	35		32	3		
民事訴訟法応用1	2	必修	下村 真美	月3	38	110	38	0		
民法5(E)	2	必修	平田 健治	月3	43		35	8		
民法5(F)	2	必修	平田 健治	月5	35	106	32	3		
民法5(G)	2	必修	平田 健治	火2	32		32	0		
民法応用1	2	必修	平田 健治	金4	38	106	38	0		
民法応用2	2	必修	小杉 茂雄	木2	38		38	0		
裁判実務基礎(民事)(J)	3	必修	下村 真美 他	火4	36	106	36	0		
裁判実務基礎(民事)(K)	3	必修	下村 真美 他	木2	35		35	0		
裁判実務基礎(民事)(L)	3	必修	下村 真美 他	木3	35	95	33	2		
民事裁判入門	1	選択	南川 博茂	火5	29		29	0		
法理論	1	選択必修	三阪 佳弘	水3	27	95	27	0		
現代政治学	1,2又は3	選択必修	上川 龍之進	月3	1		1	0		
リサーチ&ライティング(A)	1又は2	選択	嶋津 裕介	月1	41	51	41	0		
リサーチ&ライティング(B)	1又は2	選択	新谷 俊彦	月1	40		40	0		
リサーチ&ライティング(H)	1又は2	選択	高尾 慎一郎	月1	13	72	13	0		
刑法2(N)	2又は3	選択	島岡 まな	水3	—					
刑法2(P)	2又は3	選択	島岡 まな	金2	46	81	43	3		
行政救済法(N)	2又は3	選択	高橋 明男	火6.金6	42		41	1		
行政救済法(P)	2又は3	選択	高橋 明男	火5.金4	53	51	52	1		
商法4	2又は3	選択	山下 典孝	火6	3		3	0		
医療と法	2又は3	選択必修	松川 正毅 他	水6	77	72	77	0		
行政法応用1	2又は3	選択必修	大久保 規子	火3	29		29	0	2	
国際私法2	2又は3	選択必修	長田 真里	金5	15	72	14	1		
国際取引法	2又は3	選択必修	野村 美明	月4	10		9	1		
国際法1	2又は3	選択必修	村上 正直	金5	9	72	9	0		
商法基礎(総則・商行為法)	2又は3	選択必修	新井 修司	火2	4		4	0		
税法	2又は3	選択必修	谷口 勢津夫	月2.水1	12	51	10	2		1
知的財産法1	2又は3	選択必修	茶園 成樹	月4.水4	60		56	4		
法社会学(N)	2又は3	選択必修	福井 康太	月4	32	72	32	0		
法社会学(Q)	2又は3	選択必修	福井 康太	月6	19		19	0		
民事回収法1(N)	2又は3	選択必修	中野 貞一郎	水3	32	81	28	4		
民事回収法1(P)	2又は3	選択必修	下村 真美	水4	40		37	3		
労働法	2又は3	選択必修	小高 典明	月2.水1	21	81	21	0		
公法5(N)	3	選択	棟居 快行	水3	21		21	0		
公法5(P)	3	選択	棟居 快行	水4	60	81	60	0		
国際経済法	3	選択	川瀬 剛志	木1	—					
国際人権法	3	選択	村上 正直	水5	6	81	6	0		
知的財産法ワークショップ	3	選択	青江 秀史	火5	28		28	0		
民事回収法3	3	選択	出水 順	木5	31	81	31	0		
ベンチャー社会と法	1,2又は3	選択必修	青江 秀史	水3	46		46	0		
環境法	3	選択必修	松本 和彦	月2	35	81	35	0		
技術知的財産法	3	選択必修	茶園 成樹 他	水2	26		26	0		
金融商品取引法	3	選択必修	末永 敏和	水4	13	81	13	0		
刑事法律文書作成1	3	選択必修	鈴木 眞理子	火2	84		84	0		
刑事法律文書作成2	3	選択必修	鈴木 眞理子	火3	84	81	84	0		
国際民事訴訟法	3	選択必修	長田 真里	水2	8		8	0		
社会保障法	3	選択必修	水島 郁子	月4	38	81	38	0		
消費者法	3	選択必修	平田 健治	金2	19		19	0		
情報法	3	選択必修	鈴木 秀美	水3	43	81	43	0		
労働法演習	3	選択必修	山田 長伸	木5	12		12	0		
ネゴシエーション1	2又は3	選択必修	野村 美明 大澤恒夫	集中	45	81	45	0		
刑事法政策	3	選択	田村 正博	集中	81		81	0		
エクスターンシップ	3	選択必修	末永 敏和 他	他	16	81	16	0		

資料 3-1-1-⑥ 平成19年度第2学期 受講者数一覧

【平成19年度第2学期 受講者数一覧】

科目名	配当年次	必修・選択	担当教員	開講時限	受講者人数	複数クラス ある場合 合計	受講者人数内訳			
							はじめて 受講する 学生	再履修 者	科目等 履修生 (聴講 生)	他専攻 学生
会社法基礎(A)	1	必修	山下典孝	火2、水3	39	81	39	0		
会社法基礎(B)	1	必修	山下典孝	火3、水1	42		42	0		
刑事訴訟法基礎(A)	1	必修	松田岳士	月4	39	81	39	0		
刑事訴訟法基礎(B)	1	必修	松田岳士	月3	42		42	0		
憲法基礎2(A)	1	必修	松本和彦	水4	45	87	40	5		
憲法基礎2(B)	1	必修	松本和彦	水3	42		42	0		
行政法基礎(A)	1	必修	村上武則	火1	39	81	39	0		
行政法基礎(B)	1	必修	村上武則	木1	42		42	0		
民事訴訟法基礎(A)	1	必修	池田辰夫	木2	45	96	39	6		
民事訴訟法基礎(B)	1	必修	池田辰夫	火4	51		43	8		
民法基礎3(A)	1	必修	平田健治	月2、金3	39	81	39	0		
民法基礎3(B)	1	必修	平田健治	月4、金2	42		42	0		
会社法応用2	2	必修	久保田安彦	水5	38		38	0		
刑事訴訟法(G)	2	必修	水谷規男 中村雅臣	火2、水5、金1	33		33	0		
刑事訴訟法応用	2	必修	水谷規男	金2	38		38	0		
刑事法応用	2	必修	中村雅臣	火1	38		38	0		
刑法応用	2	必修	重井輝忠	木2	43		39	4		
行政法応用2	2	必修	高橋明男	火5	38		38	0		
商法2(E)	2	必修	吉本健一	月4、木1、金2	34	67	34	0		
商法2(F)	2	必修	末永敏和	水5、木1、金2	33		33	0		
民事訴訟法応用2	2	必修	下村真美	月3	38		38	0		
民法基礎4	2	必修	松川正毅	水3	58		39	19		
法曹倫理(F)	2	必修	南川博茂 他	火1	47	145	46	1		
法曹倫理(E)	2	必修	南川博茂 他	火2	49		49	0		
法曹倫理(G)	2	必修	南川博茂 他	木4	49		43	6		
裁判実務基礎(刑事)(J)	3	必修	水谷規男 他	火1、2	35	104	35	0		
裁判実務基礎(刑事)(K)	3	必修	水谷規男 他	火2、3	35		35	0		
裁判実務基礎(刑事)(L)	3	必修	水谷規男 他	火3、4	34		32	2		
比較法史	1,2又は3	選択/ 選択必修	三阪佳弘 他	金4	64		64	0		
法社会学(P)	1,2又は3	選択/ 選択必修	福井康太	月5	57	103	56	1		
法社会学(R)	1,2又は3	選択/ 選択必修	福井康太	月6	46		46	0		
法理学	1,2又は3	選択/ 選択必修	中山竜一	水2	26		26	0		
刑法2(Q)	2又は3	選択	島岡まな	水4	64		62	2		
自治論(比較憲法論)	2又は3	選択	高田篤	水4	12		12	0		
商法3(手形法・小切手法・34621W)	2又は3	選択	山下真弘	金3	45	61	45	0		
商法3(手形法・小切手法・34621x)	2又は3	選択	山下真弘	金4	16		16	0		
地方自治法	2又は3	選択	村上武則	水1	102		102	0		
特殊講義B(生命倫理と法)	2又は3	選択	瀬戸山晃一	水6	34		34	0	1	
民法6(N)	2又は3	選択	吉田光碩	水3	28	96	28	0		
民法6(民法応用4・34615P)	2又は3	選択	松井和彦	水4	24		24	0		
民法6(民法応用4・34615Q)	2又は3	選択	吉田光碩	金3	37	97	36	1		
民法6(民法応用4・34615R)	2又は3	選択	吉田光碩	金4	7		7	0		
民法7(N)	2又は3	選択	小杉茂雄	月2	31	97	31	0		
民法7(P)	2又は3	選択	小杉茂雄	月3	36		36	0		
民法7(Q)	2又は3	選択	小杉茂雄	木2	30		29	1		
環境訴訟	2又は3	選択/ 選択必修	大久保規子	水2	26		26	0		
国際私法1	2又は3	選択/ 選択必修	野村美明	月5	22		22	0		
国際法2	2又は3	選択/ 選択必修	黒澤満	木3	7		7	0		
知的財産法2	2又は3	選択/ 選択必修	茶園成樹	月6、水6	46		45	1	1	
民事回収法2	2又は3	選択/ 選択必修	藤本利一	月1	43		42	1		
ネゴシエーション2	2又は3	選択必修	野村美明	火6、他	0		0	0		
経済法	2又は3	選択必修	武田邦宣	水2、金4	50		50	0		
財務報告戦略	2又は3	選択必修	高尾裕二	水2	1		1	0		
民法応用3	2	選択必修	小杉茂雄	木1	6		6	0		
金融法	3	選択/ 選択必修	吉田光碩	水5	19		19	0		
国際知的財産法	3	選択/ 選択必修	茶園成樹 青江秀史	水2	10		10	0		
コーポレート・ガバナンス	3	選択	池田裕彦	金6	69		69	0		
ベンチャー法ワークショップ	3	選択	青江秀史	水1	12		12	0		
行政訴訟ワークショップ	3	選択	村上武則	水6	70		70	0		
国際税法	3	選択	谷口勢津夫	月5	5		5	0		
税法訴訟ワークショップ	3	選択	谷口勢津夫	月4	5		5	0		
民事回収法4	3	選択	藤本利一 他	金6	25		25	0	1	

基準 3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とするこ
と。

（基準 3-1-2 に係る状況）

本研究科においては、法律基本科目について 80 人を超える規模での授業は行っていない。【解釈指針 3-1-2-1】

まず、法律基本科目中の必修科目については、クラス単位で受講することになっている。そのため、再履修者を含めても、前掲《資料 3-1-1-⑤ H19 年度第 1 学期 受講者数一覧》《資料 3-1-1-⑥ H19 年度第 2 学期 受講者数一覧》にあるように、おおむね 30～50 名程度の枠内に収めている。例外的に平成 19 年度 1 学期の「民法基礎 2（A）」が 63 名、「同（B）」が 54 名、同 2 学期の「民法基礎 4」が 58 名、「民事訴訟法基礎（B）」が 51 名となっているが、解釈指針 3-1-2-1 にいう上限 80 人は超えない範囲である。授業科目の編成をする際には、同上一覧からわかるように、本研究科では、30～40 名程度でクラスを編成し、再履修者があっても、受講者の総数が 50 名程度に収まるように配慮してきたが、上記の授業科目で受講者数が 50 人を超えたのは、いずれも再履修者が予想以上にあったためである。再履修者が予測を上回って多かったことは、厳格な成績評価の結果であって、やむをえないので、このような場合は、担当教員の過重負担に配慮しつつ、可能な限り複数クラスに分割して対応するなどの措置をとってきた。（以上については、「基準 3-1-1 に係る状況」の記述も参照）。

3-2 授業の方法

基準 3-2-1

法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分にあげられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準 3-2-1 に係る状況)

【基準中の (1) について】

本研究科において開講する各授業科目の教育内容は、法曹として必要な「専門的な法知識を確実に修得させる」ために編成した、基準 2-1-1～3 に係る状況で記述したような教育課程に基づいて決定している。また、個々の授業科目においては、次のような取り組みを行っている。

まず「専門的な法知識」が個々の授業でカバーされるように、各科目を担当する教員は、シラバス(《別添資料 1 各年度シラバス》参照)の中で、詳細な授業計画を示すとともに、使用した教材等が適切であったかどうかを総括するために、各学期に「教材コメント聴取」を行う体制をとっている。同時に、より大きな法分野ごとに必要となる法知識が、各授業科目の適切な役割分担のもとにカバーできているかを検証するために、平成 18 年度には、「科目間・クラス間・担当教員間調整についての調査」を行った。後者については、《資料 3-2-1-①》に示したような法分野ごとに責任者を置き、各法分野で担当者の合議により、各授業科目で教えるべき内容の検証と総括を行っている。また、上記の調整により、各科目の授業内容が明確になったため、平成 19 年度以降は、各責任者が適宜、微調整を行うこととした。【解釈基準 3-2-1-1】。なお、上述した「教材コメント聴取」と「科目間・クラス間・担当教員間調整についての調査」の詳細については、FD 活動との関連が深いため、「基準 5-1-1 に係る状況」の中で、前者については 70 頁、後者については 80 頁で記述している。各該当箇所を参照されたい。

資料 3-2-1-① 「科目間・クラス間・担当教員間調整についての調査」での各法分野責任者と分担

	備考	回答責任者	回答項目番号
各法系	公法系科目	松本	1、2 の項目
	民事法系〔民法〕科目	吉田	1、2 の項目
	民事法系〔商法〕科目	山下	1、2 の項目
	民事法系〔民事訴訟法〕科目 ※「裁判実務基礎(民事)」を含む	下村	1、2 の項目、民事回収法・「裁判実務基礎(民事)」については 3 も

刑事法系科目 ※「裁判実務基礎（刑事）」を含む	松田	1、2の項目、「裁判実務基礎（刑事）」については3も
基礎法系科目	三阪	1、2の項目。法理論については3も
国際関係法系科目	村上	1の項目
知的財産法系授業科目	茶園	1の項目
実務研修系授業科目	松川	1の項目
出典：平成18年4月21日研究科長通知（依頼）		

本研究科は、法曹として必要な能力の育成のために、「基準2-1-1に係る状況」の冒頭に示した4つの柱にもとづいて授業科目を提供しているが、本研究科の全教育課程は、全体として必要な能力を涵養しようとするものである（前述12頁）。しかも、個々の授業科目においては、できるだけ具体的な事例（判例）を題材にしながら、そこから抽出すべき論点を引き出し、これらを理論化していくプロセスを学び、逆に、これらの理論を新たな事例へ適用する能力を育成することを意識して授業を行っている（特に《別添資料1 各年度シラバス》中の、法律基本科目の授業計画を参照されたい）。また、法律基本科目・法律実務基礎科目においては、「基準2-1-2に係る状況」（1）に記載したように（19頁）、研究者教員と実務家教員の緊密な協働によって、こうした理論化のプロセスを学ばせるべく、常に実務との架橋を意識させるように配慮している。特に本研究科では、実務基礎科目のうち、民事裁判手続と刑事裁判手続の概要を実務的観点から学ばせる「裁判実務基礎＜民事＞」「同＜刑事＞」を必修とし、法廷教室を利用した模擬裁判（民事または刑事の選択必修）を必ず経験させることとしている。【解釈指針3-2-1-2】

授業科目の性質に応じた適切な授業を実現するための方策としては、まず、本章「基準3-1-1及び2」に係る記述でも述べたように、双方向または多方向の授業が実現できる最大の条件として、少人数教育を重視し、適切な受講者数の維持のため最大限の配慮をしている。また、授業方法については、一方的な講義形式で授業を行う科目は、前掲の「教材コメント聴取」の結果を見ても《別添資料9 教材コメント集》、ほとんどない。いずれの授業科目も、事前に一定の課題を与えた上で、その課題について応答的・双方向的に授業が進める方法で行っている。この点が確実に実施されていることは、「科目間・クラス間・担当教員間調整についての調査」の結果《別添資料10 同調査回答集》にも示されており、各法分野において、双方向的な授業方法を意識して授業を行っている。また、この調査結果は教授会でも配布されており、双方向授業の徹底が全教員の共通認識となっている（具体的には、《同上回答集》中の民事法系科目〔民法〕、同〔商法〕、刑事法系科目等を参照）。

また、施設・設備の面でも、「解釈基準10-1-1に係る状況」（後述155～157頁）の記述にあるように、双方向・多方向の授業に配慮した教室を整備している。各授業科目で用いる教材についても、双方向的・対話的形式の授業方式を意識して、指定教科書に加えて教員が自ら作成したレジュメや教材を用いている。これらについては、各学期に前掲の「教材コメント聴取」を通じて各教員が総括し、検証できる体制をとっている《別添資料9 教材コメント集》《本研究科教務係保管資料 各授業教材資料集》。【解釈指針3-2-1-3】

エクスターンシップについては、以下のような厳格な指導体制をとっている（本研究科においては、クリニックの形態の授業は行っていない）。

平成19年度に実施したエクスターンシップは、3年次生を対象として、8月または

9月初旬の2週間法律事務所あるいは、企業の法務部門に学生を赴かせて実施した(受講者16名)《別添資料1-① 平成19年度シラバス》。

実施にあたっては、担当教員が派遣先と事前に協議・調整を行い、派遣期間中も適宜派遣先を訪問し、学生の法令遵守及び守秘義務の確保に努めた(《別添資料11-① 秘密保持誓約書》)。また、学生に対して報酬が支払われるなどの不適切な取り扱いがなされないように十分に配慮した。受講する学生に対しては、事前にオリエンテーションを行ってエクスターンシップの趣旨や目的、遵守事項等について詳しい説明をすると共に、守秘義務遵守を誓約する書面も提出させている(《別添資料11-② 平成19年度『エクスターンシップ』の受講を希望する学生へ》、《別添資料11-③ エクスターンシップ受講希望調査票》、《別添資料11-④ 『エクスターンシップ』実施要領》、《別添資料11-⑤ 平成19年度『エクスターンシップ』学生応募記録》、《別添資料11-⑥ エクスターンシップの受講にあたって》、《別添資料11-⑦ エクスターンシップ報告書(ひな形)》、《別添資料11-⑧ エクスターンシップ授業委託契約書》。【解釈指針3-2-1-4】

【基準中の(2)について】

1年間の授業計画、授業内容と方法、成績評価の基準と方法については、各年度の「学生ハンドブック」「シラバス」において周知徹底している(《別添資料1 各年度シラバス》《別添資料6 各年度学生ハンドブック》)。また、平成18年度には、《資料3-2-1-②》にあるように、実際に担当する教員の具体的な教育方針あるいは教育方法を受講生に十分理解をさせるために、各授業の第1回目に、「授業の進め方等について」を配付することとしたが、これをもとに、平成19年度からは、《資料3-2-1-③ シラバス記載事項についての申し合わせ》のように、こうした内容をそのままシラバスに盛り込むことで、受講学生に対して事前に告知するシステムをとっている。

資料3-2-1-② 「授業の進め方等について」の趣旨、ひな形

(趣旨と依頼文)

大阪大学大学院高等司法研究科授業担当教員 各位

高等司法研究科教務委員会

高等司法研究科では、大変お世話になっております。

先生方には熱心に授業を行っていただいておりますが、各先生の授業の進め方等に違いがあることから、学生が戸惑う場合があるようです。

そこで、学生が、各先生の授業の進め方等を十分に認識したうえで授業に臨むことができるように、授業の進め方等を記載した書面を作成していただくことになりました(3月9日の本研究科教務会において報告)。

第1学期開講科目をご担当の先生は、添付の「授業の進め方等」と題する書面に、

- ・ 授業の進め方
- ・ 想定される予習時間・復習時間
- ・ 資料の配布方法
- ・ 成績評価の方法

等を記載し、第1回目の授業時に、学生に配布してくださいようお願い申し上げます。また、この書面は、まとめて保存しますので、4月14日(金)までに、教務係にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、第2学期開講科目については、9月中旬に同様のお願いをする予定です。

新学期開始の準備等でお忙しいところ恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(ひな形)

平成18年度第1学期 授業の進め方等について

○科目名：

○担当教員名：

1. 授業の進め方
2. 想定される予習時間・復習時間
3. 資料の配布方法
4. 成績評価の方法
5. その他

出典：平成 18 年 3 月 24 日 教務委員会依頼文書

資料 3-2-1-③ シラバス記載事項についての申し合わせ

高等司法研究科教授会
平成 18 年 6 月 8 日
改定平成 20 年 1 月 10 日

シラバス記載事項

〇〇法系、〇〇法
科目番号 科目名
配当年次
必修・選択必修・選択の別
単位数
担当教員

以上の項目は、高等司法研究科教務係で K O A N に記入する

(1) 講義題目

＜いわゆる講義なのか、演習なのかを示す＞

例) 〇〇法演習（双方向対話型を主とする） など

(2) 授業の目的

＜授業によって学生が修得すべき到達目標を掲げる＞

(3) 受講要件

受講要件を設ける場合には、以下の中から選択して記載してください

必修科目

- ・特定の科目（複数科目の指定でもよい）を履修済みであること
- ・特定の科目（複数科目の指定でもよい）を履修済み又は履修中であること

選択必修または選択科目

科目履修についての要件

- ・特定の科目（複数科目の指定でもよい）を単位取得済みであること
- ・特定の科目（複数科目の指定でもよい）を履修済みであること
- ・特定の科目（複数科目の指定でもよい）を履修済み又は履修中であること

人数についての要件（最少開講人数の設定は、法律実務基礎科目に限る）

- ・受講希望者が〇名未満の場合には不開講とする
（学生間で議論が成りたつようにするため、最少開講人数を設ける）
- ・受講希望者のうち、履修済み科目による成績上位から〇〇名
- ・受講希望者のうち、提出された事前レポートの評価によって上位から〇〇名
- *「履修済み」とは、「単位取得済み」の場合のほか、当該科目について履修登録をしたうえで、欠席回数が授業回数の 3 分の 1 を超えておらず、期末試験も受験したが、単位認定を受けられなかった場合を含むものである。

(4) 講義内容

＜合格者に授業概要として通知するものと同じものでよい＞

(5) 授業計画

＜1 回ごとの授業内容を記載する・・・予習範囲の学生への周知＞

参考判例や参考文献等も記載する

(6) 学習方法

- ① 事前準備 想定される予習時間（必須）
それ以外は任意（予習項目の提出など）
- ② 授業時 授業の進め方を具体的に記載（必須）
- ③ 授業終了後 想定される復習時間（必須）
それ以外は任意（復習問題の配付、提出など）
- ④ 資料の配付方法 WebCt、教務係での配布、授業中の配布 など

(7) 教科書

(8) 参考書

(9) 成績評価

成績評価の基準：定期試験の評点と平常点との割合を明記する

例) 定期試験の評点：平常点＝8：2

定期試験の評点：平常点＝9：1 など

オムニバス科目：定期試験として、筆記試験とレポート試験のいずれを選択するかを明記する。

それ以外の科目：定期試験として筆記試験を選択することを明記する。

なお、いずれの場合でも、受講生人数が確定した後、定期試験の方法に変更があれば、変更した旨を速やかに受講生に通知する。

平常点として加減する要素：評価対象とするものを明記する

「授業中の態度」などの主観的評価項目だけでなく、1つ以上の客観的項目（たとえば授業への出席や臨時試験（小テスト））も含めるものとする。

例) 欠席の取扱い

平常点から1回につき〇点を減点する

など

遅刻の扱い

〇〇分以上の遅刻は欠席と扱う

〇回の遅刻で1回の欠席と扱う

など

授業中の質問に対する応答

内容がよければ加点事由とするが、よくなくても減点はしない

など

臨時試験（小テスト）の結果

など

(10) オフィス・アワー

特定の曜日・時限を指定する場合は、その曜日及び時限

予約の要否、予約方法、質問事項の事前送付

など

(11) コメント

六法必携

など

出典：本研究科教授会資料

【基準中の(3)について】

学生が効果的に事前事後の学習を行うことができるようにするために、1日に受講する必修科目が、原則として2科目以内にとどまるように時間割を調整している《別添資料8 授業時間割》。例えば、《資料3-2-1-④ 必修科目の時間割上の配置》のように、平成20年度の1年生Aクラスと2年生Eクラスの1学期は、以下のように時間割が組まれており、必修科目が過度に集中しないように配慮している（なお、下記の科目に選択科目が加わることになる）。【解釈指針3-2-1-5(1)】

資料3-2-1-④ 必修科目の時間割上の配置		
	1年生Aクラス	2年生Eクラス
月曜	民法基礎2	
火曜	民法基礎1	刑事法応用
水曜	憲法基礎2・刑法基礎	民訴法応用1・会社法応用
木曜	刑法基礎	憲法応用・民法応用1
金曜	民法基礎1・民法基礎2	刑訴法応用・民法応用2

双方向的に授業を行うためには、授業で用いられる教材・資料等は、必ず事前に配付されることが必要である。教務係においては、《別添資料35-④ 高等司法研究科教務係業務分担表》（後述する「基準9-1-2に係る状況」参照）に「教材・学期末試験の配布の手配・整理・保管」を明記し、確実に教材を配布する体制をとっている。同時に、平成19年度まではTKC教育支援システムによって、平成20年度以降は大阪大学の教育支援システムであるWebCTのシステムによって、ウェブ上で教材・資料、レジュメ、授業の課題を随時提供する体制を整えている（《資料3-2-1-⑤ WebCT

システムによる教材配布の一例》を参照)。【解釈指針 3-2-1-5 (2)、(3)】

資料 3-2-1-⑤ WebCT システムによる教材配布の一例 平成 20 年度法理論

講義資料

☐

第2回 現代法システム(1) —裁判と司法—
紛争解決と司法制度の間の矛盾について考える。

参考資料：津地裁昭和58年2月25日判決（判例時報1083号125頁以下）—いわゆる「隣人訴訟」事件—

☐

第3回 現代法システム(2) —行政過程と司法—
法理論08年度第3回事前レジュメをアップロードします。

☐

第4回 現代法システム(3) —立法と司法—
法理論08年度第4回事前レジュメをアップロードします。

☐

第5回 現代法システム(4) —裁判外紛争解決—
法理論08年度第5回事前レジュメをアップロードします。

また、後述の「基準10-1-1に係る状況」で記述するように、授業時間外の自習のために自習室を開設し、セミナー室、談話室、図書室（平成20年度よりローライブラリー4と改称）も整備している。図書室には基本文献や基本雑誌を配備している。【解釈指針 3-2-1-5 (4)】

集中講義の場合、《資料 3-2-1-⑥》にあるように、元来、集中講義形式で開講する授業科目数が少ない上、開講する場合にも、おおむね授業期間外で行っているため、通常授業と同様に、あるいはそれ以上に、事前事後の時間外学習に必要な時間を取ることができる状況にある。【解釈指針 3-2-1-6】

資料 3-2-1-⑥ 集中講義開講期間一覧

平成 16 年度	集中講義無し	
平成 17 年度	エクスターンシップ	夏期休暇中
	ネゴシエーション	8/6 : 13:00～17:50
		9/26～10/1 : 10:30～17:50
	刑事法政策	各土曜日に午後集中の形式（全5回）
		10/15(土) 3～5 限(以下同じ)
		11/12(土)・11/26(土)
		12/10(土)・12/17(土)
平成 18 年度	エクスターンシップ	夏期休暇中
	ネゴシエーション	8/21～8/26 : 10:30～16:30
	刑事法政策	土曜日午後集中（5回）
		2学期開講予定(昨年度と同様の開講予定)
	E U 法政論	9/4～9/9 ただし 9/7 は休み。
	アメリカ法	8/10(木) 2～5 限
		8/11(金) 2～5 限
		8/14(月) 2～4 限
		8/15(火) 2～5 限

平成 19 年度	エクスターンシップ ネゴシエーション 1 刑事法政策	9/3～9/14 8/17（金）～8/24（金）（18 日を含む） 4/21（土） 3～5 限(以下同じ) 5/12（土）・5/19（土） 6/23（土）・7/14（土）
----------	----------------------------------	---

出典：教務係保管資料

また、選択科目となっている特殊講義などについても、その位置づけを明確化するため、《資料 3-2-1-⑦ カリキュラム・授業等に関する申し合わせ》を作成して、その方針を確認している。

資料 3-2-1-⑦ カリキュラム・授業等に関する申し合わせ

平成 20 年 2 月 14 日・高等司法研究科教授会

○「特殊講義」関係

・「特殊講義」は、研究科規程別表の「法律実務基礎科目」、「基礎法学・隣接科目」及び「展開・先端科目」の各科目群に掲げられている科目の内容に準ずるか又は密接に関連する内容の科目であって、常設の科目とすることが必ずしもできないか又は適当でないようなものを、適宜、カリキュラムの中に取り込んで教育に反映させることができるようにするために開講するというコンセプトに基づく授業科目であり、前記各科目群に「特殊講義 A」、「特殊講義 B」及び「特殊講義 C」として配置される。

・「特殊講義」も、研究科規程の適用上、常設の科目と同様に取り扱われる（例えば、研究科規程第 8 条第 2 項に規定する履修単位の上限に含まれる）。

○「コミュニケーションデザイン科目」関係

研究科規程第 8 条第 4 項の適用上、コミュニケーションデザイン科目は、「基礎法学・隣接科目に属する選択科目」として同条第 1 項に規定する単位に充当する。ただし、研究科規程の別表の「展開・先端科目」の科目群に掲げられている科目の内容に準ずるか又は密接に関連する内容の科目については、「展開・先端科目に属する選択科目」として同規程第 8 条第 1 項に規定する単位に充当する。

○「集中講義」関係

・研究科規程第 8 条第 4 項及び第 9 条の適用上、コミュニケーションデザイン科目又は他の研究科、他の大学院若しくは外国の大学院の授業科目で集中講義として開講されるか又は開講された科目については、教授会は同第 8 条第 1 項に規定する単位に充当することを承認しない。

・本研究科が授業科目を集中講義として開講する場合には、1 日の授業時間を原則として 2 授業時間以内とするなど、学生がその授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間を確保することができるようにする。

○履修登録関係

研究科規程第 8 条第 2 項の適用上、「履修」は「履修登録」の意味であるから、注意すること。

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準 3-3-1

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することができる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

(基準 3-3-1 に係る状況)

《資料 3-3-1-① 履修方法に関する規程》にあるように、本研究科では、学生が本研究科を修了するために必要な修得単位数 96 単位について、各年次の履修登録単位数の上限を、1 年次 36 単位、2 年次 36 単位、3 年次 40 単位と定めている。その趣旨を《資料 3-3-1-② 各年次の履修上限単位数》のように学生ハンドブック中にも明記し、学生に周知徹底している【解釈指針 3-3-1-1】【解釈基準 3-3-1-2】。なお、平成 18 年度入学生までは、全学年について、上限を 36 単位としていたが、平成 19 年度のカリキュラム改革および進級制の導入に伴い、上記のように変更した。その際に、平成 18 年度以前の入学生についても、3 年次の履修上限を 40 単位とした。

資料 3-3-1-① 履修方法に関する規定

(修了要件及び履修方法)

第 8 条 学生は、本研究科の課程に 3 年以上在学し、別表の授業科目の中から、次の各号に掲げる単位を含む 96 単位以上を修得しなければならない。

- (1) 法律基本科目のうち必修科目 54 単位及び選択必修科目 4 単位以上
- (2) 法律実務基礎科目のうち必修科目 6 単位及び選択必修科目 6 単位（模擬裁判（民事）又は模擬裁判（刑事）のいずれか 1 科目 2 単位を含む。）以上
- (3) 基礎法学・隣接科目のうち選択必修科目 4 単位以上
- (4) 展開・先端科目のうち選択必修科目 16 単位以上

2 学生は、1 学年において 36 単位を超えて授業科目を履修登録することができないものとする。ただし、第 3 年次においては、40 単位まで授業科目を履修登録することができるものとする。

3 第 4 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により第 2 年次又は第 3 年次に進級することができなかった学生に係る第 1 年次又は第 2 年次における履修単位の上限は、前項の規定にかかわらず、同項本文に規定する履修単位の上限に相当する単位数から当該年次において B 以上の成績評価を受けた授業科目の単位数を減じた単位数とする。

4 学生は、教授会の承認を得たときは、大阪大学コミュニケーションデザイン科目（学部学生が履修することができる科目を除く。）規程に定めるコミュニケーションデザイン科目を履修し、これを当該授業科目の内容に応じ別表の基礎法学・隣接科目又は展開・先端科目に属する選択科目として第 1 項に規定する単位に充当することができる。この場合において、第 1 項に規定する単位に充当することができる単位は、次条の規定により充当する単位と合算して 8 単位を超えないものとする。

出典：本研究科規程

資料 3-3-1-② 各年次の履修上限単位数

3. 履修登録

* 選択必修科目及び選択科目の履修と履修上限（36 単位）の関係

- ・本研究科の学生は、1 学年において 36 単位以内の授業科目を履修登録することができます（3 年次生のみ 40 単位以内となります）。
- ・履修上限との関係で、選択必修科目及び選択科目の履修は次のようになります。

仮に、第 1 学期の必修科目が α 単位、第 2 学期の必修科目が β 単位となっているとすると、両学期を通じて、選択必修科目及び選択科目を「36 単位－ α 単位－ β 単位（＝ γ 単位）」まで登録することができます。

第 1 学期と第 2 学期のバランスを考えて、第 1 学期に選択必修科目及び選択科目を δ 単位（ $0 \leq \delta \leq \gamma$ ）履修登録した場合、第 2 学期には、選択必修科目及び選択科目を「36 単位－ α 単位－ β 単位－ δ 単位」まで登録することができます。第 1 学期に選択必修科目及び選択科目を

上限であるγ単位を履修登録した場合、第2学期では必修科目しか履修することができなくなるので、注意してください。

第1学期において、必修科目・選択必修科目・選択科目を問わず、不合格となった科目があるとしても、第2学期にその単位分をプラスして登録することはできません。

- ・3年次配当の模擬裁判（民事）と模擬裁判（刑事）については、いずれか一方を必ず履修しなければなりません。両方を履修することはできません。どちらかの希望者が多い場合は、ほぼ半数になるように調整がされます。

出典：《別添資料6》の学生ハンドブック（平成20年版）

本研究科では、進級制度に基づいて原級留置となった場合には、再履修科目単位数及び基準4-2-1（1）アで履修が認められる授業科目単位数について、すべて上述の履修上限単位数の中に含めている。進級を認められた場合で、再履修科目がある場合についても、当該学年の履修上限単位数の中に含めて履修登録を行うものとしている。【解釈指針3-3-1-3】

なお、本研究科においては、【解釈指針3-3-1-4】は該当しない。

2 優れた点及び改善を要する点等

1) 優れた点

本研究科は、双方向的・多方向的に授業を行うための必須の条件が適正な受講者数の維持であることに鑑み、少人数教育を可能な限り実現するように配慮し、クラス単位で受講させる法律基本科目や法律実務基礎科目中の必修科目については、おおむね50人までの規模を維持してきた。そのことは、授業方法として双方向対話的形式を徹底し、少人数教育に見合った工夫と実践を行うことについての認識を、教員間で共有することにつながっている。

2) 改善すべき点等

とくになし。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- （１）成績評価の基準が設定され、かつ学生に周知されていること。
- （２）当該成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- （３）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- （４）期末試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

（基準4-1-1に係る状況）

【基準中の（１）について】

本研究科では、成績評価基準については、《資料 4-1-1-①》にあるように、本研究科が発足した平成16年度から全学生に配布されている『学生ハンドブック』の中で、全科目に共通する一般的な評価基準と成績分布の目安を公表している。

資料 4-1-1-① 成績評価

成績は、原則として、筆記試験による定期試験の評点と平常点によって評価します。定期試験の評点と平常点の割合は各授業科目ごとに異なり、その割合はシラバスに記載します。

ただし、受講生が10人以下の科目又はオムニバス科目については、定期試験の方法としてレポート試験の場合もあります。ここでいうレポート試験とは、教務委員会によって設定された、授業期間終了後に提出しなければならないものをいい、提出時期が授業期間中に設定されたものは、その形式・内容を問わずレポート試験には含めません。

また、オムニバス科目であって、かつ、受講生が10人以下である場合、または、実技等を主体とする科目にあたる場合には、平常点のみで評価することがあります。（前者の場合については、受講人数確定後に定期試験を行うかどうかをお知らせします。）いずれの場合においても、授業期間中にレポート提出を最低限1回は課し、レポートに対する評価を含めて平常点を評価します。

各授業科目の成績は、100点を満点として次の評価をもって表し、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とします。

S（90点以上）

A（80点以上90点未満）

B（70点以上80点未満）

C（60点以上70点未満）

D（60点未満）

受験者が次の段階に進むことができるかどうか、または法曹を目指す者として適切なレベルに達

しているかどうかを客観的かつ公正に絶対評価により可否を決定します。合格者のうち、SおよびAは合格者の30%～20%（Sは10%以下）、Bは合格者の60%～40%、Cは合格者の30%～20%を目安として評価します。なお、Sは特に優れた学業成績を修めた学生にのみ与えられるべき評価であるため、「該当者なし」と判定することもあります。

出典 《別添資料6 各年度学生ハンドブック》

さらに、授業科目ごとの「シラバス」においても、全体の成績評価の考慮要素およびその割合について事前に明記している。平成19年度には、これらの点が必ずしも明記されていない授業科目があったが、平成20年度においては平常点の考慮項目を含め、これらの明記を徹底した。この点は《別添資料1 各年度シラバス》中の各科目「成績評価」の欄を参照されたい。

平成19年度からは、KOAN（大阪大学学務情報システム）の本格始動にあわせて、「シラバス記載事項に関する申し合わせ」も改訂し、授業の概要、履修要件のほか、従前は第1回の授業開始時に配付していた「授業の進め方等について」の内容も、「学習方法」欄に記載し、あらかじめ学生に周知している《資料3-2-1-③参照》。【解釈基準4-1-1-1】

【基準中の（2）について】

平成16年度及び平成17年度においては、選択科目だけでなく、必修科目においても、成績分布にバラつきがみられたため、平成18年6月、本研究科として、「成績評価の申合せ」を作成した《資料4-1-1-②》。ここで重視したのは、成績評価の適正化だけでなく、平成17年度まで必ずしも徹底していなかった、筆記試験採点の匿名性の確保である。より厳正な筆記試験の実施を徹底するための方策として、筆記試験の採点時に受験者氏名を匿名化した上で、平常点の評価と別立てで記録することとした（同上資料中4）の手順部分を参照）。【解釈指針4-1-1-2(2)】

「成績評価の申合せ」は、大学全体の成績評価の表示方法の変更に伴い、平成19年2月に改定し、さらに、平常点の評価項目をシラバスに明記することや、異議申立て制度の改善を盛り込んで、平成20年1月に改定した。

この間、教授会や教員会議の場で繰り返し「成績評価の申合せ」の趣旨を説明するなど、その徹底に努めてきたが、申合せの趣旨に合致しない授業科目も存在した。そこで、平成19年度第1学期に「評点換算ソフト」を導入し、合格者の中での相対評価（S、A、B、Cの割合）を申合せどおりに行う体制を整えた。しかし、平成19年度第1学期においては、上記ソフトの使用方法について若干の混乱が見られたこともあり、なお「S」評価が目安となる10%を超える授業科目や、「C」評価の割合が高い授業科目が残った。このような「成績評価の申合せ」が守られていない科目の存在は、文部科学省による「平成19年度法科大学院年次計画履行状況調査」の際にも留意事項として指摘されたことを踏まえ（《資料4-1-1-③》を参照）、平成19年度第2学期の期末試験においては、合格者の相対評価をさらに徹底し、おおむね成績評価の目安に沿ったものとすることができた。

「成績評価の申合せ」の実効性確保のための措置として、上記ソフトの導入のほか、申合せに著しく反する成績評価がされた場合には、研究科長が教授会の議を経て適切な修正措置を講じることとし、この措置が平成20年度第1回教授会で承認された《資料4-1-1-④》。また、教員に対しては、学期毎に、採点分布に関するデータを教授会で配付し、全教員の間で共有している（《別添資料3》）。【解釈指針4-1-1-2(3)】

資料 4-1-1-② 成績評価の申し合わせ

高等司法研究科教授会

平成18年6月 8日

改定 平成19年1月11日

改定 平成19年2月 8日

改定 平成20年1月10日

成績評価の申合せ

1 成績評価の方法

4) 成績評価の手順

KOAN（注：「大阪大学全学学務情報システム」、履修登録・成績登録・シラバス登録等に関する全学学務情報管理システムを指す）導入に伴い「評価の透明性」を高めるために、定期試験の評点と平常点によって成績評価を行う科目については、以下の手順に従い公正に成績評価を行う。

① 教員は、平常点の評価を定期試験開始までに成績表（氏名が記載されたもの）に記入し、その写しを教務係に届け出る。

② 定期試験の答案用紙には受験者記入評番号欄のみ設け、受験生には当該学期又は当該試験ごとに配付された受験者記入評番号だけを記載させる。

レポート試験の場合、受験者があらかじめ教務係において配付を受けた受験者記入評番号のみをレポートの表紙に記入させ、受験者記入票とともにレポートを提出させる。教務係は、レポートに付された受験者記入票を回収して、教員にレポートのみを交付する。

③ 教員は、定期試験の評点を受験者記入票番号のみが記載された成績表に記入し、その写しを教務係に提出する。

教員は、定期試験の評価に際して、受験者が次の段階に進むことができること又は法曹を目指す者として適切なレベルに達していることを客観的に認定する絶対的な基準を決定し、この基準を満たさない者の評点は、平常点と合算しても不合格となるであろう点数とする。

④ 教務係は、③の成績表（写し）の提出を受けるのと引き換えに、受験者記入票番号、学籍番号及び氏名の記載された成績表を教員に交付する。

⑤ 教員は、平常点の採点結果と定期試験成績記入表の点数とを合計し、その合計点（100点満点）をもって最終的な成績評価のための素点とする。

素点が60点未満の者（不合格者）については素点をそのまま評点として KOAN に入力する。

素点が60点以上の者（合格者）については、以下の(i)(ii)の手順により相対的に決定した評点を KOAN に入力する。

(i) S・A・B・Cの割合はそれぞれ合格者の10%・20%・40%・30%を目安とする。ただし、特段の理由がない限り、S及びAは合格者の30%～20%（Sは10%以下）の範囲内、Bは合格者の60%～40%の範囲内、Cは合格者の30%～20%の範囲内にそれぞれ収まるようにしなければならない。前記各割合の範囲から逸脱する場合には、特段の理由を成績評価に関する講評書の中で説明しなければならない。

なお、Sは、特に優れた学業成績を修めた学生にのみ付されるべき評価であるから、「該当なし」

と判定しても差し支えないことに注意すること。

(ii) S、A、B又はCと判定された受験者の評点は、一定の合理的な方法により相対的に決定する。評点については、小数点以下を切り捨てるものとする。

3 成績評価に関する講評書

1) 講評書の作成

教員は、K O A N入力終了後速やかに成績評価に関する講評書を作成し、指定された期日までにこれをT K C上の「科目のお知らせ欄」に掲載し、また、その電子データ又はハードコピーを教務係に提出する。

講評の記載事項は、＜別紙＞講評書の記載事項のとおり。

なお、受講生が10人以下の科目については、成績分布及び定期試験を行った場合における答案についての講評は記載しない。

2) 講評書集の作成・閲覧

教務係は、講評書集を10冊作成し、研究科長・副研究科長(2名)・教務委員会・F D委員会に各1冊を配付し、3冊を教務係前に置いて学生の閲覧に供する。残り2冊は、教務係が保存用に保管する。

6 成績分布の公表

教員は、その作成する成績評価に関する講評書の中で、定期試験の評点と平常点による最終の成績評価について、不合格者と合格者との割合及び両者の人数並びに合格者のうちのS・A・B・Cの割合及び人数を記載する。ただし、受講生が10人以下の科目については、成績分布は講評しない。

成績分布がこの申合せの第1項4)⑤(i)に定める割合の範囲から逸脱する場合には、その理由も記載する。その理由の記載がない、または理由記載が不十分であると教務委員会が認めたときは、当該教員は、教務委員会の求めに従い、直ちに成績評価に関する講評書を修正し、提出する。

7 教員会議での説明

前項の規定により成績評価に関する講評書を修正した場合には、当該教員は、その理由について教員会議において説明する。

出典 平成18年6月8日教授会資料

資料4-1-1-③ 「平成19年度法科大学院年次計画履行状況調査の結果による個別留意事項」のうち大阪大学大学院に関する留意事項

○「成績評価の申合せ」の趣旨を徹底し、実効性の確保に努めること。

出典：文部科学省ホームページ法科大学院年次計画履行状況調査の結果等について（平成19年度）

(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/01/08012306/003.htm)

資料4-1-1-④「法科大学院設置計画履行状況調査結果に係る留意事項実施状況報告」

成績評価について、「成績評価の申合せ」を一部改正し、①平常点の評価項目に1つ以上の客観的指標を取り入れること、②学生からの成績に対する異議申立の審査にあたり、教務委員会が適切なチェックを行うこととしたほか、その趣旨を徹底し実効性を確保するために、「成績評価の申合せ」1の1)の「成績評価の原則」の中に、「この申合せに著しく反する成績評価が行われた場合には、研究科長は、教授会の議を経て適切な修正措置を講じることができる。」という定めを追加した。

平成20年度については、平成19年度に「成績評価の申合せ」に著しく反する成績評価を行ったと認められる教員に対して、研究科長は、学生に成績評価を通知する前にいったん成績評価（案）を提出させ、教務委員会による審査を経たうえで、不適切と認定された成績評価（案）については修正を命じることとした。

出典：平成20年4月10日教授会資料

つぎに、学生に対する成績評価の説明を、制度として設けている。それは、講評書制度の充実・答案の返却と成績についての異議申立てである。

前者の成績講評制度については、17年度に行われた文部科学省による「平成17年度法科大学院年次計画履行状況調査」の際に指摘された点もふまえ、ファカルティ・ディベロップメント委員会の審議や、これを踏まえた教授会における数度の審議を経て、平成17年度2学期定期試験より、新たに期末試験などの講評制度を設けるに至った。その後、期末試験の講評だけでなく、平常点も含めた最終成績についての講評書を作成することとし、より正確な情報を学生に開示するようにしている。これについては《資料4-1-1-⑤》《別添資料12 成績評価に関する講評集》を参照（なお《資料4-1-1-②》中の「312）」部分も参照）。異議申立て制度については【基準中の（3）について】で記述する。【解釈指針4-1-1-2（1）】

資料4-1-1-⑤ 成績評価に関する講評制度の趣旨、ひな形

平成19年7月

講評書の記載事項

平成19年度第1学期成績評価に関する講評

○科目名：

○担当教員名：

1 成績評価の基本方

シラバス記載の成績評価の割合

採点の方針（減点法、加点法）

どのような点に注目して、減・加点するのか など

2 定期試験の出題の趣旨

3 定期試験の答案についての講評

4 成績分布（定期試験の評点と平常点による成績評価をする科目にあつては最終成績の分布）

S・A・B・C・不可の割合（％）及び人数

「成績評価の申合せ」の目安と大きく乖離している場合、その理由を記載する

5 その他

*受講生が10名以下の科目については、3及び4の項目については記載しない。

その場合、別途の方法で受講生に3の項目（ただし、他の特定の受講生の成績が推測できる部分を除く。）について告知する。

【基準中の（3）について】

上述の講評制度の導入によって、評価の基準と成績分布について学生に周知する体制を整えた。また、複写式解答用紙を用いることによって、採点済みの答案写しを学生に返却することとしたこと、《資料4-1-1-⑥及び⑦》にあるように、学生からの異議申し立て制度を設け、個々の学生に対して成績評価について説明責任を果たすことで、より一層、成績評価の透明度を高めるように配慮している。《別添資料6 各年度学生ハンドブック》。【解釈基準4-1-1-3】

資料4-1-1-⑥ 「履修上の注意事項」中の授業科目の成績に対する異議申立制度について

授業科目の成績に対して異議がある場合は、所定の期間内に教務係に異議申立書を提出することができます。担当教員は、異議申立てがあったときは、異議を審理し、提出日より2週間以内に審査結果を異議申立書の「審理結果」欄に記載し、回答します。異議申立書所定用紙は教務係にあります。

出典 《別添資料6 学生ハンドブック（平成20年版）》27頁

資料4-1-1-⑦ 「成績評価の申し合わせ」の「異議申立てに対する審査」

高等司法研究科教授会

平成18年6月 8日

改定 平成19年1月11日

改定 平成19年2月 8日

改定 平成20年1月10日

成績評価の申合せ

5 成績に対する異議申立ての審査

1) 処理の手順

- ① 教務係は、学生から提出された異議申立書の写しを作り、原本を当該教員に交付する。
- ② 教員は、異議事由を審査のうえ、結果を原本に記載し、教務係に提出する。
- ③ 審査においては、まず、異議事由として記載された内容が成績に対する異議に該当するか否かを判断する。
 - (i) 成績に対する異議に該当しない（例えば、素点や平均点等の詳細な点数の開示の要求それ自体）と判断する場合には、その理由を理由欄に記述する。
 - (ii) 成績に対する異議に該当すると判断する場合には、その記載内容を審査し、審査結果として

、素点を変更するか否か、また成績評価（評語）を変更するか否かについて記載するとともに、その理由を理由欄に記載する。

④ 教務委員会は、異議申立書に記載された審査結果が不適切なものである場合には、当該教員に対して審査結果の記載の修正を求める。

当該教員は、原本における審査結果の記載を修正し、これを教務係に提出しなければならない。

⑤ 教務係は、審査結果の記入済み異議申立書の写しを作り、原本を学生に交付する。

なお、退職後も、当該教員であった者が異議事由に対する審査を行う。

2) 審査の結果、成績を変更する場合の事由

成績評価の客観性、透明性、公平性を損なう事由による変更はできない。

例) 事後にレポートを提出させて、評価の対象とする など

出典 高等司法研究科教授会資料

厳正な成績評価は、単に学生に対して不利益を与えるものであってはならない。努力の成果が高い評価に現れ、学生が学習到達度を実感できてこそ、学習効果はさらに高まるものである。そこで、本研究科では、平成 16 年度から、成績優秀者の表彰制度を設けて、勉学の動機付けを高める努力を続けている《資料 4-1-1-⑧》（具体的な制度運用に関しては、《別添資料 13 H16～19 年度成績優秀者表彰について》を参照されたい）。

資料 4-1-1-⑧ 成績優秀者の表彰

本研究科では、成績上位者を表彰します。卒業生については、全ての履修科目の平均素点により、1・2 年生については当該年度の履修科目の平均素点により成績上位者を決定して表彰しています。表彰式では表彰状および副賞が贈られます。また、掲示により成績優秀者を公表します。

出典 《別添資料 6 学生ハンドブック（平成 20 年版）》

【基準中の（4）について】

期末試験の実施については、開設年度である平成 16 年度において、日程に関する学生の改善要望があったことから、平成 17 年度以降、学生の勉学上の便宜にも配慮しつつ、必修科目の試験実施の日時をできる限り分散させるなど、より適切な試験時間割を作成するようにしている《別添資料 14 平成 16～19 年度 定期試験の体制》。また、《資料 4-1-1-⑨》にあるように、病気・事故等やむを得ない理由で定期試験を受験できなかった学生に対しては、追試験の制度を設け、受験生が不当に不利益を受けないように配慮している。【解釈指針 4-1-1-2】

平成 16 年度以降、平成 19 年度までに追試験は 2 回（受験者各 1 名）、レポート提出期限の猶予も 2 回行われているが、追試験においては、本試験とは異なる問題を出題することなどにより、成績評価の点で定期試験受験者と追試験受験者の間で不公平が生じないようにしている《資料 4-1-1-⑩》。

資料4-1-1-⑨ 追試験

追試験

次の各号の一に該当する理由によって定期試験を受験できなかった場合、当該科目の定期試験日に、または当該試験終了時から起算して1週間以内に「追試施行願」を提出することができます。郵送の場合は、簡易書留郵便で上記期間内に到着するように送ってください。当該試験終了時から起算して6日以内に発送したことが、消印その他書類から確認できるときは、上記提出期限後に到着したものも受理します。

- (1)公共交通機関の途絶により当該試験開始後30分以内に入室できなかった場合において、他にとりうる代替交通手段が存在しなかったとき。
- (2)学校保健法施行規則第19条に定める学校において予防すべき伝染病にかかり、医師から出席停止の指示をうけたとき。
- (3)一親等・二親等の親族の死亡または葬儀
- (4)その他本研究科がやむを得ないと認める事情があるとき。

追試施行願には、上記（1）ないし(4)の一に該当することを証明するに足る書類を添付してください。

レポート提出期限の猶予について

期末試験としてのレポートが正規のレポート提出期限までに提出できなかった場合におけるレポート提出期限の猶予は、「3 追試験」に記載されている、正規の試験を受けることができなかった場合の追試験と同様の取扱いをします。そのため、レポートの提出期限の猶予を求める学生は、所定の「レポート提出猶予願」及びその理由を証明するに足る書類を、正規のレポート提出期限から起算して1週間以内に提出してください。郵送の場合は、簡易書留にて、提出期限から起算して1週間以内に到着するように送ってください。

再試験

再試験（成績評価の結果、合格点に達しない者に対する救済措置）は、実施しません。

出典：《別添資料6 学生ハンドブック（平成20年版）》25、26頁

資料4-1-1-⑩ 追試験・レポート提出猶予願申請一覧表

番号	種 類	年度・学期	科 目	申請理由	承認の可否	問題
1	レポート提出猶予	2005・1	法理論	入院のため	承認	――
2	追試験	2005・1	民法5	急病のため	承認	別
3	レポート提出猶予	2006・2	ロイヤリング	実父の死去	承認	――
4	追試験	2006・2	裁判実務基礎 (刑事)	実父の死去	承認	別

出典：教務係資料から

基準 4-1-2

学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合は、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

（基準 4-1-2 に係る状況）

本研究科では、他の機関の履修結果をもとに、厳正に単位を認定する方法を用意している。具体的には、他研究科、他大学院又は外国の大学院の授業についての履修承認手続および既修得単位認定の手続を設けた上で、これを学生側にも告知している《資料 4-1-2-①》。学生側から必要書類を添えた「他研究科科目の履修登録申請書」が提出された場合には、当該科目の履修の可否、修了要件に必要な単位に含めるか否か、終了要件に必要な単位に含める場合の科目属性を教務委員会で判断したうえで教授会で決定する。また、「既修得単位認定願」が提出された際には、関連科目担当教員が当該科目のシラバス等の内容に基づき、単位認定の可否を実質的に検討し、教務委員会および教授会の審議を経て、単位認定の可否を決している。その結果は、速やかに当該学生に通知するシステムになっている。

これまでに、他研究科・他大学院の科目履修登録については、14 科目の申請があり、13 科目の登録を承認した《資料 4-1-2-②》。また、入学前の大学院履修科目については、7 科目の認定願が提出されたが、添付資料などを細かく検討した上で、厳正な判定がなされ、1 科目（2 単位）のみを認定した《資料 4-1-2-③》。

資料 4-1-2-① 本研究科規程

（他の研究科における授業科目の履修等）

第 9 条 学生は、教授会の承認を得たときは、他の研究科、他の大学院または外国の大学院の授業科目を履修し、これを当該授業科目の内容に応じ別表の基礎法学・隣接科目又は展開・先端科目に属する選択科目として 8 単位を限度に前条第 1 項に規定する単位（引用者注記：修了に必要な単位＝96 単位）に充当することができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第 10 条 本研究科が教育上有益と認めるときは、教授会の承認を得て、学生が本研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 15 条に規定する課目等履修生として修得した単位を含む）を、前条の規定により修得した単位とは別に当該授業科目の内容に応じ別表の基礎法学・隣接科目又は展開・先端科目に属する選択科目として 8 単位を限度に第 8 条 1 項に規定する単位に充当することができる。

出典 本研究科規程

資料 4-1-2-② 「他研究科、他大学院の授業科目履修申請・承認不承認一覧表」

他研究科科目の履修登録申請一覧表

2008.04.28 更新

※修了要件に入れる場合は、成績が確定してから、KOANへの処理を行うこと。

通し 番号	申請年 度	学 期	申請 した 当時	研究科名	授業科目名	単 位 数	教授会判定結果		認定 年 次 (*) 内は	備考
							履修 すること 自体の	修了要 件の承 認の可		
1	2004	2	1	国際交流科目	日本のメディアとコミュニケーション	2	承認	否	2004 年2学期 (優)	修了要件には入れない
2	2006	1	3	コミュニケーション デザイン科目	パフォーミングアーツの世界	2	承認	否	※履修 履歴なし	
3	2006	1	2	法学研究科博士前期 課程(修士)	研究指導1	2	承認	承認	2006 年1学期	修了要件として承認
4	2006	2	2	法学研究科博士前期 課程(修士)	研究指導2(刑事手 続・少年審判におけ る上訴制度と手続保 障)	2	承認	承認	2006 年2学期 (良)	修了要件として承認
5	2007	2	2	コミュニケーション デザイン科目	パフォーミングアーツの世界	2	承認	承認	2007 年2学期(不 合格)	修了要件として承認
6	2007	2	2	コミュニケーション デザイン科目	臨床コミュニケーション	2	承認	承認	2007 年2学期(A)	修了要件として承認
7	2008	1	3	医学系研究科・医科学 専攻	医事法	2	承認	承認		年間履修制限単位数に含 む。【高度副プログラ ム：医科学修士の健康問 題解決能力の涵養】
8	2008	2	3	医学系研究科・医科学 専攻	知的財産法 <後期履修科目>	2	承認	承認		年間履修制限単位数に含 む。【高度副プログラ ム：医科学修士の健康問 題解決能力の涵養】
9	2008	1	3	医学系研究科・医科学 専攻	経済学・経営学の基 礎理論	1	承認	否		年間履修制限単位数に含 む。【高度副プログラ ム：医科学修士の健康問 題解決能力の涵養】
10	2008	2	3	医学系研究科・医科学 専攻	医療経済・経営入門 <後期履修科目>	1	承認	否		年間履修制限単位数に含 む。【高度副プログラ ム：医科学修士の健康問 題解決能力の涵養】
11	2008	2	3	医学系研究科・医科学 専攻	健康政策学各論 <後期履修科目>	2	承認	否		年間履修制限単位数に含 む。【高度副プログラ ム：医科学修士の健康問 題解決能力の涵養】
12	2008	1	3	医学系研究科・医科学 専攻	医事法	2	承認	承認		年間履修制限単位数に含 む。【高度副プログラ ム：医科学修士の健康問 題解決能力の涵養】
13	2008	1	3	コミュニケーション デザイン科目	ディスコミュニケーション の理論と実践	2	否	否		履修すること自体を認め ない。 (学部生の履修が可能な 科目)
14	2008	1	3	神戸大学院法学研究 科(EUIJ)	アジア・EU関係論 (EU ROLE in Asia)		承認	否		年間履修制限単位数に含 む。【サーティフィケ イト・プログラム取得のた め】

出典：教務係資料

資料4-1-2-③ 既修得認定科目申請一覧

番号	申請年度	大学院名・授業科目名	単位数	判定結果	認定年度・科目名
1	2005	東京大学大学院 法学政治学研究科 公法専攻修士課程 「租税法特殊研究 (会社の課税)」	2	可	2005年度「選択科目」
2	2005	東京大学大学院 法学政治学研究科 公法専攻修士課程 「租税法特殊研究 (租税政策)」	2	否	
3	2005	東京大学大学院 法学政治学研究科 公法専攻修士課程 「租税法」	2	否	
4	2007	北海道大学大学院 法学研究科 「法理学」	2	否	
5	2007	北海道大学大学院 法学研究科 「法社会学」	2	否	
6	2007	北海道大学大学院 法学研究科 「ジェンダーと法」	2	否	
7	2007	北海道大学大学院 法学研究科 「ジェンダーと法」	2	否	

出典：教務係資料

基準 4-1-3

一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4-1-3 に係る状況）

本研究科では、平成 19 年度入学者から進級制を採用した。それまでは、本研究科では、履修科目登録単位数の上限を 36 単位とし、さらに 1 年次の配当科目を 32 単位に限定していたことが実質的に進級制に準ずる機能を果たし得ると判断していたため、進級制は、採用していなかった（【解釈指針 4-1-3-2】）。

平成 19 年度からの新カリキュラムでは、積み上げ方式を徹底し、段階的かつ完結的な履修をさせるため、各学年における到達度をチェックする必要性が生じたこと、また、科目登録数の上限を 1 年次及び 2 年次については 36 単位、3 年次については 40 単位とやや緩和することにしたことに伴い、進級制を導入した。

進級制導入によって、第 2 年次に進級するためには、第 1 年次配当の必修科目について 26 単位以上修得し、かつ、第 1 年次に修得した単位の総数について、「C」判定の単位が 10 分の 7 以下であるという要件を満たす必要がある。また、第 3 年次に進級するためには、第 1 年次配当の必修科目について 30 単位全部修得し、第 2 年次配当の授業科目を 22 単位以上修得し（この中には、公法系必修科目 2 単位以上、民事系必修科目 8 単位以上及び刑事系必修科目 4 単位以上並びに法律基本科目以外の選択必修科目 2 単位以上を含まなければならない。）、かつ、第 2 年次に修得した単位の総数について「C」判定の単位が 10 分の 7 以下であるという要件を満たす必要がある。進級制の導入に当たっては、制度施行前に本研究科ホームページ等で告知したほか、学生ハンドブックに記載して周知を図っている（資料 4-1-3-②）。【解釈基準 4-1-3-1】

平成 19 年度において進級要件を満たさず、進級できなかった者は、第 1 年次で 19 名（在籍者数 85 名）、第 2 年次で 1 名（在籍者数 38 名）である（資料 4-1-3-①）。

資料 4-1-3-① 平成 19 年度進級結果

1 年次進級判定結果一覧

在籍者数	進級者数	進級不可（休学者）
85 人	66 人	19（5）人

* 休学者は内数

2 年次（既修者）進級判定結果一覧

在籍者数	進級者数	進級不可（休学者）
38 人	37 人	1 人

出典：教務係資料から

資料 4-1-3-② 進級制

年次	第 2 年次進級	第 3 年次進級
要件	第 1 年次配当の必修科目につき 26 単位以上修得すること ＋ 第 1 年次に修得した単位の総数 について「C」判定の単位が 10 分の 7 以下であること	第 1 年次配当の必修科目につき 30 単位全部修得していること ＋ 第 2 年次配当の授業科目を 22 単位以上修得していること（* 1） ＋ 第 2 年次に修得した単位の総数 について「C」判定の単位が 10 分の 7 以下であること

- * 1 2 年次に修得した 22 単位には、公法系必修科目 2 単位以上、民事系必修科目 8 単位以上および刑事系必修科目 4 単位以上並びに法律基本科目以外の選択必修科目 2 単位以上を含まなければなりません。

出典：別添資料 6 学生ハンドブック（平成 20 年度版）

4-2 修了認定及びその要件

基準 4-2-1

法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下、「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	6単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

(基準4-2-1に係る状況)

本研究科における修了要件は、次のとおりである《資料4-2-1-①》。

【基準中の(1)について】

本研究科の標準修業年限は3年で、96単位以上を修得しなければならない（《資料4-2-1-①》）【解釈指針4-2-1-1】。そのうえで、以下のように定めている。

①教授会の承認を得て、他の研究科、他の大学院または外国の大学院の授業科目を履修し、これを選択科目として8単位を限度に上記96単位に充当できる（《資料4-2-1-①》第8・9条）。

②教育上有益と認めるときは、教授会の承認を得て、本研究科入学前に大学院で履修した授業科目について修得した単位を上記①の単位とは別に、8単位を限度として上記96単位に充当できる（《資料4-2-1-①》第10条）。

③法学既修者については、必修科目の基礎科目のうち、本研究科が指定する授業科目の単位を修得したものとみなすことができ、その単位数は、①、②と併せて30単位を超えないものとする（《資料4-2-1-①》第11条）。

資料4-2-1-① 修了認定に関する規定（大阪大学大学院高等司法研究科規程（抜粋））

（修業年限及び在学年限）

第3条 本研究科の標準修業年限は、3年とする。

2 本研究科には、6年（同一年次においては、2年）を超えて在学することはできない。

（修了要件及び履修方法）

第8条 学生は、本研究科の課程に3年以上在学し、別表の授業科目の中から、次の各号に掲げる単位を含む96単位以上を修得しなければならない。

(1)法律基本科目のうち必修科目54単位及び選択必修科目4単位以上

(2)法律実務基礎科目のうち必修科目6単位及び選択必修科目6単位以上（模擬裁判（民事）又は模擬裁判（刑事）のいずれか1科目2単位を含む。）以上

(3)基礎法学・隣接科目のうち選択必修科目4単位以上

(4)展開・先端科目のうち選択必修科目16単位以上

2 学生は、1学年において36単位を超えて授業科目を履修登録することができないものとする。ただし、第3年次においては、40単位まで授業科目を履修登録することができるものとする。

3 第4条の2第1項又は第2項の規程により第2年次又は第3年次に進級することができなかった学生に係る第1年次又は第2年次における履修登録単位の上限は、前項の規定にかかわらず、同項本文に規定する履修登録単位の上限に相当する単位数から当該年次においてB以上の成績評価を受けた授業科目の単位数を減じた単位数とする。

4 学生は教授会の承認を得たときは、大阪大学コミュニケーションデザイン科目規定に定めるコミュニケーションデザイン科目（学部学生が履修することができる科目を除く。）を履修し、これを当該授業科目の内容に応じ別表の基礎法学・隣接科目又は展開・先端科目に属する選択科目として第1項に規定する単位に充当することができる。この場合において、第1項に規定する単位に充当することができる単位は、次条の規定により充当する単位と合算して8単位を超えないものとする。

（他の研究科における授業科目の履修等）

第9条 学生は、教授会の承認を得たときは、他の研究科、他の大学院又は外国の大学院の授業科目を

履修し、これを当該授業科目の内容に応じ別表の基礎法学・隣接科目又は展開・先端科目に属する選択科目として8単位を限度に前条第1項に規定する単位に充当することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第10条 本研究科が教育上有益と認めるときは、教授会の承認を得て、学生が本研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を、前条の規定により修得した単位とは別に当該授業科目の内容に応じ別表の基礎法学・隣接科目又は展開・先端科目に属する選択科目として8単位を限度に第8条第1項に規定する単位に充当することができる。

(法学既修者)

第11条 本研究科の課程において必要とする法学の基礎的な学識を有すると教授会が認めた者（以下「法学既修者」という。）については、別表の第1年次配当の必修科目30単位を修得したものとみなす。

2 法学既修者については、第9条及び前条の規定は適用しない。

3 法学既修者の修了に要する在学期間は、1年を超えない範囲で、本研究科が認める期間在学したものとみなすことができる。

別表は《別添6 学生ハンドブック（平成20年度版）》46、47頁を参照

出典：本研究科規程

【基準中の（2）について】

本研究科のア～カ各科目の内の必修及び選択必修の単位については、平成19年度以降、以下のとおりとなっている《第2章12ページの資料2-1-1-②参照》。

ア 公法系科目のうち必修科目は、10単位である。

イ 民事系科目のうち必修科目は、32単位である。

ウ 刑事系科目のうち必修科目は、12単位である。

また、ア～ウのうち選択必修科目は、4単位である。

エ 法律実務基礎科目のうち必修科目は、6単位及び選択必修科目は、6単位である。

オ 基礎法学・隣接科目のうち選択必修科目は、4単位である。

カ 展開・先端科目のうち選択必修科目は、16単位である。

平成19年度から導入した新カリキュラムの下では、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の科目区分に留意しつつ授業科目の位置づけを行ったため、「基準4-2-1」の基準をもれなく満たしている。【解釈指針4-2-1-2】

【基準中の（3）について】

平成19年度に導入された新カリキュラムにおいては、上記エ～カの科目から32単位以上を修得することを求めている。したがって、この基準も満たしている。

4-3 法学既修者の認定

基準 4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

（基準 4-3-1 に係る状況）

本研究科における法学既修者の認定は、平成 16 年度から平成 18 年度については、入学試験の一般選抜の際に実施する法学既修者認定試験によって行っていた。しかし、この方法は、合格者についてのみ既修者認定を行うこととしていたため、法律学の素養を有しながら、適性試験等で好成績を修めることができなかった者が入学する道を閉ざすことにもなった。そこで、平成 19 年度以降については、既修者の募集人員の概数を定め、小論文試験に加えて法律科目の試験を課し（平成 19 年度以降「法律科目試験」と名称を改めた）、総合的に一定水準以上の評価を得た者を既修コースとして入学させている。既修コース受験者も、一般選抜において小論文試験、適性試験、書類審査の結果も加味して合否を決めているので、法科大学院の入学選抜に求められる公平性、開放性、多様性は、既修者認定にあたっても確保している。《別添資料 25 各年度の本研究科学生募集要項》を参照。【解釈指針 4-3-1-1】

平成 19 年度以降、法律科目試験の試験科目は、既修コース入学者が履修を免除される 1 年次の法律基本科目と一致する憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の 7 科目とし、このうち 1 科目でも学修が十分でないと認められる場合には、既修者としては入学を認めない方針で臨んでいる【解釈基準 4-3-1-5】。

各科目の出題、採点については、出題は高等司法研究科 1 年次配当科目を履修したのと同等の実力を判定できるよう工夫しており、採点にあたっては、70 点以上を合格点とすることを目安とし《別添資料 26-① 平成 20 年度入学試験における採点に関するアドミッション委員会申し合わせ参照》、採点委員にはこの方針を文書で通知し、周知を図っている。出題、採点にあたっては、受験生の出身大学等の情報は、採点者に知らされず、また、紀要「阪大法学」に本学法学部の期末試験問題が掲載されていることから、アドミッション委員会において、類似した問題が出題されないよう入学試験問題をチェックしている。このため、法律科目試験において本学法学部出身者が優遇されることはなく、結果的にも本学法学部出身者は多数とはなっていない《資料 4-3-1-① 及び同②》。【解釈指針 4-3-1-2】

資料 4-3-1-① 入学選抜実施状況

	志願者	第1次選抜合格者	最終合格者	入学者（本学法学部出身者）
16年度	426名	306名	38名	21名（5名）
17年度	517名	262名	29名	9名（4名）
18年度	428名	202名	42名	17名（4名）
19年度	518名	233名	90名	38名（12名）
20年度	481名	218名	95名	39名（10名）

出典：別添資料 26-③ 本研究科入学試験実施結果関係資料

資料4-3-1-② 平成20年度法学既修者入学者（全39名）の出身大学別内訳

大学名	入学者数
大阪大学	12名（法10、基礎工1、文1）
京都大学	5名（法3、経済1、農1）
九州大学	4名（法4）
神戸大学	3名（法2、経済1）
同志社	3名（法3）
大阪市立	2名（法2）
中央大学	2名（法2）
その他国公立大学	4名
その他私立大学	4名

※その他国公立大学＝大阪府立大（総合科学部）、筑波（第一学群）、東京（法）、東北（法）
各1名

その他私立大学＝関西学院大（法）、関大（法）、早稲田（法）、立命館（法）各1名

出典《別添資料26-③ 本研究科入学試験実施結果関係資料》

既修認定を受けた者に対する教育上の配慮としては、法学部の卒業者であり、すでに法律科目に相当の知識を有する者であっても、将来法律実務に携わることを前提に学修してきたとは限らないことに鑑み、実務科目を十分に学べるようにする配慮として、選択科目ではあるが、平成17年度から開講した特別講義「刑事法律文書作成」や平成19年度から開講した「リサーチ&ライティング」をなるべく履修するよう指導している。

【解釈指針4-3-1-3、同4-3-1-4は、いずれも該当しない。】

2 優れた点及び改善を要する点等

1) 優れた点

(1) 本研究科では、「成績評価の申合せ」を明文化し、これに著しく反する成績評価がなされた場合には、研究科長が適正な評価に是正できるようにしたので、厳格かつ適切な成績評価を徹底する体制が整っている。

(2) 筆記による期末試験においては、学生に採点済み答案の写しを返却し、講評書を作成し、閲覧に供することとしており、これにより学生は自己の学習到達度や学習が十分でない点を明確に認識することができる。これらの取り組みは、学修効果をさらに向上させることに寄与するとともに、成績評価の透明性を高め、異議申立て制度を実質的に機能させるものとなっている。

(3) 本研究科では、成績不良者を救済するような再試験は行っておらず、進級制度は、厳格な成績評価に基づき、適正に実施されている。しかも、進級できなかった者には、単位を取得できなかった科目だけでなく、留置される年次において「C」評価であった授業科目の認定単位も取り消して翌年度に再度履修させることとしており、積み上げ型のプロセスとしての学修を徹底させる、法科大学院の理念に沿った進級制度となっている。

(4) 開講科目数（基準 2－1－1 ないし 2－1－4 に係る状況を参照）や 1 学年に修得できる単位数の設定からみて、修了要件 96 単位は、過不足ないものであり、学生が余裕をもって学修に取り組めるようになっている。

2) 改善を要する点等

本研究科は、平成 19 年度の文部科学省による法科大学院年次履行計画状況調査においても成績評価のばらつきを指摘された。本研究科は、この点を改善すべく、「成績評価の申合せ」の趣旨を徹底するため、この申合せから乖離する成績評価をした教員について、KOANへの直接入力を制限し、研究科長が適正な成績評価を入力する措置を導入することとした。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

（基準5-1-1に係る状況）

1 FD活動の体制

本研究科では、教育の内容等の改善のため、ファカルティ・デベロップメント委員会（以下FD委員会という）が中心となって、さまざまな企画を計画的にスケジュールを立てて取り組んできた。《資料5-1-1-①》

FD委員会とともに、教育課程を運営する上で日常的に生じる諸問題や、改善すべき問題点については、教務委員会が中心となって、随時教員会議・教授会の検討課題とし、教育改善の方策を実施している。この教務委員会による様々な方策も、本研究科のFD活動の重要な柱である。【解釈基準5-1-1-2】

資料5-1-1-① FD委員会「教育活動の改善に関して」

■教員の教育活動の改善に関して

ファカルティ・デベロップメント委員会

（1）各教員は、1年に1回、「授業改善への取組みに関する調査票」に回答する。この調査票は、まとめてすべての教員に配布する。

（2）ファカルティ・デベロップメント委員会（以下「FD委員会」という。）は、原則として、月1回、授業見学会を開催し、教員が参加する授業見学会（1年間に1回）を指定する。FD委員会は、年度開始前に、当該年度の授業見学会開催予定表（参加する教員名を含む）を作成する。なお、平成18年度については、9月中に、第2学期の授業見学会開催予定表を作成する。

（3）授業見学会に係る授業の担当教員は、当該授業において特に目指す目標（出来る限り、数値化する）を示す。

（4）教員は、少なくともFD委員会が指定する授業見学会に参加する。やむを得ない事情により、指定された授業見学会に参加できない場合には、他の授業見学会に参加し、事前にその旨をFD委員会に通知する。

（5）可能な場合には、授業見学会の後に、当該授業の担当教員と授業見学会に参加した教員との意見交換会を行う。なお、授業の内容は、意見交換の対象とはしない。

（6）教員は、授業見学会に参加した場合又は他の教員が行う授業を見学した場合に、アンケート形式の報告書を作成し、FD委員会に提出する。

（7）FD委員会は、報告書をまとめて、教授会ないし教員会議において配布し、授業改善に関する意見交換を行う。

以上

出典 平成 18 年 9 月 14 日教授会資料

(なお、後述するように、授業見学会は、平成 19 年度より、各教員の FD 活動への意識向上のために、各学期ごとに設ける FD 週間に集中的に行うように変更した。)

2 教育内容等の改善活動

教育内容等の改善のための活動としては、(1) 学生による評価・改善に関する意見の収集、(2) 授業見学会、(3) 授業改善への取組みに関する調査票、(4) 科目間等の調整、(5) 教育方法に関する講演会・研修会、(6) 教育内容等の改善に必要な知見の調査研究、を実施している。【解釈基準 5-1-1-1、同 5-1-1-3】

(1) 学生からの評価・改善に関する意見の収集

学生からの意見の収集活動として、各科目の教育内容に関するアンケートの実施、意見箱の設置、クラス別懇談会での意見聴取を行ってきた。

アンケートは 2 種類あり、そのうちの「研究科アンケート」《資料 5-1-1-②》は平成 16 年度より各学期ごとに継続的に行い、その集計結果を教授会において報告し、検討している。もう 1 つのアンケートは、各授業科目に関するものであり、平成 16 年度～平成 18 年度においては「授業評価アンケート」《資料 5-1-1-③》として、各学期終了後に行っていた。このアンケートでは、受講生に授業の評価をしてもらい、その回答を各教員に知らせるとともに、その集計結果を教授会において報告し、検討していた。平成 19 年度からは、授業期間中(学期開始より約 1 ヶ月後)に「授業改善アンケート」《資料 5-1-1-④》を行うことに変更した。これは、学生の意見を考慮して直ちに授業改善が行われるようにするためである。各授業科目の担当教員は、アンケートの回答を踏まえて、どのような授業改善を行ったかを報告する「授業改善アンケートに基づく授業改善報告書」《資料 5-1-1-⑤》を作成し、その記載内容は集約して教授会ないし教員会議において検討している。これらのアンケートは、教員による自発的な授業改善を促す効果をあげており、学生から批判的な意見があった場合には、改善のための努力がなされている。

以上の実施過程については、《別添資料 15 研究科アンケート集計結果》、《別添資料 16 授業評価アンケート集計結果》、《別添資料 17-① 授業改善アンケートに基づく授業改善報告書集》、《別添資料 17-② 授業改善アンケートに基づく授業改善の概要》を参照されたい。

また、学生から強く改善を求められた授業科目については、教務委員会において原因を調査したうえで、当該科目の担当教員や学生も交えて改善策を検討している。逆にアンケートの集計結果に基づき、評価の高かった教員については、科目区分ごとに上位 3 名の教員を表彰し、授業改善へのインセンティブを与えている。《別添資料 18 優れた授業と評価された授業を担当した教員の表彰》

後述する意見箱やクラス別懇談会での聴取を含め、学生から得られた意見に研究科全体として対応したものとして、シラバスの記載事項の改善、教材コメントの提出制度がある。前述(42 頁以下)したように、担当教員の授業方法について教員と学生との間の意思疎通を容易にし、過重な予習・復習の負担を避け、さらに教員間における他の教員の授業に関する相互理解を深めることを目指して、シラバスに記載する事項の改善を行った。また、教育内容を向上させるため、学期終了後に、授業担当教員に対して、授業で使用した学生向け資料等を提出させることにより《資料 5-1-1-⑥》、授業内容を他の教員が認識できるようにするとともに、教育内容の向上に資する教材の用い方を考慮する

機会を教員全員に提供している。《別添資料 9-① 教材コメント集》《別添資料 9-② 教材コメントの概要》

資料 5-1-1-② 研究科アンケート ひな形

■ 高等司法研究科アンケート 2007 年度第 2 学期
年度入学 クラス

[1] 全体的に

1. 全体として、本研究科の学生生活に満足していますか。 A B C D E

[2] カリキュラム、時間割等について

2. カリキュラム編成は、学習しやすいものでしたか。 A B C D E

3. 時間割編成は、学習しやすいものでしたか。 A B C D E

4. シラバスの記載内容は、役立ちましたか。 A B C D E

5. 学生ハンドブックは、分かりやすいですか。 A B C D E

[3] 教育設備について

6. 全体としてみて、教育設備に満足していますか。 A B C D E

7. 講義室は、授業を受ける上で適当ですか。 A B C D E

8. 資料室・図書館に、必要な文献がそろっていますか。 A B C D E

9. 資料室は、利用しやすいですか。 A B C D E

10. 図書館は、利用しやすいですか。 A B C D E

11. T K C の教育支援システムは、勉学に役立ちますか。 A B C D E

12. 自習室は、勉強しやすいですか。 A B C D E

* A = 強くそう思う、B = そう思う、C = どちらともいえない、D = そう思わない、
E = 全くそう思わない

・ その他、本研究科に対する意見や感想、希望などがあれば、裏面に記載してください。新たに開講してほしい科目がある場合には具体的に書いてください。

→裏面につづく

[自由記載欄]

・ 本研究科に対する意見や感想、希望などがあれば、記載してください。

その際、下記の項目の中から、記載内容に関わる項目を選択し、その番号も記載してください。記載内容が複数の項目に関わるものである場合には、その全ての項目の番号を記載してください。

<項目番号>

1. 授業、教員について

7. 図書館・資料室について

2. カリキュラムについて

8. 自習室について

3. 時間割の編成等について

9. その他の教育施設・設備について

4. 成績評価について

10. T K C について

5. コピー・パソコン・プリンターについて

11. 教務係について

6. 講義室について

12. その他

出典 教務委員会保管資料

資料 5-1-1-③ 授業評価アンケート ひな形

■ 高等司法研究科 授業評価アンケート 2005 年度第 2 学期

※授業科目名には必ずクラスも記入してください。(例) 民法 1 A、刑事訴訟法 E

授業科目名 (クラス)

授業担当教員

[1] 授業運営について

1. 授業は定刻に開始し、定刻に終了しましたか。 A B C D E

2. 授業の進行は、適切な速さでしたか。 A B C D E

3. 1 回の授業の予習時間は 3 時間前後と想定しています。教材は予習に適切な量でしたか。 A B C D E

4. 授業は、講義回数の点からみて、計画的に展開され A B C D E

たものでしたか。

〔2〕授業内容について

5. 授業は、学習するのに望ましい方法で行われていましたか。 A B C D E

6. 授業の方法は、対話的・双方向的なものでしたか。 A B C D E

7. 授業の内容は、理解を十分に深め、より発展的な学習に進むことができるものでしたか。 A B C D E

8. 授業（予習・復習を含む）は、法曹養成として、十分な範囲をカバーしていましたか。 A B C D E

9. この授業は、深い洞察力、批判的分析能力を身につけるのに役立ちましたか。 A B C D E

〔3〕質問について

10. 授業の内容について担当者に質問する機会が十分に与えられていましたか。 A B C D E

11. 担当者は、質問に対して適切に対処しましたか。 A B C D E

〔4〕全体的に

12. 全体としてみて、この授業は役立ちましたか。 A B C D E

* A＝強くそう思う、B＝そう思う、C＝どちらともいえない、D＝そう思わない、
E＝全くそう思わない

・その他、授業に対する意見や感想、希望などがあれば書いてください。

出典 教務委員会保管資料

資料 5-1-1-④ 授業改善アンケート ひな形

■ 高等司法研究科 授業評価アンケート 2007年度第2学期

※授業科目名には必ずクラスも記入してください。（例）会社法基礎A、刑事訴訟法G

授業科目名（クラス）

授業担当教員

〔1〕授業運営について

1. 授業は定刻に開始し、定刻に終了していますか。 A B C D E

2. 授業は、適切な速さで進行していますか。 A B C D E

3. 1回の授業の自習（予習・復習）時間は3時間前後と想定しています。教材は自習に適切な量でしたか。 A B C D E

4. 授業は、講義回数からみて、計画的に展開されていると思いますか。 A B C D E

〔2〕授業内容について

5. 授業は、学習するのに望ましい方法で行われていましたか。 A B C D E

6. 授業の方法は、対話的・双方向的なものです。 A B C D E

7. 授業の内容は、理解を十分に深め、より発展的な学習に進むことができるものです。 A B C D E

8. 授業（自習を含む）は、法曹養成として、十分な範囲をカバーしていると思いますか。 A B C D E

9. この授業は、深い洞察力、批判的分析能力を身につけるのに役立っていますか。 A B C D E

〔3〕質問について

10. 授業の内容について担当者に質問する機会が十分に与えられていますか。 A B C D E

11. 担当者は、質問に対して適切に対処していますか。 A B C D E

〔4〕全体的に

12. この授業の目的に沿った授業になっていますか。 A B C D E

* A＝強くそう思う、B＝そう思う、C＝どちらともいえない、D＝そう思わない、
E＝全くそう思わない

・その他、授業に対する意見や感想、希望などがあれば書いてください。

出典 教務委員会保管資料

資料 5-1-1-⑤ 授業改善アンケートに基づく授業改善報告書 ひな形

■ 高等司法研究科 授業評価アンケートに基づく授業改善報告書 2007年度第1学期

- ・教員名 :
- ・科目名 :

I. 授業改善アンケートの回答を見て、どのような点に改善が必要であると認識しましたか。

II. 上記の問題に対して、どのような改善を実施しましたか。

III. 上記の改善を実施した結果は、どのようなものでしたか。

IV. その他（今後の授業改善について、等）

出典 教務委員会保管資料

資料 5-1-1-⑥ 科目各担当教員教材および教材コメント提出依頼とコメントひな形

各科目担当教員各位

高等司法研究科長
松川正毅

学生向け資料等の提出について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年は、法科大学院第三者評価に備えて、各学期開講科目における学生向け資料等の提出につきご協力ありがとうございました。引き続き、第三者評価あるいはFD研究等のために、教学基礎資料として、学期毎に同資料の提出をお願いすることになりました。つきましては、以下の要領でご提出方お願い申し上げます。

- 1) H19年度第2学期において担当されたすべての科目の授業において、学生に配布・提示したすべての資料をご提出いただきますようお願い申し上げます。

※ 予習・復習のために配布した資料、レジュメ類

授業中に配布した資料・レジュメ類 等

パワーポイントのスライド（プリントアウトしたもの）など

※ なお、確認のための小テスト・小レポートに関する配布物については、別添用紙のコメントの部分で補足的にその実施の目的・方法・効果などについて記載していただくと、FDの資料となりますので、よろしくお願い申し上げます。

- 2) ご提出に際しては、科目毎にまとめていただき、それぞれに別添の用紙（コメント）にご記入のうえ表紙として付けていただき、ご提出くださるようお願い申し上げます。

※ ご提出後はこちらでPDFに取り込み作業を行いますので、可能であれば、A4の大きさに資料をそろえて頂ければ幸いです。

- 3) CD-Rに焼き付けて提出される場合は、CDの表面に平成●●年度第△学期（科目名）と明記してご提出下さい。なお1枚のCDに入れる教材は、1科目の教材のみでお願いします。なお、ファイル名は出来るだけわかりやすい名前がかつソートして並べ替えることができるようなものに統一して下さい。また適宜フォルダーに分類しておいていただいてもかまいません。

※ 「H19〇〇法1第01回講義資料.doc」「H19〇〇法3レジュメ.01.TXT」など（このルールは各自で統一していただけたら結構です。）

- 4) 別添用紙（コメント）をご参照下さい。必要事項をご記入の上、各科目の表紙として付けてひとまとまりにしてご提出いただくようお願い申し上げます。コメントは①②に分けておりますが、授業の進め方をどのように構想され、そのうえでどのような種類の教材・配付資料等を有機的に組み合わせて、授業を行っておられるかについて、教材を整理するなかで振り返っていただき、効果的だったと思える点、思ったほどの効果がなかった点などを、ざっくりばらんに①②毎、あるいはまとめて総括的に書いていただければ結構です。研究科のFDにとって非常に有益な資料となりますので、後日皆さんの参考になるよう集約してご報告したいと思います。

5) オムニバス科目及び非常勤教員のみで実施している科目につきましては、責任者教員の
方がとりまとめてご提出いただくようお願い申し上げます。

補足 1) 法務省法務総合研究所より提供されました教材は、法務省の許可無しに電子データ化する事ができませんので、教材として使用されている場合は、資料をご提出頂く際に該当部分を省いて提出頂きますようお願い申し上げます。

補足 2) 授業で教科書のみ使用の場合でも、コメントの提出はお願い致します

6) 提出期間：3月10日(月)－3月21日(金)〔2週間〕

提出場所：高等司法研究科教務係

「以下はコメントひな形」

【 】年度 【 】学期 科目名 _____
 担当者

① 授業の進め方との関連で、どのような種類の教材（事前指定教科書、事前配付資料・レジュメ、授業中配付した資料・レジュメ。以下同じ）をどのような形で組み合わせたか。※たとえば、「関連文献・論文を資料として事前学習用に配布、当日はパワーポイントで事前学習内容の整理と知識の確認、授業中に発展的な関連文献を紹介するために、一部をコピーして追加資料として配付」など

② 実際に上記の教材を授業で活用したときに、作成時に留意・工夫した点について想定通りの効果があったかどうか、なかったとすればどのような点に改善の余地があるかなど。 ※「前回講義した知識を確認するために配付した〇〇の資料は、応答的に授業を進める上で効果的だった」など

(以下記入欄省略)

出典 平成 20 年 3 月 5 日付研究科長通知（依頼）

本研究科では、学生が自由に意見を投函できる意見箱を設置している《資料 5-1-1-⑦》。意見箱に教育内容に関する意見が出された場合には、迅速に対応するように努めている。そのうち、教員個人宛の教育内容・方法等についての意見には、《資料 5-1-1-⑧》の申合せに従って教務委員会が対応している。また、平成 16 年度から平成 18 年度までは、学期ごとにクラス担任教員の主催するクラス別懇談会を行い、そこで教育内容に関する意見が出された場合には、その意見について研究科全体で検討していた。平成 19 年度からは、コンタクト・ティーチャー制度(後述 102 頁)を導入したことに伴い、クラス担任制を廃止し、定期的な学生からの意見聴取はコンタクト・ティーチャーにより行うこととした。以上の実施過程については、《別添資料 19-① 意見箱意見集約》、《別添資料 19-② クラス別懇談会報告書とフィードバック》を参照されたい。

資料 5-1-1-⑦ 「意見箱の設置についての案内」

平成16年5月26日

高等司法研究科 学生 各位学生意見箱の設置について

このたび、高等司法研究科の今後の運営の参考にするために、
学生意見箱を高等司法研究科事務室（教務第五掛）内に設置いた
しました。

※意見・要望があれば、お知らせください。
※今後の高等司法研究科の運営の参考にさせていただきます。
※無記名でも結構です。
※返事を希望する場合は、氏名等を記入してください。

高等司法研究科 教務委員会

資料 5-1-1-⑧ 教員個人あて意見書への対応に関する申合せ

1 意見書への対応

高等司法研究科の学生が意見箱を通じて教員個人あてに教育内容・方法等について意見書を提出した場合（1通の意見書で複数の教員宛てに提出された場合を含む。）、その意見への対応は、この申合せに従って速やかに行う。

2 教員に対する通知及び掲示

毎週火曜日に教務係から届いた意見書の中に教員個人あての意見が含まれている場合、教務委員会は、その意見を当該教員に通知するとともに、当該教員に通知した旨を掲示によって学生に通知する。

3 教員との面談

教務委員会において、意見に対する回答が必要であると判断したときは、教務委員長は、学務担当副研究科長とともに、原則として意見書受理後1週間以内に当該教員と面談し、回答書の提出を求める。

4 学生に対する対応

教務委員会は、第2項及び前項により教員から回答書の提出を受けたときは、その回答を掲示することによって学生に通知する。ただし、意見書に提出者の氏名が記載されているときは、教務委員会において、掲示によって回答を通知することが教育上望ましいと判断する場合を除き、当該意見書提出者のみに通知する。

5 研究科長への報告

前項により掲示又は通知された回答に対して、さらに意見書が提出された場合で、教務委員会において、その意見書に理由があると認めたとき、教務委員長は、研究科長に対し、その旨を報告する。

研究科長は、上記報告を受けた後速やかに、運営委員会及びファカルティー・デベロップメント委員長とともに、当該教員と面談し、必要な場合には、教育内容・方法等の改善を求める。

出典 平成18年6月8日教授会資料

（2）授業見学会

本研究科では、授業見学会を授業方法の改善のための「実態調査」と捉え、以下のよう
に積極的に行っている。平成16年度～18年度は、毎年5回程度の授業見学会を行っ
ていたが、教員の参加を促進するために、平成18年度以降は、すべての教員が少なく
とも毎学期1回は授業見学会に参加することを義務づけた。そして、平成19年度より、
教員のFD活動への意識をさらに向上させるために、FD週間を設け、授業見学会を集

中的に行うこととした。同年度は、メインテーマを「知識の定着（固定）」とし、1学期は、《資料 5-1-1-⑨》にあるように、第1学期は7月2日～6日に各日1回、計5回の授業見学会を行った。第2学期は、《資料 5-1-1-⑩》にあるように、教員がより参加しやすくするため、10月22日～26日に各日2回、計10回の授業見学会を行った。

授業見学会が実際に教育内容や教育方法の改善に結びつく可能性を高めるために、授業見学会の授業担当教員は、事前に「授業見学会担当教員調査票」《資料 5-1-1-⑪》を作成し、授業見学会に参加する教員は、「授業見学会参加教員報告書」《資料 5-1-1-⑫》を作成することとしている。また、授業担当教員は、「授業見学会参加教員報告書」を見て、どのような授業改善を行ったかを記載する「授業見学会担当教員改善報告書」《資料 5-1-1-⑬》を作成することとしている。これらの報告書は、担当教員と参加教員の双方が自主的に授業改善を行う契機となり、また、これらの報告書を取りまとめた教員会議等で配布し、教員全員で意見交換を行うことで、研究科全体として授業改善に役立っている。以上の取組みの成果については、《別添資料 20-① 授業見学会担当教員改善報告書集》、《別添資料 20-② 授業見学会による授業改善の概要》を参照されたい。

資料 5-1-1-⑨ 平成19年度1学期 授業見学会日程表

- ・メインテーマ : 「知識の定着（固定）」
- ・FD週間 : 2007年7月2日（月）～6日（金）

第1回 : 7月2日（月） 3時限

〔授業科目〕 民法5E （平田教授）

〔講義場所〕 文法経講義棟2階 22番講義室

第2回 : 7月3日（火） 4時限

〔授業科目〕 憲法基礎1B （鈴木教授）

〔講義場所〕 文法経講義棟2階 22番講義室

第3回 : 7月4日（水） 1時限

〔授業科目〕 税法 （谷口教授）

〔講義場所〕 法・経大学院総合研究棟3階 L1講義室

第4回 : 7月5日（木） 2時限

〔授業科目〕 商法2G （吉本教授）

〔講義場所〕 法・経大学院総合研究棟3階 L2講義室

第5回 : 7月6日（金） 1時限

〔授業科目〕 刑事訴訟法F （水谷教授）

〔講義場所〕 法・経大学院総合研究棟3階 L1講義室

出典 平成19年6月14日教授会資料

資料 5-1-1-⑩ 平成19年度2学期 授業見学会日程表

- ・メインテーマ : 「知識の定着（固定）」
- ・FD週間 : 2007年10月22日（月）～26日（金）

第1回 : 10月22日（月） 2時限

〔授業科目〕 民法7N （小杉教授）

- 〔講義場所〕 文法経講義棟 2 階 2 3 番講義室
- 第 2 回 : 1 0 月 2 2 日 (月) 4 時限
- 〔授業科目〕 国際私法 1 (野村教授)
- 〔講義場所〕 法・経大学院総合研究棟 3 階 L 1 講義室
- 第 3 回 : 1 0 月 2 3 日 (火) 1 時限
- 〔授業科目〕 行政法基礎 A (村上教授)
- 〔講義場所〕 文法経講義棟 2 階 2 2 講義室
- 第 4 回 : 1 0 月 2 3 日 (火) 3 時限
- 〔授業科目〕 会社法基礎 B (山下 (典) 准教授)
- 〔講義場所〕 文法経講義棟 2 階 2 2 番講義室
- 第 5 回 : 1 0 月 2 4 日 (水) 2 時限
- 〔授業科目〕 国際知的財産法 (柴田講師ほか)
- 〔講義場所〕 法・経大学院総合研究棟 4 階 コミュニケーション・ラボラトリー
- 第 6 回 : 1 0 月 2 4 日 (水) 4 時限
- 〔授業科目〕 刑法 2 Q (島岡教授)
- 〔講義場所〕 法・経大学院総合研究棟 3 階 L 2 講義室
- 第 7 回 : 1 0 月 2 5 日 (木) 2 時限
- 〔授業科目〕 民事訴訟法基礎 A (池田教授)
- 〔講義場所〕 文法経講義棟 2 階 2 2 講義室
- 第 8 回 : 1 0 月 2 5 日 (木) 4 時限
- 〔授業科目〕 法曹倫理 G (南川教授ほか)
- 〔講義場所〕 文法経講義棟 2 階 2 3 講義室
- 第 9 回 : 1 0 月 2 6 日 (金) 2 時限
- 〔授業科目〕 商法 2 F (末永教授)
- 〔講義場所〕 法・経大学院総合研究棟 3 階 L 2 講義室
- 第 10 回 : 1 0 月 2 6 日 (金) 4 時限
- 〔授業科目〕 経済法 (武田准教授)
- 〔講義場所〕 法・経大学院総合研究棟 3 階 L 2 講義室

出典 平成 18 年 9 月 13 日教授会資料

資料 5-1-1-⑪ 授業見学会担当教員調査票 ひな形

- ・教員名 :
- ・日時 : 年 月 日 時限
- ・科目名 :

I. 今回の授業の位置づけ

- (1) 今回の授業は、授業全体の中で、どのような位置づけのものですか。
- (2) その位置づけは、どのような方法で受講生に認識させていますか。

Ⅱ．受講生に理解させようとする情報について

- (1) 今回の授業において受講生に理解させようとする情報は、事前配布資料との関係において、授業ではどのように取扱いますか。
- (2) 当該情報を受講生に理解させるために、どのような点に注意しますか。
- (3) 当該情報を受講生に理解させるために、特に工夫することは何ですか。

Ⅲ．今回の授業における目標

- (1) 今回に授業において、受講生の関心を引きつけるために、目標とすることは何ですか。
- (2) その他に、受講生に満足感を与えるために、目標とすることは何ですか。

出典 F D 委員会保管資料

資料 5-1-1-⑫ 授業見学会参加教員報告書 ひな形

・報告者名 :

・教員名 :

・日時 : 年 月 日 時限

・科目名 :

1．受講生に理解させようとする情報について

- (1) 授業見学会担当教員調査票のⅡ(2)に記載された注意点は、適切に実施されていましたか。
- (2) 当該情報の提示の仕方は、受講者が理解しやすいものでしたか。

2．今回の授業における目標について

授業見学会担当教員調査票のⅢ(2)に記載された目標は、達成されていましたか。

3．今回の授業における改善点について

今回の授業について、受講生の関心を引きつけ、また受講生の満足度を高めるために改善すべき点は何ですか。

4．自己の授業改善について

今回の授業見学会に参加して、自己の授業の改善に役立つと思ったことは何ですか。

出典 F D 委員会保管資料

資料 5-1-1-⑬ 授業見学会担当教員改善報告書 ひな形

- ・教員名 ：
- ・授業見学会実施日時 ： 年 月 日 時 限
- ・授業見学会実施科目名 ：

I．授業見学会について

(1) 授業見学会担当教員調査票のⅡ(2)・(3)に記載された注意点・工夫は、適切に実施しましたか。

(2) 授業見学会担当教員調査票のⅢ(1)・(2)に記載された目標は、達成しましたか。

Ⅱ．授業見学会参加教員報告書について

授業見学会参加教員報告書を見て、どのように思いましたか。

Ⅲ．今後の授業改善について

今後の授業において、どのような改善を行おうと考えていますか（既に行われている改善を含む）。

Ⅳ．その他

出典 FD委員会保管資料

(3) 授業改善への取組みに関する調査票

教員が学生に対する発問や板書、発声の仕方等の技術的・外形的な側面から教育方法を改善することを目指して、平成18年度より、教員に「授業改善への取組みに関する調査票」《資料5-1-1-⑭》を作成させ、それを集約したうえで教授会ないし教員会議において意見交換している。以上の実施過程については、《別添資料21-① 授業改善への取組みに関する調査票集》、《別添資料21-② 授業改善への取組みの概要》を参照されたい。

資料5-1-1-⑭ 授業改善への取組みに関する調査票 ひな形

授業改善に取り組まれた経験・工夫に関して、以下の質問をお答えください。数値を示すことができるものについては、できる限り、その数値をお知らせください。

- ・氏名 ：
- ・担当科目名 ：

1. 授業改善のための自身の動機付けは、何ですか。
2. 双方向の授業のために、どのような工夫を行っていますか。
3. 理論と実務を架橋するために、どのような点に注意されていますか。
4. 毎回の授業開始時に、その回の内容を学生に印象付けるために行っていることは、何ですか。

5. 授業中に、学生の集中力を継続させるために行っていることは、何ですか。
6. 質問する際に学生の関心を引きつけるために、どのような工夫を行っていますか。
7. 学生が知識の習得や理解が高まっていると実感できるように、どのような方法をとられていますか。
8. 日頃、授業改善のために、以下の 1)～8)のような練習を行っていますか。行っている場合は、その番号をお知らせください。行っている練習が、1)～8)に該当しない場合は、9)に記載してください。
- 1) 声の明るさ、歯切れの良さを身につけるために練習している。
 - 2) 楽しい話し方を会得するために練習している。
 - 3) 学生にわかる言葉での表現をするために気をつけている。
 - 4) 元気付け、励まし、ほめる言葉の利用方法に気をつけている。
 - 5) アイコンタクトの練習をしている。
 - 6) ホワイトボードを使用する練習をしている。
 - 7) 授業のタイムマネジメントをしている。
 - 8) ボディーランゲージを活用している。
 - 9) その他 ()
9. 以下のような、学生の心情への配慮を行っていますか。行っている場合は、その番号をお知らせください。行っている学生の心情への配慮が、1)～3)に該当しない場合は、4)に記載してください。
- 1) コミュニケーションの工夫をしている。
 - 2) 自慢、威張っていると思われないための工夫をしている。
 - 3) 学生を侮辱しないように心がけている。
 - 4) その他 ()
10. 学生の質問に十分に答えるために、時間や答え方で工夫されていることはありますか。
11. その他、行っている「授業改善の試み」をお知らせください。
12. 授業改善のために、教員一般、あるいは特定の分野の教員が行うべき（それゆえ、場合によっては、この調査票の質問項目に加えるべき）ものがありましたら、お知らせください。

出典 F D 委員会保管資料

(4) 科目間等の調整

本研究科では、各授業科目が法律学の体系的学習に資するように有機的な関連性を保って展開され、全体として法曹養成のための教育が効果的かつ効率的に行われるようにするために、《資料 5-1-1-⑮、5-1-1-⑯》にあるように、科目間・クラス間・担当教員間の調整に関する調査を定期的に行う制度を導入した《別添資料 10 平成 16・17 年度「科目間・クラス間・担当教員間調整アンケート」回答集》。なお、この取り組みによって調整が円滑に進んだため、現在は、定期的な調査は行っておらず、必要が生じた場合に調整を行うこととしている。

資料 5-1-1-⑮ 科目間・クラス間・担当教員間調整についての調査 調査項目

科目間・クラス間・担当教員間調整についての調査

1. 各分野における科目間調整について

- 1) 各分野（例：刑事法）のなかで、全体として習得させるべき知識等およびそのなかでの各科目（例：刑法1、刑法2、刑事訴訟法、刑事法律文書作成、裁判実務基礎（刑事）等）の目的あるいは位置づけについて、各科目担当教員の間で、どのようなものとして、認識され、共有されていたか。とくに理論的教育と実務的教育の「段階的かつ完結的な」架橋という点で、どの程度成功しているということができるか。

※上記の認識が、十分担当者間で共有されていたとすれば、そのためにどのような方策ないし工夫を行ったか。共有されていなかったとすると、今後の改善策としてどのようなものが考えられるか（あるいは、すでに改善策が講じられている場合には、それはどういった内容か）。

※以上の点については、とくに、基礎科目、基幹科目、基礎選択科目群、及び担当分野に密接に関係する実務研修系授業科目群の諸科目についてお答え下さい。そのうえで、担当する法系の応用選択科目群の諸科目の位置づけにも言及いただけると助かります。参考までに、別添として2004～2006年度授業科目の分野別分類（エクセルファイル）を添付しましたのでご確認ください。

- 2) 各分野の担当教員の間で、授業の方法（各科目の授業の進め方、授業教材の選択、課題、小テストの実施等のあり方や方針等）について、どの程度認識が共有されていたか。

※共有されていたとすれば、そのためにどのような方策ないし工夫を行ったか。共有されていなかったとすると、今後の改善策としてどのようなものが考えられるか（あるいは、すでに改善策が講じられている場合には、それはどういった内容か）。

2. 一科目を複数の教員が担当している場合についてのクラス間調整について

- 1) 一科目を複数の教員が担当している場合（例：刑法1、刑事訴訟法など）に、各クラスの授業内容について一定の統一性が確保されていたか。

※確保されていたとすれば、そのためにどのような方策ないし工夫を行ったか。確保されていなかったとすると、今後の改善策としてどのようなものが考えられるか（あるいは、すでに改善策が講じられている場合には、それはどういった内容か）。

- 2) 一科目を複数の教員が担当している場合に、各クラスの授業の方法（授業教材の選択、課題、小テストの実施等）について一定の統一性が確保されていたか。

※確保されていたとすれば、そのためにどのような方策ないし工夫を行ったか。確保されていなかったとすると、今後の改善策としてどのようなものが考えられるか（あるいは、すでに改善策が講じられている場合には、それはどういった内容か）。

3. オムニバス形式で行われる授業の調整について

オムニバス形式で行われる授業について、授業の一貫性・統一性を確保するために、授業の内容および授業の方法（教材の選択、課題、小テストの実施等）のあり方についての認識が、担当教員全員の間で確保されていたか。

※確保されていたとすれば、そのためにどのような方策ないし工夫を行ったか。確保されていなかったとすると、今後の改善策としてどのようなものが考えられるか（あるいは、すでに改善策が講じられている場合には、それはどういった内容か）。

出典：平成18年4月21日研究科長通知（依頼）

資料 5-1-1-⑯ 「科目間・クラス間・担当教員間調整についての調査回答例」

【回答例】

1. 各分野における科目間調整について

1-1) について

- ・刑事法の科目は、理論的教育（刑法1、刑法2、刑事訴訟法の4単位分）と実務的教育（刑事訴訟法の2単位分、刑事法律文書作成、裁判実務基礎（刑事））の組み合わせによって構成されており、基本的にこれに従えば、「理論的教育と実務的教育の段階的かつ完結的な架橋」ができるようになっている。
- ・基本的に、研究者教員の間で事前の打ち合わせを行い、全体として習得させるべき知識およびその中での科目の位置づけに関する認識を深めてから授業にのぞんでいる。また、それを体現したシラバスに忠実な授業を行うことを義務づけることによって、その実現を担保している。また、実際の授業の内容・進行等についても、全員TKCに教材・課題等をアップし、また、折に触れ情報を提供しあうことにより、認識を共有している。
- ・これに対して、研究者教員と実務家教員の間での各担当授業に関する情報の共有は、授業を行ってみて学生の知識の習得度に問題があるとみられる場合には、個別に打ち合わせを行うなどして解決を図った（たとえば、刑事訴訟法のうち、中村先生の担当部分に関しては、未修者のなかにとくに刑法の理解が充分でない者がいるとの指摘があったのを受けて、佐久間教授が研究者教員を代表して打ち合わせを行い、それに基づいて、適宜補習等の対策を講じた）ほか、基本的に、後述の「裁判実務基礎（刑事）」の担当教員およびそのまとも役である研究者教員の間で行われた打ち合わせの場においてもはかられた。これで充分であるかについては検討の余地がないわけではなく、今後は、TKCを活用するなどして、担当教員間のコミュニケーションの充実をはかっていく必要があろう。

1-2) について

- ・授業の方法として、いわゆる双方向・多方向型の授業を行うことについては、担当者全員の間の事前の打ち合わせにより認識が確立しており、実際に授業を行ってみて気がついた点や反省点については、適宜、打ち合わせを行うなどして情報交換を行っている。
- ・2で述べるように、同一科目を担当する複数教員間では、基本的に、課題、小テスト等を統一することによって、その内容・方法に関する認識を共有したが、各科目の間では、その点に関する統一は不必要であると考え、特に調整は行っていない。もっとも、それぞれの授業でどのような教材が用いられ、課題等が課せられているかについては、上述のように、TKCおよび打ち合わせによって情報の共有がなされているので、この点に関して特に問題はないものと認識している。

2. 一科目を複数の教員が担当している場合についてのクラス間調整について

2-1) について

【刑法1】

- ・事前に作成されたシラバスに沿って、また、シラバスに掲載された判例を前提として毎回の授業を展開するという方式で行われており、しかも、授業のレベルなども、相互に情報交換することで調整が図られてきた。
- ・事前に、授業の内容や進め方について、全般的な打ち合わせを行った。各回の授業内容に関しては、TKC上でお互いの教材を見ることが可能であり、また、学生側から提出させる課題についても、必要に応じて、他クラスの提出物を参考にするなど、相互の授業について情報交換を行ってきた。

【刑事訴訟法】

- ・事前に作成されたシラバスに従って、また、少なくともシラバスに掲載された判例には触れるという条件のもとで授業を行うことにし、実際、そのようになされた。
- ・事前に、授業の内容・進め方に関して、全般的な打ち合わせを行った。各回の授業内容に関して

は、2)で後述するように、TKC上でお互いの教材を見ることができるようにし、また、同一の課題・小テストを用いることによって、学生の理解度も含めて、情報共有に役立てた。

2-2)について

【刑事訴訟法】

- ・教材の選択は基本的に各教員に任せることとしたが、必ずTKCにアップすることによって、常にお互いの授業内容を把握できるようにした。その結果、教材の形式には差があったものの、内容および水準的にはほぼ同一の授業を提供できたのではないと思う。
- ・課題・小テストについては、内容・時期ともに同一のものを扱い、その結果を共有した。
- ・教員間で頻繁に情報交換を行うことによって、授業の進行、方法等の相互認識につとめた。

3. オムニバス形式で行われる授業の調整について

【裁判実務基礎（刑事）】

- ・全体的な授業内容に関しては、まとめ役となる研究者教員と実際に授業を担当する実務家教員の間で年3回程度の打ち合わせを行い、また、メールでも頻繁に連絡をとりあうことにより、基本的な方針についての認識を共有した。また、各教員の授業内容については、事前にその内容を出し合って、調節を行うとともに、各回の授業が終わるごとに、担当者は、使用教材および所感をメールで担当教員全員に流すことによって、各授業の内容に関する認識だけでなく、そこで得られた経験や反省を共有する試みがなされた。
- ・授業については、基本的に他の担当教員の見学を認め、実際に、各教官の都合が合う範囲で、見学が行われていた。また、裁判官・検察官・弁護人の三者の観点から検討したほうがよいテーマについては、複数教官の共同担当とすることによって、その効果を高めた。
- ・模擬裁判には、全担当教員に加え、研究者教員も参加し、全体的な総括を行った。
- ・全般的に、担当教員およびまとめ役となる研究者教員の間での連携は非常によくできていたといえる。ただし、他の科目との間の調整は不十分であり、裁判官教員および検察官教員からは、他の刑事法科目の授業内容に関する情報を共有するための手段を確保して欲しい旨の要請も出された。この点は、他科目についても、TKC上で教材を閲覧できること等を周知することで対応可能であると考えている。

出典：平成18年4月21日研究科長通知（依頼）

（5）教育方法に関する講演会・研修会

本研究科では、学内、学外で開催され、あるいは本研究科が開催した教育方法に関する各種講演会・研修会に教員が積極的に参加している。FDに関する講演会等の実施状況については、《別添資料22-① 学内の講演会・研修会》を参照されたい。

（6）教育内容等の改善に必要な知見の調査研究

教育内容等の改善を図るために必要な知見の調査研究として、平成16—18年度の法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム「科学技術リテラシーを備えた先端的法曹養成」を通じて、法科大学院の教育をめぐるシンポジウム、あるいは各ユニット毎の教育プログラム開発のための研究会を積極的に行った《別添資料23 先端系法領域研究会研究成果報告書》。その研究成果を継承した授業科目として平成20年度には「先端訴訟」を開講する。また、平成19—20年度の専門職大学院教育推進プログラム「紛争の予防能力と修復能力を備えた法曹養成—プロセスとしての紛争解決に向けて—」により設置した「アドバンスト・リーガル・エデュケーション&キャリアセンター（ALEC）」の下での調査研究に基づいて、平成20年度に、「公法総合演習」、「民事法総合演習」及び「刑事法総合演習」を開講する。

さらに、教育改善を図るうえでは、学生の勉学の状況を正確に把握しておくことが不可欠であることから、学生（在学学生）の勉強の自己改善の契機となることも期待して、修了生に対して「勉強方法についてのアンケート」《資料5-1-1-⑩》を行い、その集計結果を教員及び在学学生に公表した。《別添資料24 「勉強法についてのアンケート」集計結果》

資料 5-1-1-⑰ 「勉強方法についてのアンケート」依頼文

2007 年 11 月 1 日

大阪大学大学院高等司法研究科 F D 委員会

「勉強方法についてのアンケート」

このアンケートは皆さんの勉強方法をデータベース化して、分析、可視化、情報共有化することによって、ロースクール学生の学習に役立てることを目的として実施するものです。ほとんどの質問で選択肢を選ぶだけの回答方法になっており、30分程度で記入できますので、皆さんの後輩や同期生のためにご協力をお願いします。答えられない事項は、空欄のままで結構ですので、一部だけでも情報提供にご協力ください。入力後は、このファイルを、皆さんのコンタクト・ティーチャーへ電子メールにて送信してください。コンタクト・ティーチャー外で個人が特定されることはありません。

出典：FD 委員会保管資料

基準 5－1－2

法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保，及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

（基準 5－1－2 に係る状況）

授業見学会には、実務家教員を含む全専任教員に対し、参加することを義務づけているが、実際、この方針に従って実務家教員も授業見学会に参加している。また、授業見学会には非常勤講師にも参加を呼び掛けており、学外非常勤の実務家教員も、他の教員（主として研究者教員）の授業見学会に参加することができるようにしている。

また、実務家教員が教育研修等に参加することを促すために、そのような参加のための費用を研究科で負担することにしている。これにより、実務家教員が参加した講演会・研究会として、平成 16 年 12 月 1 日の愛知法曹倫理研究会・名古屋大学大学院法学研究科「法曹倫理教育の理念と課題」、同年 12 月 11 日の日本弁護士連合会法務研究財団「法科大学院における教育の実践」がある《別添資料 22-② 教育に関するシンポ・研修等参加者一覧》。

研究者教員についても、実務上の知見を確保するための教育研修等への参加を促している。その結果、司法研修所が開催した授業見学会にも本研究科の教員が積極的に参加している。本学教員が参加した司法研修所の授業見学会は、平成 16 年 4 月 26 日（検察講義）、同年 6 月 15 日（民事裁判・民事弁護共通演習）、平成 17 年 4 月 14 日（検察問題研究講評）、同年 4 月 27 日（民事裁判起案講評）の 4 回である《別添資料 22-② 教育に関するシンポ・研修等参加者一覧》。

また、授業見学会においては、実務家教員の授業も参観対象に含めることとしており、研究者教員が実務家教員の授業を参観する機会も設けている。【解釈基準 5－1－2－1】

2 優れた点及び改善を要する点等

1) 優れた点

(1) アンケートや授業見学会の実施等により、組織的・継続的にFD活動を行っている。

(2) FD週間の設定等、教員の授業改善活動への意識を向上させるための工夫を凝らしている。

(3) アンケートや授業見学会を行った後、改善報告書の提出を求めること等により、実効的な授業改善が行われるようにしている。

(4) 授業改善を意味あるものとするのに不可欠な、学生の意見等の収集を様々な方式や機会を設けて行っている。

2) 改善を要する点等

(1) FD活動を組織として展開する基盤として、教員、学生間の情報の共有・蓄積はある程度進められてきたが、蓄積されたそれらの情報をFD活動にさらに有効に活用するためにIT化を図る必要がある。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準 6-1-1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

（基準 6-1-1 に係る状況）

本研究科のアドミッション・ポリシーは、学生募集要項、本研究科ホームページ、高等司法研究科案内、学内外の説明会等で繰り返し周知に努めている【解釈指針 6-1-1-2】。周知の状況は、たとえば学生募集要項に関しては、《別添資料 25-③ 学生募集要項配付状況》のとおりであり、実際の受験者数に比して相当多くの部数を配布して適切な周知を行っている。また、受験生にとって必須の情報となる基準 9-3-2 に定める事項については、本研究科ホームページ本研究科において公表している。

本研究科のアドミッション・ポリシーは、《資料 6-1-1-①》に掲げたとおりである。すなわち、出身学部等を問わず、広く法曹志望者に門戸を開き、「多面的・総合的評価」による選抜を行い、また、多様な知識と経験を有する学生を確保するために、とくに社会人や他学部等出身者について特別選抜を行うことである。これは、「公平性」「開放性」「多様性」の確保を重視するものである。

資料 6-1-1-① 本研究科アドミッション・ポリシー

大阪大学大学院高等司法研究科では、専門的知識・技能のみならず、人間や社会のあり方に関する広い関心、深い洞察力、豊かな人間性を備えた法曹を養成します。入学者の選抜においては、このような法曹となるべき適性、資質、能力ならびに意欲のある学生を、多面的・総合的評価に基づき選抜します。

- ・すべての法曹志望者に門戸を開き、法曹となる能力・適性の有無について判定します。
- ・多様な知識・経験を有する学生を確保するために、社会人や他学部（他学科）卒業者を対象とする特別選抜を実施します。
- ・幅広い知識と教養を有する法曹養成のため、合格者判定では試験の成績のみならず、大学の学業成績や志望理由書等の資料を総合的に考慮します。

出典 平成 20 年度本研究科学生募集要項

※なお《別添資料 25 各年度本研究科学生募集要項》、本研究科ホームページ、《別添資料 38 本研究科案内》にも同趣旨記載。

入試業務の実施体制に関しては、高等司法研究科アドミッション委員会が作成し、教授会において周知している各選抜の実施要領によって、責任体制と業務分担を明確にしている。すなわち、研究科長を総括責任者とし、副研究科長を実施責任者、事務部の事務長を事務実施責任者とすることで、研究科全体で取り組む体制を確立している。開設年度以来 5 度の入学者選抜を行っているが、入試の実施に関してミスは生じていない《別添資料 26-② 本研究科アドミッション委員会内規》《別添資料 26-④～⑦ 入学者選抜実施要領関係資料》【解釈指針 6-1-1-1】。

基準 6－1－2

入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

（基準 6－1－2 に係る状況）

本研究科では、入学者選抜の方法として、適性及び能力等を適格かつ客観的に評価するために多面的で総合的に判定する方法をとっている（「基準 6－1－1 に係る状況」中の《資料 6-1-1-①》を参照）。

具体的には、入学定員 100 名のうち、30 名を特別選抜の募集定員、残り 70 名を一般選抜の募集定員としている。両選抜の日程については、試験実施時期が制約されていたため別日程を確保することが困難であった 16 年度入試を除き、別個に設定している。

合否判定に用いる要素としては、適性試験の点数、大学（学部）の成績、志望理由書等の書類審査の点数に加えて、特別選抜については、面接の点数、一般選抜については小論文の点数を考慮している。また、面接や小論文試験に関しては、法律知識を問うものではないことを受験者にも周知しており、法学部出身者、あるいは大阪大学出身者を優遇するような措置も取っていない。さらに、各判定要素の配点については、募集要項等であらかじめ公表しており、その配点に従って以上の要素を点数化して、総合的に合否を判定しており、合否判定は多面的かつ客観的に行っている。各判定要素の点数化についても、あらかじめ定めた基準に従って客観的かつ公平に行っている。例えば、《別添資料 26-⑥》は、大学の成績の点数化の方法であり、《別添資料 26-⑦》は、志望理由書等の採点基準である。なお全体の配点については《別添資料 25 各年度本研究科学生募集要項》を参照されたい。

基準 6－1－3

法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

（基準 6－1－3 に係る状況）

「基準 6－1－2 に係る状況」で述べたように、本研究科の入学者選抜試験は、社会人・他学部出身者を対象とする特別選抜と、とくに特別の受験資格を定めない一般選抜の 2 種類を実施している。

特別選抜は、アドミッション・ポリシーに沿って、多様な知識・経験を有する学生を確保するために行なうものであり、法学部・法律学科（法学科）以外の学部出身者であるか、3 年以上の社会人経験を有するという受験資格の他は、一般の大学院入学資格と同等の受験資格を要求しているのみであり、選抜の公平な機会は確保されている。また、特別選抜の実施時期を早めに設定する（第 2 次選抜試験を 9 月に実施し、10 月に合格発表を行なっている）ことにより、社会人であっても、辞職ないし休職して入学後の勉強条件を整えるための時間的猶予を確保できるよう配慮している（平成 17 年度以降）。《別添資料 25 本研究科学生募集要項》

一般選抜においては、一般の大学院入学資格以上の資格を求めておらず、出願資格の点で公平性は確保されている（実施時期の点で併願を認めることができなかった 16 年度入試を除き、17 年度以降は特別選抜と一般選抜の併願も認めている）。なお、一般選抜の第 2 次選抜試験の実施時期についても、近隣国立大学法科大学院の入試日程と競合しないようにすることで、広く志願者一般に受験機会を保障する方針を採用している。このことは、本学出身者が他大学法科大学院を受験する機会を認めているということでもあり、合否判定においても、本学出身者を優遇するような制度は設けていない（《別添資料 26・③ 本研究科入学試験実施結果》中の出身大学学部別入学者数一覧を参照）

【解釈指針 6－1－3－1】。なお、本研究科においては【解釈指針 6－1－3－2】については該当しない。

基準 6－1－4

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

（基準 6－1－4 に係る状況）

本研究科の入学者選抜は、特別選抜と一般選抜の区別に従い、「基準 6－1－2 に係る状況」で述べた通りの要素を点数化して行なっている。適性試験の結果（大学入試センター実施のものと、日弁連法務研究財団実施のものいずれでも出願を認めているため、法務研究財団から提供される換算表に基づいた点数換算を用いている）は、適性試験が判断力、思考力、分析力、表現力を判定する試験であり、法科大学院における高度な法律知識の修得のためには、これらの一般的学力が不可欠であることに鑑み、これを入学者選抜にあたっても配点を多くして重視している（平成 19 年度から一般選抜においては適性試験の配点を若干下げたが、これは第一次選抜において適性試験のみで合否が決してしまう傾向が見られたためである）。

また、特別選抜の第 2 次選抜においては面接試験を、一般選抜の第 2 次選抜においては小論文試験を行なっており、特別選抜においては表現力とコミュニケーション能力を、一般選抜においては論理的思考力、表現力を重視した入学者選抜を行なっている【解釈指針 6－1－4－1】。この点については、《別添資料 26・⑧ 特別選抜面接試験実施要領》、《別添資料 26・⑨ 各年度一般選抜小論文試験問題》を参照されたい。また、各要素の具体的な配点等については、《別添資料 25 各年度学生募集要項》も参照されたい。

基準 6－1－5

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

（基準 6－1－5 に係る状況）

「基準 6－1－4 に係る状況」で述べた適性試験、面接試験、小論文試験の他に、本研究科の入学者選抜においては、大学（学部）の成績、および志望理由書を合否判定に用いている。

大学の成績は、出身学部にかかわらず、学生としてどれだけ真摯に勉学に取り組んだかを示す指標となるため、選抜にあたって考慮している。点数化にあたっては、法学部出身者を優遇する方法はとらず、学部、出身大学を問わないで優、良、可（A、B、C）の数で客観的に点数化する方法をとっている（その方式については、《別添資料 26-⑥ 大学成績点数化資料》を参照）。

志望理由書については、法科大学院を志望する理由、将来のキャリア・プランを書かせることにより、志願者の問題関心の広さ、深さを判定する資料として考慮している。なお、志望理由書の評価にあたっては、資格、特技、他者の評価（推薦書）などを考慮している【解釈指針 6－1－5－1】。志望理由書の採点に際し、「多様性への寄与」を評価項目としているため、社会人の場合、職業経験等に根ざして書かれる志望理由書や資格等が相対的に高く評価され、他学部出身者の場合には、異なる分野から法曹を志すに至った動機等が明確に述べられている点が高く評価されることになる。そのため、志望理由書を合否判定の資料とすることが入学者の多様性確保につながっている【解釈指針 6－1－5－2】（《別添資料 26-⑦ 志望理由書採点基準》を参照）。

なお、平成 16 年度においては必要書類とし、判定資料としての配点も与えていた推薦書については、これを要求することが適切な推薦者を得られない志願者の受験機会を奪うことになるとの指摘が教授会においてもあったため、平成 17 年度以降は、志望理由書に添付し得る任意の資料の一つとし、配点も行なわないこととした《別添資料 25 各年度学生募集要項》。

本研究科においては、社会人・他学部出身者を対象とする特別選抜の実施により、これらの者の入学者に占める割合について 3 割以上を確保できるように努めている【解釈指針 6－1－5－3】。本研究科において【解釈指針 6－1－5－4】に該当する状況はない。一般選抜においても、社会人、他学部出身者が相当数志願者として存在するため、社会人、他学部出身の入学者の割合は、各年度において、《資料 6-1-5-①》に記したような結果となっている。

資料 6-1-5-① 入学者選抜実施状況

	①他学部出身者	②社会人	③入学者	①・②の割合
平成 16 年度	18 名	31 名	110 名	44.5%
平成 17 年度	16 名	25 名	98 名	41.8%
平成 18 年度	23 名	23 名	117 名	39.3%
平成 19 年度	18 名	18 名	124 名	26.6%
平成 20 年度	17 名	13 名	95 名	31.6%

※社会人であり、かつ、他学部等の出身者については、「②社会人」のうちに算入している。

出典 《別添資料 4-② 学生数の状況》から抽出して作成

6－2 収容定員と在籍者数

基準 6－2－1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

（基準 6－2－1 に係る状況）

本研究科の入学定員は、1 学年 100 名であり、総収容定員は、300 名である【解釈指針 6－2－1－1】。

各年度の入学者（当該年度における既修認定者を含む）は、《別紙様式 2 学生数の状況》にあるように、16 年度 110 名、17 年度 98 名、18 年度 117 名、平成 19 年度 124 名、平成 20 年度 95 名であった。しかし、各年度中に退学者があるため、3 学年がすべて揃った平成 18 年 5 月 1 日現在の在籍者数は、同上《別紙様式 2 学生数の状況》によれば、1 年次 100 名、2 年次 101 名、3 年次 90 名の計 291 名であり、収容定員 300 名を上回ることにはなかった。その後、平成 19 年度入学者が 124 名になり、入学定員を上回ったが、平成 20 年度はこのことを勘案して慎重に合格者数の決定を行った結果、95 名の入学者にとどまった。結果的に、平成 20 年 5 月 1 日現在の在籍者数は、1 年次 71 名、2 年次 104 名、3 年次 150 名で、収容定員 300 名をやや上回る 325 名の在籍者となっているが、これは、進級制を導入していなかった旧カリキュラムの学生が 3 年次に残留していることによる一過的なものであり、新カリキュラム・進級制の適用される平成 19 年度以降の入学者については、3 年次に多数の滞留者が出ることはないと思込まれるし、上述のように、入試の合格者を収容定員が超過しないように配慮しつつ決定することにより、収容定員超過の状態を改善する措置を講じている【解釈指針 6－2－1－2】。

基準 6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

(基準 6-2-2 に係る状況)

平成 16 年度から平成 18 年度までの入学者選抜の実施状況は、《資料 6-2-2-①》のとおりである。

資料 6-2-2-① 入学試験実施状況**特別選抜**

	志願者数	第 1 次選抜 合格者数	最終 合格者数	入学者数
平成 16 年度	371 名	160 名	30 名	28 名
平成 17 年度	328 名	151 名	32 名	14 名
平成 18 年度	197 名	150 名	50 名	22 名
平成 19 年度	259 名	155 名	33 名	19 名
平成 20 年度	212 名	150 名	32 名	9 名

一般選抜

	志願者数	第 1 次選抜 合格者数	最終 合格者数	入学者数
平成 16 年度	807 名	563 名	93 名	82 名
平成 17 年度	998 名	492 名	177 名	84 名
平成 18 年度	778 名	365 名	163 名	95 名
平成 19 年度	938 名	441 名	215 名	105 名
平成 20 年度	794 名	434 名	187 名	86 名

出典 《別添資料 26-③ 本研究科入学試験実施結果関係資料》を参照

開設初年度の平成 16 年度入試は、他大学の法科大学院における入学者選抜が終了した後に選抜試験を実施せざるを得なかった。合格発表から入学手続までの時間的な制約から、入学辞退者が多くは出ないことが予測できたため、16 年度においては合格者数を絞り込み、結果的に 110 名の入学者を迎えることになった。それ以降の各年度においては、「基準 6-1-3 に係る状況」(92 頁)で述べたように、一般選抜の第二次選抜において他の国立大学法科大学院と日程的に競合しない入試日程をとったため、受験者が多数見込める反面、合格者のうち相当数が入学を辞退することが予測できた。そこで、あらかじめ募集定員の 2 倍程度の合格者を決定し、辞退者が予測よりも多めに出た場合には、追加合格者を出すことで入学定員どおりの入学手続者を確保するよう努めた。結果的に、17 年度の入学者数は定員を 2 名下回る 98 名、18 年度は定員を 17 名上回る 117 名、平成 19 年度は定員を 24 名上回る 124 名、平成 20 年度は定員を 5 名下回る 95 名の入学者となった。合格者のうち入学者がどの程度見込めるかは、他大学の合否決定状況とも関わって予測が困難ではあるが、合格者の決定にあたっては、前年度までの状況を踏まえ、入学定員との乖離を小さくするよう努めている。現状では、志願者数が多数あり、上述の選抜方法によって相当水準の高い入学者の確保が見込めることから、入学定員を見直す必要はないものと考えている【解釈指針 6-2-2-1】。

2 優れた点及び改善を要する点等

1) 優れた点

(1) 社会人、他学部出身者を対象とする特別選抜を実施していることは、多様な人材の確保を目指すアドミッション・ポリシーの具現化であり、結果的にも相当割合の他学部・社会人出身者を入学者として受け入れているので、この点は本研究科の入学者選抜制度の優れた点である。

(2) 受験機会の保障という観点から、本研究科の入試日程は、他の近隣国立大学法科大学院と本学高等司法研究科の両方を受験できるように配慮して設定しており、この点も優れた点である。

2) 改善を要する点等

(1) 上記1)(2)の日程の設定は、多数の入学辞退者を見込んで合格者を決定しなければならない点で、もし辞退者数が想定を超えた場合には、入学定員、収容定員と乖離する入学者数になる可能性を含んでいる。

このリスクをなるべく軽減し、かつ入学者受入後のクラス編成上の不都合を避けるため、平成19年度入試からは、法学既修者認定の方法を変更し、法学既修者コースの募集定員(19年度、20年度30名程度)を設定し、法学既修者の合否判定を書類審査、小論文試験に加えて実施する法律科目試験の結果を総合して行なうこととした。この入試制度の改変は、カリキュラム改訂に伴うものであると同時に、特別選抜30名程度、一般選抜未修者コース40名程度、一般選抜既修者コース30名程度に100名の入学者定員を細分化し、それぞれ異なった合否判定と合格者数の設定を行なうことで入学定員と入学者数の乖離のリスクをできる限り避けること、加えて、多様な人材を受け入れるというアドミッション・ポリシーをより具体化するためのものである。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準 7-1-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

（基準 7-1-1 に係る状況）

本研究科の履修指導体制は、以下の3つの段階に分けて行っている。

- (1) 入学試験合格者に対する合格後から入学までの導入ガイダンス
- (2) 入学生（法学未修者・既修者不問）に対する入学時の履修指導
- (3) 在学中の履修指導

(1) 入学試験合格者に対する合格後から入学までの導入ガイダンス

平成17年秋から本研究科ホームページ内に「合格者専用ページ」を設け、入学前の学習指導や本研究科の教育体制等の案内を行っている。ここに掲載された情報を活用することによって、入学後学生は授業に戸惑いなく取り組むことができるように配慮している。《資料 7-1-1-① 平成20年度入学生向け 「合格者専用ページ」イメージ》参照。

同専用ページの開設当初は、合格後に授業の概要・参考文献一覧表を送付し、合格者ホームページで情報提供を行うだけであったが、平成19年度からは、実質的に法科大学院における教育に対応できるように学習指導の側面を強化している。具体的に平成20年度入学生を対象としたものを例に取れば、以下の①、②のような内容である。その際には、②に後述するように、はじめて法学の学習を経験する未修者と、ある程度法学基礎知識を持つ既修者との差を考慮して導入ガイダンスを行っている。【解釈指針 7-1-1-1】【解釈指針 7-1-1-2】【解釈指針 7-1-1-3】

- ① 法科大学院での学習の進め方や、基本的な法律情報、基本文献などの情報に関しては、「資料 7-1-1-② 入学予定者への情報提供一覧」のように、定期的に提供している。とくに、未修者に対しては、1年次に開講される全科目について、合格直後から、概要、基本文献、入学までの期間の勉強の指針となるような情報を提供している。

《資料 7-1-1-① 平成 20 年度入学生向け 「合格者専用ページ」 イメージ》

«Prev 1 2 3 4 5 Next»																																												
事務室からのお知らせ 合格者専用ページ サービス終了のお知らせ 2008/04/10：事務局 4月18日（金）をもちまして、合格者ホームページのサービスを終了いたします。		サイト内検索 検索																																										
事務室からのお知らせ 【重要】「法社会学N」の履修について 2008/03/27：事務局		このサイトについて このサイトは合格者専用サイトです。入学までの主な伝達はこのサイトを通じて行いますので定期的にご覧ください。																																										
平成 20 年 3 月 27 日 学生 各位 平成20年度第1学期開講「法社会学N」の履修について 高等司法研究科教務委員会 「法社会学」（対象は、1年次～3年次生）は、教育上の観点から受講者の人数が制限されています。平成20年度第1学期に開講される「法社会学N」は、既に、在学生の受講希望者が制限人数に達しましたので、平成20年度の入学生は、第1学期において履修登録はできません。 「法社会学」は、第2学期にも開講されます（ただし、人数制限はあります。）ので、「法社会学」の受講を希望する者は、第2学期に、「法社会学P」の履修登録をしてください（希望者多数の場合は、成績順により受講者を決定します）。 なお、第1学期開講の「法社会学」については、当分の間、在学生の受講希望が新入生の受講希望に優先されます。	平	更新カレンダー << 4月 2008 >> <table border="1"> <tr> <td>Sun</td><td>Mon</td><td>Tue</td><td>Wed</td><td>Thu</td><td>Fri</td><td>Sat</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr> <td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td></tr> <tr> <td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td></tr> <tr> <td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td></tr> <tr> <td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat																																						
		1	2	3	4	5																																						
6	7	8	9	10	11	12																																						
13	14	15	16	17	18	19																																						
20	21	22	23	24	25	26																																						
27	28	29	30																																									
事務室からのお知らせ 桜 2008/03/27：事務局 高等司法研究科事務室の裏手にある寒桜の花が満開です。 いよいよ高等司法研究科でのキャンパスライフが始まろうとしています。大阪大学ロースクール生としての新生活が始まるわけですが、準備は万端でしょうか？		コンテンツ ALL 学習の準備(11) キャンパス(4) 施設について(1) 学生の生活(5) オリエンテーション(1) 事務室からのお知らせ(19)																																										
		関連リンク 大阪大学 大阪大学法学部 地図[mapion] 高等司法研究科																																										

資料 7-1-1-② 入学予定者への情報提供一覧

- 11月24日 1年次科目の概要等について（その1）
憲法、民法、刑法についての、授業科目情報、学習上のアドバイス、文献案内など
- 12月6日 1年次科目の概要等について（その2）
商法、民事訴訟法、刑事訴訟法についての同上
- 12月6日 1年次科目の概要等について（その3）
その他法律実務基礎科目、基礎法・隣接科目などについての同上
- 1月24日 法律や判例の読み方
- 1月31日 新入生書籍情報（六法、法学入門書、基本定期雑誌の紹介）
- 3月13日 平成20（2008）年度シラバス
- 3月13日 平成20（2008）年度開講科目および担当教員の公表
- 3月13日 平成20（2008）年度時間割表の公表
- 3月27日 平成20年度第1学期法社会学N履修に関する注意等

②入学者に対する導入ガイダンスとしては、入学手続終了後に《資料 7-1-1-③ 入学予

定者への事前学習指導スケジュール》に記したような事前学習指導を行っている。なお、以上の合格者専用ページにおける情報提供内容については、「別添資料 27 （平成 20 年度入学生向け）合格者サイト掲載コンテンツ」を参照されたい。

資料 7-1-1-③ 入学予定者への事前学習指導スケジュール

入学予定者への事前学習指導は、以下のスケジュールで行います。このページの更新時期に合わせて、必ず課題等をチェックしてください。レポート等の提出が求められる場合もありますので、その場合は期限・提出方法を守って提出してください。

2 月 7 日（木）	事前学習_憲法①
2 月 14 日（木）	事前学習_憲法②
2 月 21 日（木）	事前学習_民法①
2 月 28 日（木）	事前学習_民法②
3 月 6 日（木）	事前学習_刑法①
3 月 13 日（木）	事前学習_刑法②
3 月 13 日（木）	事前学習_第 1 学期開講科目の予習課題①
3 月 27 日（木）	事前学習_第 1 学期開講科目の予習課題②（追加分）

出典；高等司法研究科ホームページ内合格者専用ページ

たとえば憲法に関しては、《資料 7-1-1-④ 入学予定者への事前学習指導例（憲法）》のように、具体的な読書案内をするとともに、未修者と既修者とにそれぞれ分けて、事前学習としてどのような学習が必要であるかを、個別の課題を掲げて具体的に明示しており、両者の基礎知識の差にも配慮している。

資料 7-1-1-④ 入学予定者への事前学習指導例（憲法）

事前学習 憲法①（2 月 7 日サイトへアップ）

新入生の皆さん、4 月からスタートする授業の予習は進んでいるでしょうか。今回は、「憲法」の読書案内です。

新 1 年生（未修者）の皆さんは、入学までに憲法の基本書を 1 冊通読しておきましょう。代表的な基本書は、芦部信喜・高橋和之補訂『憲法（第 4 版）』（岩波書店・2002 年）です。芦部『憲法』でなくてもかまいませんが、いわゆる予備校本ではなく、学者の執筆した憲法の標準的な教科書を入学前に通読しておきましょう。基本書を読んでいて、もし意味のわからない言葉が出てきたら、そのつど法律学辞典等に当たって意味を確認しておくことも大切です。

なお、2008 年度は、1 年（未修者）前期に「憲法基礎 2」（統治機構）を開講します。教科書は用いず、判例と法律文献を中心に構成された独自教材を用いる予定です。これに加えて、副教材として芦部信喜ほか編『憲法判例百選Ⅱ（第 5 版）』（有斐閣・2007 年）を、参考書として、上記の芦部『憲法』と松井茂記『日本国憲法（第 3 版）』（有斐閣・2007 年）を用います。

後期開講の「憲法基礎 1」（人権）では、上記の芦部信喜『憲法（第 4 版）』を教材として、芦部信喜ほか編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ（第 5 版）』（有斐閣・2007 年）を副教材とする予定です。

新 2 年生（既修者）の予習としては、棟居快行『憲法解釈演習』（信山社・2004 年）の人権の問題を、手持ちの基本書を頼りに考えてみることをお勧めします。

4 月第 1 週から授業が始まります。各科目とも必ず事前に与えられた予習事項について準備したうえで授業に臨んでください。

憲法②（2 月 14 日サイトへアップ）

今回は、「憲法」の入学前の学習方法についてアドバイスをします。

新 1 年生のうち、法学部出身ではない人のために「純粋未修者用導入人権レジュメ」【←ここをクリック】（棟居快行教授作成）をアップします。このレジュメと照らし合わせながら、棟居快行『基本的人権の事件簿（第 3 版）』（有斐閣・2007 年）を読んで人権について予習をしてみましょう。

2008 年度の 1 年の授業は統治機構からはじまりますが、人権についてある程度の予備知識を持っ

ていたほうが、統治機構についての理解も深まります。もし十分な時間がなかったら、憲法13条、14条、21条に関連する事件だけでも読んでみましょう。

新1年生のうち法学部出身者は、芦部信喜・高橋和之補訂『憲法(第4版)』(岩波書店・2002年)のような基本書の記述と『憲法判例百選』の該当箇所を付き合わせて、具体的事例との関連で憲法の復習をしてみるとよいでしょう。

新2年生のためには「既修者用導入人権レジュメ」【←ここをクリック】と「既修者用導入統治レジュメ」【←ここをクリック】(棟居快行教授作成)をアップします。このレジュメと照らし合わせながら基本書を復習してみましょう。その上で、1回目の読書案内で取り上げた棟居快行『憲法解釈演習』(信山社・2004年)の問題を考えてみれば、論点をより深く理解できると思います。

出典；高等司法研究科ホームページ内合格者HP

(2) 入学生（法学未修者・既修者）に対する入学時の履修指導

入学者に対する履修指導としては、《資料7-1-1-⑤ 平成20年度新入生オリエンテーション・プログラム（実施内容）》にあるように、入学式の後に新入生オリエンテーションを開催し、法学未修者と既修者の全入学生を対象として、本研究科の教育理念と目的を説明し、教育課程全般について周知させるガイダンスを行っている。【解釈指針7-1-1-1】【解釈指針7-1-1-2】【解釈指針7-1-1-4】

ただし、法学既修者に対して、未修者と異なる履修指導を行う場は設定していない。なぜなら、本研究科の入試における法律科目試験の試験科目は、「基準4-3-1に係る状況」に記述したように（66頁参照）、既修者認定を受けた者が履修を免除される1年配当科目と一致しており、入学後に特別な学習指導を行う必要がないからである。ただし、既修者についても、とくに個別のケアが必要な場合には、後述するコンタクト・ティーチャーあるいはオフィスアワー（以上については、「基準7-1-2に係る状況」を参照）を通じて随時対応できる体制をとっている。【解釈指針7-1-1-3】

資料7-1-1-⑤ 平成20年度新入生オリエンテーション・プログラム（実施内容）

大阪大学大学院高等司法研究科入学式

・新入生のためのオリエンテーション・プログラム

2008年4月1日（火）

◎ 入学式

場所：文系総合研究棟 4階 講義室401

9:30

受付および資料配布

10:00-10:25

入学式

司会

谷口勢津夫（高等司法研究科副科長）

高等司法研究科長挨拶

松川 正毅

法学研究科からの挨拶

瀧口 剛（法学研究科副科長）

法学部同窓会（青雲会）からのご挨拶

森内 賢一（青雲会会長）

10:25-11:30

教員（非常勤講師を含む）・職員の紹介

法科大学院の施設紹介

谷口勢津夫

11:30-12:30

講演「人権をまもるために」

平田 健治（高等司法研究科教授）

◎ 新入生歓迎パーティー

場所：厚生棟3階生協食堂

12:30-14:30

軽食と歓談

司会

鈴木 秀美（高等司法研究科教授）

高等司法研究科長挨拶

松川 正毅

※ 教科書販売：14:00-14:45（場所：文系総合研究棟 4階 講義室402）

◎ 新入生オリエンテーション

場所：文系総合研究棟 4階 講義室401

14:45-16:00 法科大学院の教育プログラムの概要の紹介
クラス編成、履修登録、時間割の説明

教務委員会

(三阪佳弘・下村真美)

16:00-17:15 「リサーチ&ライティング」第1回目授業(情報リサーチ分野) 養老真一

場所：サイバーメディアセンター豊中教育研究棟 CALL第1教室

内容：今後の学習で利用する法科大学院教育研究支援システム(TKC)やパソコン、ネットワーク等の使用に係る説明(KOAN、WebCTを含む)を用いた法情報検索と教育システムのガイダンス

(3) 在学中の履修指導

在学中の学生に対しては、開設以来《別添資料6》の「学生ハンドブック」を配布して履修方法等の周知を図っているほか、平成18年度後期から「教育説明会」を定期的で開催し、各学期の授業開始前を中心に、履修方法などを含めた学修に関する情報提供のための説明会を開催している。《資料7-1-1-⑥》は、その一例である。

《資料7-1-1-⑥ 教育説明会の実施例》

教育説明会開催 「新司法試験 合格体験報告会」

○日時：平成19年10月4日(木) 15:00～16:30

○場所：法経講義棟 2番教室

○対象者：高等司法研究科在学生及び修了生

法学部・法学研究科在学生

(事前の申込みは不要です)

☆平成19年度新司法試験に最終合格した者の中から数名に、高等司法研究科入学から新司法試験合格に至るまでの経緯を踏まえ、自らの体験を語っていただく予定です。参加学生による質問も受け付ける予定です。

教育説明会開催

○日時：平成20年1月30日(水) 15:00～16:10

○場所：法・経講義棟 2番教室

○内容：

(1)平成20年度の開講科目・受講制限について

(2)旧・新カリキュラムの読み替えについて

(3)来年度の履修について(進級制)

(4)新棟(文系総合研究棟)シースルー階段について

(5)自習室の使用について

(6)平常点について

その他

また、個別の学生の学習に関する相談に応じる体制としては、後述するコンタクト・ティーチャーが、每学期定期面談を行うこととしている。また、これとは別に、実務家の専任教員がオフィスアワーを設けることにより、理論教育と実務教育との架橋を図ることも意識しつつ、学生が容易に履修指導、学習指導を受けることができるよう配慮している。なお、この点に関する教員に対する指示とオフィスアワー設定の具体例については、後掲「7-1-2に係る状況」を参照されたい。【解釈指針7-1-1-1】、【解釈指針7-1-1-3】

2) 本研究科は、単に法曹となるための高度の法的知識・能力を学生に備えさせること

だけではなく、豊かな人間性、厳しい職業倫理を備えた、社会に貢献できる法曹を養成することを目的としている。この目的を実現するため、入学式の際のオリエンテーションにおいては、「人権を守るために」と題する講演を行い（前掲《資料 7-1-1-⑤ 平成20年度新入生オリエンテーション・プログラム（実施内容）》参照）、学生が参加できるシンポジウムや研究会を開催して、様々な立場の人から直接話を聞くことができる機会を設け（直近のシンポジウムとして、平成19年度専門職大学院等教育推進プログラム「紛争の予防能力と修復能力を備えた法曹養成－プロセスとしての紛争解決に向けて」にもとづく「薬害肝炎訴訟 シンポジウム」平成20年3月29日）、1年に2回行う教育説明会においても、在学中から将来の法曹にふさわしい言動をするよう指導しているが、これらの機会を通して、学生が上記の本研究科の目的を理解できるようにしている。【解釈指針7－1－1－1】、【解釈指針7－1－1－4】

基準 7-1-2

各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

（基準 7-1-2 に係る状況）

学習相談。助言等の学習支援体制として、本研究科では、①授業科目担当教員が設けるオフィスアワー、②各学年の学生 5 名程度を担当するコンタクト・ティーチャー制度、の二つを柱としている。

1) オフィスアワー制度

本研究科の専任教員に対しては、前掲 43 頁《資料 3-2-1-③ シラバス記載事項についての申し合わせ》の「(10) オフィスアワー」に「特定の曜日・時限を指定する場合は、その曜日及び時限、予約の要否、予約方法、質問事項の事前送付など」を記載して、各教員に、毎週何らかの形でオフィスアワーを設定することを義務づけている。平成 19 年度以降は、各担当科目上のシラバスに記載し、KOAN 上で公開している（《資料 7-1-2-① KOAN 上のオフィスアワー設定例（「刑事訴訟法応用」の場合）》参照。なお、平成 16～18 年度については《別添資料 28 平成 16～18 年度オフィスアワー一覧表》を参照）【解釈指針 7-1-2-1】

資料 7-1-2-① KOAN 上のオフィスアワー設定例（「刑事訴訟法応用」の場合）

シラバス参照 [KOAN]	
講義題目	刑事訴訟法の講義科目である。
授業の目的	刑事手続法基礎を履修した者を対象に、刑事手続の各段階で現れる具体的な問題点について、判例や事例問題を素材として、各争点の理解を深めるような問題解決型の授業を行う。
履修条件・受講条件	特になし。
講義内容	まず、予め指定した事例（判例）について教科書・参考書および判例集により問題点を検討しておくことを予習課題として課す。授業では予習課題と事実関係が異なる場合の解決方法や、法曹三者の各立場からの問題点の検討を行うことにより、複眼的・総合的な思考力の涵養を図る。
授業計画 授業計画	1. 刑事手続に関する諸原則 2. 捜査の端緒：職務質問・所持品検査・自動車検問 3. 捜査の遂行(1)：証拠の収集・保全1 4. 捜査の遂行(2)：証拠の収集・保全2 5. 捜査の遂行(3)：被疑者および参考人の取り調べ 6. 被疑者の身柄拘束：逮捕・勾留の制度と手続 7. 被疑者・被告人の防禦活動：弁護人の選任、接見交通 8. 公訴の提起：公訴に関する諸原則、公訴提起の手続 9. 公訴の維持：訴因変更手続 10. 公判手続：公判準備手続、証拠開示、迅速な裁判 11. 証拠法(1)：挙証責任、証拠と要証事実の関連性 12. 証拠法(2)：伝聞法則 13. 証拠法(3)：自白法則 14. 証拠法(4)：違法収集証拠排除原則 15. 裁判と上訴・再審
学習方法	事前に配付する予習シートに従い、予習をすること。予習時間は3時間程度を想定している。予習シートに含まれる質問事項については基本書や該当判例を読み、答えられるようにしておくこと。
教科書	特に使用しない
参考文献	授業中に指示する
成績評価	定期試験の成績と平常点による。定期試験8割、平常点2割の配点とする。平常点については出席を重視し、更に質問への応答（予習シートの質問事項について予習不足と認められる場合には、減点することがある）、小テスト、レポート等を加味する。
オフィスアワー	水曜、木曜、金曜の午後（ただし、授業時を除く）メールでの質問等も可

オフィスアワーにおける質問の受付だけでなく、多くの教員は、メールによる質問も受け付けており、上述シラバス記載事項についての申し合わせの通り、メールでの質問を受け付け等についても、オフィスアワーの一覧表に併せて記載し、これにより、教員と学生が円滑なコミュニケーションをとることができる環境を整備している。なお、各教員のメール・アドレスは、学生ハンドブックに掲載し、学生に公開している（《別添資料6 各年度学生ハンドブック》参照）【解釈指針7-1-2-2】

2) コンタクト・ティーチャー&チャート制度（通称コンティーCONTEA制度）

もう一つの柱としての、コンタクト・ティーチャー制度は、学生に対する学修面、学生生活面、キャリア支援面での助言・サポート体制をより手厚くすることを目指して、平成18年度までの一クラス30人前後を担当するクラス担任制度にかえて、コンタクト・ティーチャー&チャート制度を平成18年度後期については3年生を対象に、19年度から全学年を対象に開始した。

同制度は、次の二つの核から成り立っている。

①「コンタクト・ティーチャー」（以下では「C・T」と略称する）の配置

1人の教員が各学年3～4人、3学年合わせて10～12人程度の学生を受け持ち、きめ細かい助言・サポートを行うものである。少なくとも、各学期の成績が判明した段階で、個人面談を行うとともに、随時担当学生から要望があれば、個人面談を行うこととなっている。

②「コンタクト・チャート」（以下では「C・C」と略称する）の作成

いわば「学生カルテ」というべきものであり、一人一人の学生毎に作成する。その内容は、個人成績表とC・Tによる面談時の所見、他教員から伝えられた所見、随時行った対応についての記録から構成され、このC・Cは、当該学生に対して学習面・生活面における手厚い助言・サポートを行うための、基礎データとして位置づけられる（記載ひな形については、《資料7-1-2-② コンタクト・チャート記載ひな形》を参照。なお、学生名、記載内容については記載例を示すためのものである）。

資料 7-1-2-② コンタクト・チャート記載ひな形

	学籍番号	氏名
	34A09888	田中一郎
法科大学院進学前の学習状況	法科大学院進学以前の法律学の学習を経験は？（選択肢による回答）	
	4.法学部またはそれに準じる学部課程で、系統的な法律学の教育を受けるとともに、資格試験等のために相当の自学自習あるいは予備校等を利用したことがある。	
	法律学習歴 △△予備校で6ヶ月の講習	
	出身大学・出身ゼミ等 〇〇大学法学部、刑法ゼミ	
面談記録1	面談年月日	
	面談者	
	面談時の所見	
	〈20070703面談記録〉授業によって、予習時間がまちまち。復習の方法もない。ライティングの量が少ない。前期に刑事系がないのは不安。民訴が苦手。勉強に取り組む姿勢や熱意はかなり評価できると思われる。条文や判例の基礎知識の習得を徹底するよう指示し、後期の面談で、どの程度消化できているかを確認することとする。	
面談記録2	面談年月日	
	面談者	
	面談時の所見	

平成 19 年度に C・T が受持学生との定期面談や随時の面談等を全学生について実施したことにより、個々の学生の学習状況等を把握するという所期の目的は達成された。しかし、《資料 7-1-2-③ コンティナー制度に関する教員からの改善意見》にあるように、面談で聴取する事項を予め設定して C・C の所見記載事項を統一すること、面談の時期の設定、学生への周知徹底などが、なお改善点として残されている。また、学生の学習状況等についての情報を C・C の形で共有する体制は整ったが、所見に記入された情報を、さらに組織的な学習指導や教育改善のための FD 活動に結びつける必要があり、この点については課題が残っている。【解釈指針 7-1-2-2】

資料 7-1-2-③ コンティナー制度に関する教員からの改善意見

制度設計について

- ① 完全未修の学生と法学部出身の学生との間で、授業の進め方に対する要請がかなり異なること、未修者と既習者の間で司法試験に対する危機意識に大きな差異があることなど、面談を試みてはじめて実感したことも多く、今後の授業の仕方等を考えるにあたり、こちらが勉強になることも少なくありませんでした。
- ② 面談の際に話題とすべき事項をある程度統一した方がよい。面談後、教員がコンタクトチャートに記載する事項にもかなり差異が見られる。
- ③ 直接相対で話ができたことは良かったと思うが、個々の科目と関わる指導まではとてもできないのが実情。チャートの質問事項にも工夫が要るように思う。
- ④ 面談につき：学生は忙しいので休み中の実施が望まれる。前期期末試験終了後に夏季の自習計画表を提出させ、その内容相談という格好で面談するのがよいのではないか。
- ⑤ 面談時期については、特に 1 年次生については、まだ学内の成績が全く出ていない状態で面談する必要性を感じていない者が多かった。呼びかけに対して、明確に、面談は不要と回答し

てきた者も、少なからずあった。

⑦学生に対する周知方法を改善する余地がある。個別のメールとTKCによる案内を出したが、まったくレスポンスのない学生がいる。最終的には、全員と面談することができたが、時間がかかってしまった。

⑧面談の実施に係る問題点

多くの学生はTKC上のconteaに関するお知らせを閲覧しておらず、メール（大学のアドレス）の確認すらしていない学生も少なくなかった。そのため、面談（12名中10名）を「完了」するのに時間がかかった。このような場合、教員には学生のアドレスしか知らされていないので、連絡のとりようがない。

FD 課題

①1年生のほとんどの学生が、ある科目について、授業が詰め込みすぎであるという不満を述べていた。このような学生の授業に対する不満は、どのようなルートで担当教員に伝えるべきか、検討を要すると思われる。

②個々の科目と関わる指導まではとてもできないのが実情。

出典 平成19年9月教員会議での「H19前期実施コンテナー制度についての総括・問題点」
検討報告資料

基準 7-1-3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

（基準 7-1-3 に係る状況）

大阪大学全体の教育補助者による学習支援としてティーチング・アシスタント（T A）制度があり（《資料 7-1-3-①》を参照）、本研究科は、この制度を利用して、教育補助者による学習支援が必要な科目に T A を配置することにより、学習支援体制を整備している。

平成 17 年度は、T A 雇入れ費用として本研究科に割り当てられた額が必要な額を下回っていたこともあり（その利用実績については《資料 7-1-3-②》参照）、《資料 7-1-3-③・④》にあるように、本研究科で独自にステューデント・アドバイザー（S A）制度を設けて、学生に対する学習支援に支障が生じないように努めた（ただし、S A については、18 年度以降 T A 採用要件が緩和されたことにより、その機能を T A でまかなうことができるようになったので、平成 18・19 度は活用する必要がなくなっている）。

以上の T A 及び授業担当 S A（S A には、前掲《資料 7-1-3-③》第 8 条にあるように、「毎週決まった曜日に学生の相談を受ける S A」であるクラス担当 S A と、「授業のサポートのため、授業に出席及び授業の相談等を受ける S A」である授業担当 S A がある）は、教務委員会が決定することになっている。ただし、担当教員と有機的に連携して学習支援を行うべきものであることから、担当教員が適任者として推薦する学生がいる場合には、基本的に当該学生を決定し、担当教員が推薦を行わない場合に、募集に応じた学生の中から選定することとしている。

T A 及び授業担当 S A の業務内容は、授業に出席すること等により授業の支援を行うことであり、現在、授業に出席して学生の質問に答えることや教材の作成を補助するなどの業務を行っている。これ以外に本研科学生にとって有益な学習支援活動としてどのような形態の活用方法があり得るかについては、検討中である。《資料 7-1-3-⑤》

実施状況については、資料 7-1-3-② T A の利用実績（平成 16～19 年度）の通りであるが、とりわけ、平成 18 年度に、本研究科において T A の必要性が高いことが認められ、T A 受入れ費用として割り当てられた額が、平成 17 年度の約 3 倍と大幅に増額され、充実した学習支援体制を構築できるようになった。以後、資料 7-1-3-②にあるように、多くの科目において T A を活用している。

《資料 7-1-3-① 国立大学法人大阪大学ティーチング・アシスタントの受入れに関する規程》

（目的）

第 1 条 この規程は、国立大学法人大阪大学（以下「大学」という。）が教育的配慮の下に、大阪大学大学院に在籍する優秀な学生をティーチング・アシスタント（以下「T A」という。）として教育支援業務に従事させ、学部教育等におけるきめ細かい指導を実現し、教育者としてのトレーニングの機会を学生に提供するとともに、これに対する経済的援助を行うことにより、学生の処遇改善の一助とするため、その受入れに関する事項について定めることを目的とする。

（業務内容）

第 2 条 T A は、学部のほか、博士前期課程（修士課程）、生命機能研究科の博士課程（修士課程の修了に相当する要件を満たしていると認められない者を対象とするものに限る。）又は高等司法研究科の専門職学位課程における実験、実習及び演習等において、担当教員の教育活動を支援することを、その業務内容とする。

（資格）

第 3 条 T A となることができる者は、博士後期課程（博士課程）、博士前期課程（修士課程）又は高等司法研究科の専門職学位課程に在籍する優秀な学生とする。

（選考の基準及び方法）

- 第4条 T Aの選考は、教育支援活動の実施母体となる学部又は研究科等と十分連携した上で、各研究科の定める基準と方法に従って、これを行う。
(受入れの期間)
- 第5条 T Aの受入れ期間は、1年以内の期間で、個々のT Aごとに、これを定める。
(受入れ決定通知書の交付)
- 第6条 大学が学生をT Aとして受け入れることを決定した場合には、次の条件に係る事項を記載した受入れ決定通知書を、当該学生に交付する。
- 一 報酬に関する事項
 - 二 業務に従事すべき場所、時間その他業務の実施に関する事項
 - 三 受入れの期間に関する事項
 - 四 受入れの終了に関する事項
- (提出書類)
- 第7条 T Aとなる者は、大学が必要と認める書類を大学に提出しなければならない。
- 2 前項の書類の提出を怠ったとき、又は当該書類に不実の記載があったときは、T Aとしての受入れを行わないことができる。
 - 3 第1項の書類の記載事項に変更があったときは、その都度、速やかにこれを大学に届け出なければならない。
- (受入れの終了)
- 第8条 次の各号の一に該当する場合には、当該各号に定める日をもって、T Aとしての受入れは終了したものとする。
- 一 受入れの期間が満了したとき 満了日
 - 二 T Aが死亡したとき 死亡日
 - 三 T Aが大阪大学大学院に在籍しなくなったとき 学籍喪失の日
 - 四 T Aが大阪大学大学院に休学を申し出たとき 休学開始日の前日
 - 五 外国人であるT Aの出入国管理及び難民認定法に基づく資格外活動許可期間が満了したとき 資格外活動許可満了日
 - 六 やむを得ない事由により大学又はT Aが受入れの中断を申し出たとき 大学が終了日と認めた日
- (報酬)
- 第9条 T Aの報酬は、次のとおりとする。
- 一 博士後期課程(博士課程(生命機能研究科博士課程においては、修士課程の修了に相当する要件を満たしていると認められた者に限る。))の学生 1時間あたり1,400円
 - 二 博士前期課程(修士課程(生命機能研究科博士課程においては、修士課程の修了に相当する要件を満たしていると認められない者に限る。))又は高等司法研究科の専門職学位課程の学生 1時間あたり1,200円
- 2 前項の報酬は、大学の財務状況等を勘案し、これを改定することがある。
(以下、省略)

出典 大阪大学規程集

資料 7-1-3-② T Aの利用実績(平成16～19年度)

- ・平成16年度第1学期 5名
- ・平成16年度第2学期 1名
- ・平成17年度第1学期 1名
- ・平成17年度第2学期 2名
- ・平成18年度第1学期 14名(17科目に配置)
- ・平成18年度第2学期 15名(16科目に配置)
- ・平成19年度第1学期 7名(21科目に配置)
- ・平成19年度第2学期 10名(15科目に配置)
- ・平成20年度第1学期 10名(15科目に配置)

出典：教務委員会資料 ティーチング・アシスタント受入れ決定通知

資料 7-1-3-③ 高等司法研究科ステューデント・アドバイザーの受入れに関する要項

(目的)

第1条 この要項は、大阪大学大学院高等司法研究科(以下「高等司法研究科」という。)が教育

的配慮の下に、高等司法研究科又は大阪大学大学院法学研究科（以下「法学研究 科」という。）に在籍する優秀な学生をステューデント・アドバイザー（以下「S A」という。）として法科大学院の授業を支援し、学生の相談等に従事させ、法科大学院教育におけるきめ細かい指導を提供するとともに、これに対する経済的援助を行うことにより、学生の処遇改善の一助とするため、その受入れに関する事項を定めることを目的とする。

（業務内容）

第2条 S Aは、高等司法研究科の学生に対して、担当教員の教育活動を支援することをその業務内容とする。

（資格）

第3条 S Aとなることができる者は、高等司法研究科の2年次以上の学生及び法学研究科博士後期課程に在籍する優秀な学生とする。

（選考）

第4条 S Aの選考は、教務委員会が行う。

（受入れの期間）

第5条 S Aの受入期間は、1年以内の期間で、個々のS Aごとに、これを定める。

（受入れ決定通知書の交付）

第6条 高等司法研究科が学生をS Aとして受け入れることを決定した場合には、次の条件に係る事項を記載した受入決定通知書を当該学生に交付する。

- 一 報酬に関する事項
- 二 業務に従事すべき場所、時間その他業務の実施に関する事項
- 三 受入の期間に関する事項
- 四 受入の終了に関する事項

（受入れの終了）

第7条 次の各号の一に該当する場合には、当該各号に定める日をもって、S Aとしての受入れは終了したものとする。

- 一 受入れの期間が満了したとき 満了日
- 二 S Aが死亡したとき 死亡日
- 三 S Aが高等司法研究科又は法学研究科に在籍しなくなったとき 学籍喪失日
- 四 S Aが高等司法研究科又は法学研究科に休学を申し出たとき 休学開始日の前日
- 五 外国人であるS Aの出入国管理及び難民認定法に基づく資格外活動許可期間が満了したとき 資格外活動許可満了日
- 六 やむを得ない事由により高等司法研究科又はS Aが受入れの中断を申し出たとき 本研究科が終了日と認めた日

（報酬）

第8条 S Aの報酬は次のとおりとする。

- 一 毎週の決まった曜日に学生の相談を受けるS A 1時間あたり950円
- 二 授業のサポートのため、授業に出席及び授業の相談等を受けるS A 1時間あたり1,400円
- 2 前項の報酬は、高等司法研究科の財務状況を勘案し、これを改定することがある。

（業務に従事する時間）

第9条 S Aの業務に従事する時間は、学生としての研究活動等（研究指導や授業を受ける時間を含む。）に支障を生じない範囲で、個々のS Aごとに、これを定める。

（業務に専念する義務等）

第10条 S Aは、国立大学法人法（平成15年法律第112号）に定める国立大学の使命及び業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に業務を遂行するとともに、その業務に従事すべき時間においては、これに専念しなければならない。

- 2 S Aは大学の利益に相反する行為を行ってはならない。

（信用失墜行為の禁止）

第11条 S Aは、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 大学の名誉を毀損し、又はその信用を失墜させる行為
- 二 大学の秩序、風紀又は規律を乱す行為

（守秘義務）

第12条 S Aは業務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。ただし、法令に基づく証人又は鑑定人等として、大学の許可を得て証言する場合には、この限りでない。

（損害賠償）

第13条 大学は、S Aが故意又は過失により大学に損害を与えた場合には、その損害の全部又は一部について、損害を求めることができる。

（オリエンテーション）

第14条 教務委員会は、S Aに教育支援業務を行わせるに当たって、事前に当該業務に関する適切なオリエンテーションを行い、円滑な業務の遂行と事故の防止に努めるものとする。

附 則

この要項は、平成17年5月19日から施行する。

出典：高等司法研究科規程

資料 7-1-3-④ スチューデント・アドバイザーの利用実績（平成17年度）

・ クラス担当スチューデント・アドバイザー	計 2 名	
A・Bクラス担当	1 名	
Cクラス担当	1 名	
・ 授業担当スチューデント・アドバイザー	計 10 名	
公法2C、民法4A、同B、同C、刑法1B、民事回収法2N		各 1 名
民事訴訟法1B、民事回収法2P		各 2 名

出典：平成17年度第2学期スチューデント・アドバイザー実施状況表

資料 7-1-3-⑤ T A の募集通知

高等司法研究科では、平成18年度第1学期に開講する、別紙記載の授業科目について授業支援をしていただけるティーチング・アシスタント（T A）を募集します。

1. 応募資格

大学院博士後期課程に在籍する学生
高等司法研究科の3年次学生

2. 業務内容

授業に出席する等により、授業の支援を行う。
月ごとに、実施した業務の概要を記載した報告書を提出すること。

3. 採用期間

第1学期の授業期間

4. 報酬

大学院博士後期課程に在籍する学生：1時間あたり1,400円
高等司法研究科の3年次学生：1時間あたり1,200円

5. 応募方法

4月7日（金）までに、高等司法研究科教務係において、T A 申込書を受け取り、これに記載のうえ、提出してください。

授業支援の目的上、早期にT A を決定する必要があるため、提出期限を待たずに選考を行う場合がありますので、早めに応募してください。

6. 選考方法

本研究科教務委員会が適任者を選考します。

出典：平成18年3月22日付けティーチング・アシスタント（T A）募集通知

7-2 生活支援等

基準 7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

（基準 7-2-1 に係る状況）

【学生生活支援のための体制】

学生生活全般に対するサポート体制については、平成 17 年度までは、「学生生活担当」（1 名）と「学生相談員」（2 名）が担当してきたが、その重要性に鑑みて、平成 18 年度から学生生活等サポート委員会を設けた。《資料 7-2-1-①》にあるように、その所掌事項（2 条参照）は、学生の経済的支援、修学・学生生活に関する相談助言、キャリア支援であり、学生生活全般をサポートするため、より組織的に対応する体制を整えている。

《資料 7-2-1-①》大阪大学大学院高等司法研究科学生生活等サポート委員会内規

（目的）

第 1 条 この内規は、大阪大学大学院高等司法研究科の管理運営に関する内規第 9 条第 2 項の規定に基づき設置される学生生活等サポート委員会（以下「委員会」という。）の所掌事項、組織及び運営について定める。

（所掌事項）

第 2 条 委員会は、次の事項を所掌する。

- 一 奨学金等学生の経済的支援に関する相談・助言
- 二 修学・学生生活に関する相談・助言
- 三 キャリア支援のための情報の収集・管理・提供
- 四 キャリア支援のためのガイダンス、説明会等の実施
- 五 生活支援及びキャリア支援に関する調査・研究

（組織）

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副研究科長（学務担当）
- 二 教授会構成員であって、研究科長が委嘱する者 3 名

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。

2 委員は再任することができる。ただし、前条一号の場合を除き、連続して 2 期を超えて再任することはできない。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長等）

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会の議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(相談窓口の設置)

第7条 委員会は、相談窓口を設置する。

2 相談窓口は、当分の間、毎月原則として第1木曜日及び第3木曜日の第4時限に開室する。

3 相談窓口の場所、担当の委員等については掲示によって学生に通知する。

(関係機関との連携)

第9条 委員会は、第2条に掲げる事項に関し、本学の保健センター、学生生活センター、学生部キャリア支援室その他学内外の関係機関と連携して学生の生活及びキャリアの支援に努めるものとする。

(事務)

第10条 高等司法研究科教務係は、委員会に関する事務を処理する。

(その他)

第11条 委員会は、この内規に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項を定める。

【経済的な面での支援】

本研究科で利用できる奨学金には、(1)日本学生支援機構第一種・第二種奨学金《別添資料 29-① 平成19年度日本学生支援機構第一種奨学生・第二種奨学生の推薦について》、(2)地方公共団体及び民間奨学団体の奨学金があり《別添資料 29-③ 奨学金概要》、学生ハンドブックや本研究科ホームページにおいてその詳細情報を記載し、また募集時期においては掲示を通じて学生に対して周知徹底している【解釈指針 7-2-1-1】《別添資料 6 学生ハンドブック（平成20年度版）》。(1)及び(2)は、主として、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者に貸与又は給与されるものである。これらの奨学生の採用数には予算的に限度があり、希望者のが全て採用されるとは限らないが、(1)については、追加推薦を含め、各年度とも、申請者の大半に奨学金が認められている《資料 7-2-1-②》。

資料 7-2-1-② 奨学金採用実績

日本学生支援機構第1種・第2種奨学金					
	申請者数	採用者数	内 訳		備 考
			第1種	第2種	
平成16年度	52	52	38	20	1種・2種の重複採用者含む
平成17年度	56	56	47	22	
平成18年度	67	64	27	44	
平成19年度	57	52	28	37	

(出典：高等司法研究科奨学金関係データ)

本学には、経済的な理由により授業料や入学料の納付が困難な場合、その全額又は半額を免除制度がある【解釈指針7-2-1-1】(《別添資料 29-② 大阪大学「授業料(入学金)免除概要」》を参照)。免除の実績については、《資料 7-2-1-③》に記したとおりである。予算上の制限があるため、希望者全員が免除されたわけではないが、平成18年度、19年度においては、「再チャレンジ支援」の予算枠ができたことにより、免除者数が増加した。

資料 7-2-1-③ 授業料(入学料)免除実績

授業料免除				
	申請者数	採用数	(内訳)	
			全額	半額
平成16年度前期	26	8	4	4
平成16年度後期	21	7	4	3
平成17年度前期	31	15	8	7
平成17年度後期	30	16	7	9
平成18年度前期	44	21	12	9
平成18年度後期	41	22	11	11
平成19年度前期 (通常のもの)	33	25	13	12
平成19年度前期 (再チャレンジ)	30	22	13	9
平成19年度後期 (通常のもの)	27	19	13	6
平成19年度後期 (再チャレンジ)	26	21	9	12

入学料免除				
	申請者数	採用数	(内訳)	
			全額	半額
平成16年度	21	5	3	2
平成17年度	13	6	2	4
平成18年度	10	7	2	5
平成19年度	18	12	3	9

入学料徴収猶予		
	申請者数	採用数
平成16年度	5	2
平成17年度	10	7
平成18年度	7	5
平成19年度	13	10

(出典：高等司法研究科奨学金関係データ)

【学生生活に関する相談・助言体制】

本学には、学生の健康相談や学生生活に関する相談・助言を担当する機関として、保健センターおよび学生生活センターが設置されている【解釈指針 7-2-1-2】。これらについては、学生ハンドブックに掲載し、適宜掲示することにより、必要に応じて学生が利用できるよう周知徹底している《別添資料 6 学生ハンドブック(平成 20 年度版)》。それぞれのセンターの相談日と受付時間に関しては《別添資料 30-① 保健センター予定表》を掲示し学生に周知・徹底している。また、本研究科独自の相談窓口として、《資料 7-2-1-④》のような相談体制を設けている。法科大学院は国家試験の受験と直結した厳しい教育課程であるため、全国的に学生に対する精神的な面でのケアが重要になってきている。本研究科でもこの問題の重要性に鑑み、上述したように大学全体の相談体制のほかに独自に相談窓口を用意し、教員の側の意識啓発もかねて、教員会議の場で、講演会を開催するなどの取り組みを行っている（平成 18 年 6 月 8 日には、本学保健センター長による学生の精神的なケアに関する講演会を開催した：同日教授会資料）。

資料 7-2-1-④ 本研究科・学生生活及びキャリア支援のための相談窓口の設置について

平成 20 年 4 月

高等司法研究科学生の皆さんへ

高等司法研究科学生生活サポート委員会

学生生活及びキャリア支援のための相談窓口について

学生生活サポート委員会では、昨年度から、皆さんの修学や進路等に関する相談に応じるために、相談窓口を設置していますが、平成 20 年度第 1 学期については、以下のような日程で相談窓口を設置します。

なお、各担当委員の研究室で委員の先生方が待機するようにしていますので、相談がある場合は担当委員の研究室に出向いてください。

記

日 時	場 所	担 当 委 員
4 月 3 日（木） 4 時限	担当委員の研究室	池 田
4 月 1 7 日（木） 4 時限	同上	池 田
5 月 1 5 日（木） 4 時限	同上	池 田
6 月 5 日（木） 4 時限	同上	池 田
6 月 1 9 日（木） 5 時限	同上	末 永
7 月 3 日（木） 4 時限	同上	池 田
7 月 1 7 日（木） 4 時限	同上	池 田
8 月 7 日（木） 4 時限	同上	池 田
9 月 4 日（木） 4 時限	同上	池 田

以上

なお、保健センターは一般定期健康診断を行っているが、平成 18 年度と 19 年度については、《資料 7-2-1-⑤》のように、本研究科の半数強の学生が受診している。

資料 7-2-1-⑤ 保健センター利用実績

学部	学年	対象者数			受検者数		
		男子	女子	計	男子	女子	計
高等司法研究科 (18 年度)	D1	75	25	100	67	20	87
	D2	76	25	101	32	11	43
	D3	55	35	90	31	17	48
	研究生	0	0	0	0	0	0
	計	206	85	291	130	48	178

学部	学年	対象者数			受検者数		
		男子	女子	計	男子	女子	計
高等司法研究科 (19 年度)	D1	54	32	86	43	25	68
	D2	105	31	136	73	14	87
	D3	83	30	113	42	16	58
	研究生	0	1	1	0	1	1
	計	242	94	336	158	56	214

出典：保健センター事務局（学生一般定期健康診断学部別受検者数）文書）

【各種ハラスメントへの対応】

学生生活に関しては、大学特有のアカデミックハラスメントや、セクシュアルハラスメントへの対応の問題がある。このうち法科大学院では研究活動に関するアカデミックハラスメントの問題は、その性格上発生の可能性が少ないものと思われるので、セクシュアルハラスメントへの対応について述べる。

セクシュアルハラスメントに関しては、本学では、個別部局での処理に委ねず、大学

全体の制度によって対処することを方針としている。この方針に従って、本学では、良好な環境のもとに教育研究活動を行い大学の社会的使命を果たし得るよう「セクシュアルハラスメントに関するガイドライン」《別添資料 30-②》が策定され、セクシュアルハラスメント防止と被害者の保護・救済に取り組んでいる（《別添資料 30-③ 大阪大学におけるセクシュアルハラスメントの防止等に関する規程》）。平成 14 年 4 月からは全学的な相談窓口としてセクハラ相談室が設置され、カウンセラー等が配置されることで、あらゆる性的な嫌がらせに関する疑問等の相談に応じられうようになっている。学生には上記相談室の連絡先を記したカードを配布し《別添資料 30-④ 大阪大学セクシュアルハラスメント相談室カード》、教務係前には、セクハラ防止等に関する冊子を掲示して《別添資料 30-⑤ STOP SEXUAL HARASSMENT》、本学の取組みを周知している。

7-3 障害のある学生に対する支援

基準 7-3-1

身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

（基準 7-3-1 に係る状況）

これまで本研究科では障害のある学生を受け入れた経験はないが、そうした学生に対応すべき措置は以下のように講じられている。

まず、身体に障害のある者が本研究科を受験する場合に備えて、設置初年度から現在に至るまで、学生募集要項（《資料 7-3-1-①》を参照）において、身体に障害を有する者に対する受験上の配慮について明示してきた【解釈指針 7-3-1-1】。本研究科第2次選抜試験において、身体に障害を有する者が受験したことはなかったため、これまでに特別の措置を講じたことはない（なお、障害のある学生から受験体制について問い合わせがあり、本学の受け入れ体制に不安を抱いて受験を取りやめた事例はないことを付言しておく）。

資料 7-3-1-① 学生募集要項

4-2. 身体に障害がある方の受験上の配慮について

平成 20 年度大阪大学大学院高等司法研究科への出願を検討している方の中で、身体に障害があることを理由として、受験上及び修学上の特別の配慮を希望する方については、相談を受け付けておりますので、事前にご連絡ください（連絡先は末尾の「問い合わせ先」を参照してください）。

出典 《別添資料 25 平成 20 年度本研究科学生募集要項》

施設面に関して、本学は、障害者用の多目的トイレやスロープ、エレベーターや車椅子使用者用の駐車スペース等を整備している（身障者用エレベーターの利用についての学生への周知については《別添資料 6 各年度学生ハンドブック》を参照）。これらの位置等を掲載した「バリバリマップ」を下記の身体障害学生支援室のホームページにおいて公開しており、障害のある学生が本研究科に入学しても、支障のない体制を築いている【解釈指針 7-3-1-2】。本研究科は専用の建物を有しないが、授業等で共用している建物については《別添資料 31-① バリバリマップ_OSSIP 研究棟》のように身体障害のある者に対する配慮をしている。

本学は、平成 14 年 10 月に障害のある学生への支援の充実を目的として、吹田・豊中両キャンパスに「身体障害学生支援室」を設置し、学生と教職員との間を調整するコーディネーターを置いている。現在、支援室には、平日の午後に 1 名のコーディネーターが勤務し、サービスの仲介や調整を行っている。平成 14 年 7 月には、身体障害学生支援室の支援情報および活動状況を公開するため、ホームページを開設している（《別添資

料 31-② 支援室ホームページの開設について》を参照)。同「支援室」では、定期的に障害や人権に関するセミナーを実施し、学内の意識向上、改善に努めている(《別添資料 31-③、④ 支援室セミナー、支援室のサービス、》を参照)。

障害のある学生に対する支援サービスとして、期末試験の調整や担当教員へ配慮事項の伝達を行ってしている。また、視覚障害や聴覚障害等の障害の類型に応じた適切なサービスを提供しており、他にも障害の種類や程度に応じた個別対応も行っている【解釈指針 7-3-1-3】(《別添資料 31-④ 支援室のサービス》を参照)。

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準 7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準 7-4-1 に係る状況）

本研究科においては、キャリア・プランニングに関する窓口として本学学生部の下に置かれた「学生部キャリア支援課」が利用可能である（《資料 7-4-1-①「キャリア支援課」》を参照）【解釈指針 7-4-1-1】。この支援課では、定期的に就職に関する説明会を実施しており、本研究科はこの支援課と連携を保ちつつ、キャリア支援のための情報を学生に周知している《別添資料 32-① 就職ガイダンス（抜粋）》を参照。また、法曹志望者に対する説明会等の情報は、本研究科教務係により学生に対して定期的、恒常的に周知してきた《別添資料 32-② 進路説明会の開催について》。また、本研究科では、「基準 7-2-1 に係る状況」において記述したように（109 頁以下参照）、研究科として学生生活等サポート委員会を組織し、キャリア支援の面でも学生に対する情報提供、あるいは相談等を組織的に取り組む体制を構築している。

資料 7-4-1-① キャリア支援課

（事務局に置く部等及びその長）

第 2 条 事務局に次の 7 部並びに監査室、不正使用防止計画推進室及び安全衛生管理課を置く。

総務部

研究推進部

国際部

財務部

情報推進部

学生部

施設部

2 ～ 8 （略）

（事務局の各部に置く課及び室並びにその長）

第 3 条 前条第 1 項の各部に、次表に定める課又は室を置く。

（略）	（略）
学生部	学務課 学生支援課 キャリア支援課 入試課 学際融合教育研究プラッ

	トフォーム事務室
(略)	(略)

2～4 (略)

出典：大阪大学事務組織規程

第21条 キャリア支援課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の就職指導の総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 学生の就職指導に係る企画及び立案に関すること。
- (3) 学生の就職指導、相談及び斡旋に関すること。
- (4) 学生に対する求人諸団体との連絡調整に関すること。
- (5) 学生のインターンシップに関すること。
- (6) 学生の生活上の指導及び相談に関すること。
- (7) 所掌事務の調査統計に関すること。
- (8) その他学生の就職支援に関することで他の課の所掌に属しないこと。

出典：大阪大学事務局分課規程

本研究科は、新生に対するオリエンテーション・プログラムにおいて、実務家教員等による「『法律家』のキャリア・プランニング」に関する講演等を実施し、また、法務省より更新の連絡があった場合随時、新司法試験に関する情報を学生に掲示等で周知するなどの取り組み《別添資料 32-④ 新司法試験のお知らせ》を行うことにより、法曹としてのキャリア・プランを学生に意識させるように努めてきた。この他、平成18年度より、本研究科ホームページ内に「卒業生専用サイト」を設け、卒業後のキャリア支援にもこのページを活用する体制を整えている《別添資料 32-⑤ 卒業生専用サイト》。

また、派遣裁判官と派遣検察官を含む多数の専任・非常勤の実務家教員を擁していることから（この点については、後掲123頁《資料 8-1-2-②》、「基準8-1-2に係る状況」122頁以下、「基準8-3-1に係る状況」130頁以下の記述を参照）、学生は日常的に、実務家教員から法曹としてのキャリアに関する情報を得ることができている。これに加え、裁判所での法廷傍聴を実施した際には、裁判官と学生との懇親会を実施した。法律事務所についても、非常勤講師の所属する事務所に赴き、弁護士の職務に関する情報提供を受け、質疑応答を行うことができる体制になっている。

法科大学院等形成支援経費「科学技術リテラシーを備えた先端的法曹養成」による活動として、本学学生をアメリカ・フランスに滞在させ、法廷および法律事務所の見学、マイクロソフト本社における研修を受ける機会を与えた（《別添資料 32-⑥ 平成16年度サマープログラム案内》）、《別添資料 32-⑦ 平成17年度サマープログラム案内》、《別添資料 32-⑧ 平成17年度スプリングプログラム旅程》を参照されたい）。これらは、学生に対して豊かな国際性と、広い視野の必要性を学ぶ機会を提供するものであり、国際的な場での活躍への動機付けを学生に与えるものとなっている。

なお、学生生活サポート委員会は、平成 19 年 12 月に「進路選択に関する説明会」を実施し、本学キャリア支援課就職アドバイザーによる最近の法律関係の就職状況についての報告、本研究科修了生の就職活動体験報告を聞く機会を持ったが、学生からの質疑応答も活発であった（《別添資料 32-② 進路説明会の開催について》参照）。

さらに、平成 20 年度より、本研究科は、平成 19 年度文部科学省「専門職大学院高等教育推進プログラム」に選定された「全国法曹キャリア支援プラットフォーム」に加盟し、本研究科修了学生の就職活動支援を充実させている。

2 優れた点及び改善を要する点等

1) 優れた点

(1)本研究科では、特に法学未修者に対する履修指導として、入学時のオリエンテーションの他、本研究科ホームページ上の合格者専用ページを利用した入学前の学習指導を行っている。「合格者専用ページ」を介して、合格者が本研究科と関係を持ち、自ら学ぶ意欲を高め、かつその際の指針を得られるようにしていることは、入学後も学習意欲を維持発展させることに役立っている。この点は、本研究科の学習支援における優れた点である。

(2)少人数教育の効果をさらに高めるコンタクト・ティーチャー制度によって、教員が日常的かつ密に学生の学習相談に応じる体制を整えている。コンタクト・ティーチャーである教員と学生との面談記録は、学生の学習状況とともにコンタクト・チャートに記入されており、この制度によって、個々の学生の状況が研究科として共有できるようになっている。

2) 改善を要する点等

(1)本研究科の総定員は300名であり、今後も奨学金給付枠とともに授業料（入学金）免除枠を拡大する努力が必要である。

(2)種々のハラスメントや健康相談等への対応は全学レベルで行っているが、個々の教職員・学生の意識を向上させること、問題が生じている学生を早期に発見する体制を整えることが今後の課題である。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格と評価

基準8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

（基準8-1-1に係る状況）

基準1-1-1の冒頭に記述したように、法曹養成の基本理念をふまえた教育目的を実現するために、本研究科の教育課程は次の4つの柱を立てている。（1）学年毎に段階的かつ完結的な履修を可能にするカリキュラムの設定、（2）従来の司法修習制度における前期集合修習を意識し、内容面と主体面ともに実務家との密接な協力に基づく実務科目の段階的配置、（3）幅広い視野と関心及び複眼的な視点で人間や社会に対する思索を深めるための科目提供と、法曹としての責任・倫理観を陶冶するための「法曹倫理」の必修化、（4）（1）～（3）をふまえた上で、社会の多様な法的ニーズに応えられる先端法領域での科目提供、である。

本研究科は、1学年の学生定員が100人で、法科大学院の設置基準（後述基準8-2-1に係る状況参照）により必要とされる専任教員数は20人であるが、上記の教育目的を達成するために32名の専任教員（うち、設置基準上の専任教員に当たる者31名）を配置している（後述「基準8-2-1に係る状況」参照）。これらの専任教員は、まず前述（1）の柱に関わって、各科目分野の必修科目のほとんどの科目を担当しているとともに、実務家経験を持つ教員が加わることで理論と実務を架橋する内容が担保されている（後述「基準8-1-2に係る状況」「基準8-2-2に係る状況」「基準8-4-1に係る状況」などを参照）。また前述（2）の柱に関わって、おもに「法律実務基礎科目」についても、実務経験の豊富な実務家専任教員、実務家みなし専任教員を基準以上の員数で配置し、彼らが中心となって科目を担当し、あるいは科目に関わる多くの非常勤講師間の連携協力を取りまとめるコーディネーター教員としての役割を果たしている（実務家教員の能力については「基準8-1-2に係る状況」「基準8-3-1に係る状況」の記述を参照）。上述（3）（4）に関わっては、おもに基礎法学・隣接科目分野、展開・先端科目分野においても専任教員を多数配置し、またコーディネーターとしての役割を果たしている。とくに展開・先端科目分野においては、本研究科の特色である文理融合分野の科目に多くの専任教員が関わり、知的財産法分野・ビジネスロー分野においても手厚く専任教員を配置している。またこれら二つの科目分野については、本研究科と教育課程上密接な関係のある法学研究科と国際公共政策研究科による全面的な連携協力関係を得て、多彩な科目配置が可能になっている（後述「基準8-1-2に係る状況」「基準8-2-2に係る状況」「基準8-4-1に係る状況」などを参照）

【解釈基準8-1-1-1に係る各教員の教育上の能力を示す資料として、「基準8-1-2に係る状況」中記載、本研究科HP上の「大阪大学大学院高等司法研究科 自己点検・外部評価報告書」参照）。

基準 8-1-2

基準 8-1-1 に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況)

本研究科の専任教員は、32 名（うち、設置基準上の専任教員に当たる者 31 名）であり、それぞれ専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有している者であるか、高度の技術・技能を有している者であるか、又は、特に優れた知識及び経験を有する者である。

本研究科では、設置年度に「教育研究社会貢献実績報告書」を公表し（本研究科ウェブサイト <http://www.law.osaka-u.ac.jp/jisseki/>）、平成 19 年度に、設置後 4 年間の教育研究社会活動に関して自己点検を行い、その結果を、平成 20 年 6 月に「大阪大学大学院高等司法研究科 自己点検・外部評価報告書」として公表した。そこでは、本研究科所属全教員の研究・教育面での成果にとどまらず、社会活動についても報告している【解釈指針 8-1-2-1】及び【解釈指針 8-1-2-2】。

また、授業科目担当を非常勤講師に委嘱する場合は、その都度、教授会で教育歴あるいは実務経験歴、研究あるいは実務経験に関わる業績を総合的に審査している（基準 8-1-3 に係る状況を参照）。

専任教員（実務家専任教員、実務家みなし教員を含む）は、研究業績を、《資料 8-1-2-①》からわかるように、コンスタントにあげている。本研究科所属の教員が執筆した著作（共著・分担執筆を含む）は、年度によるばらつきはあるものの、毎年平均 20 冊であり、これは例年、全教員がほぼ毎年 1 冊、何らかの形で著書を執筆したことを意味する。また、論文公表数は例年、平均 90 本であり、教員 1 人当たり毎年 3 本以上の論文を公表したことを意味する。また、各種の学会で行った発表総数は年間平均 55 回となり、各研究者が年間 2、3 回程度の発表を行ったこととなる。上記「実績報告書」によって各教員毎のデータからは、研究書のみならず、多数の教科書・演習書類について、それぞれ業績をあげているといえる。また、専任教員中、弁護士登録教員 5 名、裁判官 9 年と訟務検事 4 年の経歴を持つ教員が 1 名、20 年近くに及ぶ企業における知的財産法に関わる法務経験を有する教員 1 名が存在し、理論と実務との架橋を意識した教育課程の構築において重要な役割を果たしている。

資料 8-1-2-① 本研究科専任教員による著書・論文・学会発表数				
	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
著書	17	18	22	31
論文	90	107	97	82
学会発表	51	49	64	56
出典：「大阪大学大学院高等司法研究科 自己点検・外部評価報告書」（平成 20 年 6 月）から算定				

実務家・みなし専任教員 4 名（うち、設置基準上の専任教員に当たる者 3 名）は、いずれも裁判官、検察官、弁護士としての十分な実務経験とともに研究論文、教科書等の

執筆活動も行っている。このうち、弁護士2名は、司法試験委員あるいは弁護士修習等に関わった経験があり、裁判官・元検察官の教員は、司法研修所あるいは家庭裁判所調査官研修所の教官を経験しており、その教育能力が優れていると判断できる（実務家専任教員、実務家みなし専任教員の経歴については、後述「基準8-3-1に係る状況」も参照されたい）。

以上の専任教員が、本研究科で開講している科目にどのように配置されているか、を各科目分類毎に配置数を算定したのが《資料8-1-2-②》である。

これによれば、それぞれの科目毎に、教育研究面での業績を有する教員、高度の技術・技能を有する教員が、専任教員として配置されていることが明らかである。基準中（3）に関しては、とくに新旧司法試験の考査委員経験者、その他その担当する分野における高度の能力が評価された経歴について特記している。

《資料8-1-2-②》平成20年度開講科目毎の高度の教育上の指導能力のある専任教員の配置 ※コーディネーター役が専任教員の場合は専任担当科目としてカウントしている ※平成20年度開講科目（平成19年度以降入学者適用カリキュラム）をもとに積算 専＝おもに教育研究に関する業績のある専任教員。他研究科の専任でかつ本研究科の専任である教員（「専・他」）も含む 実・専＝実務家経験を有する専任教員（裁判官出身1名、弁護士出身1名、企業法務出身1名） 実・み＝実務家みなし専任教員（弁護士出身2名、裁判官・検察官出身各1名） 兼担（法）＝学内の法学研究科専任教員 兼担（国）＝学内国際公共政策研究科専任教員 兼担（経）＝学内経済学研究科専任教員 兼担（社経）＝学内社会経済研究所専任教員 兼担（医学）＝医学系研究科専任教員 非＝学外からの非常勤					
開講科目		授業担当教員数 ※「専任教員」は専、実・み、実・専の総数	おもに（1）に関わる業績を有する教員	おもに（2）に関わる技術・技能を有する教員	（3）に関わる事項
法律基本科目（全75科目）	公法系科目（16科目）	専任教員4名で11科目を担当 兼担（法）2名で5科目を担当	専4名		旧司法試験考査委員経験者（H16・17各5名（憲法、民法、民事訴訟法、刑法、商法、H18民法、民事訴訟法、刑法、商法4名） 新司法試験考査委員経験者（H19刑法） フランス政府より教育功労賞受賞者1名、
	民事法系科目（45科目）	専任教員13名で37科目を担当 兼担（法）3名で7科目を担当 非1名で1科目を担当	専10名 兼担（法）3名	実・専2名（裁判官・弁護士各1名） 実・み1名（弁護士） 非1名（弁護士）	
	刑事法系科目（14科目）	専任教員5名で12科目 兼担（法）1名で2科目を担当	専4名 兼担（法）1名	実・み1名（検察官）	
法律実務基礎科目（23科目）		専任教員14名 兼担6名 非23名 ※兼担教員あるいは非常勤のみで担当する科目は7科目で、それ以外の16科目は専任教員が担当もしくは	専8名 兼担（法）5名 兼担（国）1名	実・み4名 実・専2名（裁判官、知的財産法部門実務家） 非24名（うち検察官1名、裁判官2名、弁護士21名）	

	コーディネーターを担当			
基礎法学・隣接科目 (11科目)	専任教員 2 名 兼任 8 名 非 2 名 ※専任教員が担当 もしくはコーディネーターを担当する 科目は 3 科目	専 5 名 兼任 (法) 5 名 兼任 (留学) 1 名 兼任 (社経) 1 名 兼任 (経) 1 名	非 1 名 (弁護士)	
展開・先端科目 (34科目)	専任教員 15 名 兼任 5 名 非 26 名 ※専任教員が担当 もしくはコーディネーターするのは 21 科目。	専 12 名 兼任 (法) 3 名 兼任 (その他) 1 名 非 5 名	実・専 2 名 実・み 1 名 非 21 名 (弁護士 13 名、弁理士 8 名)	新司法試験審査 委員 (H18 1 名 知的財産法、 H19・20 各 2 名 知的財産法、租 税法)、公認会計 士試験委員 1 名 (租税法)、弁理 士試験委員 1 名 (商標法) 特許庁工業所有 権審議会委員 1 名、総合規制改 革会臨時委員 1 名
出典 《別添資料 4-① 開講科目一覧 (別紙様式 1)》、《別添資料 33 本研究科自己点検報告書 第 2 部》、《別添資料 1 平成 20 年度シラバス》、及び、本研究科設置に関わる「大学院等の設置 の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」中の「教員の個人調書」等から作成				

本研究科において設置基準上必要な専任教員数は 20 名である（「基準 8-2-1 に係る状況」参照）。これについて本研究科の専任教員は 32 名（うち、設置基準上の専任教員に当たる者 31 名）であり、基準を満たしているが、そのうち、26 名（専任教員）が本研究科の単独専任である（専任教員 19 名＋実務家専任教員 3 名＋実務家みなし専任教員 4 名〔うち、設置基準上の専任教員に当たる者 3 名〕）。法学研究科または国際公共政策研究科の専任教員 6 名を本研究科の専任教員としているが（「専・他」内訳は、法学研究科 4 名、国際公共政策研究科 2 名）、設置基準上の必要教員数 20 名の 3 分の 1 を越えない範囲内にある（《別紙様式 3 教員一覧》中、教員分類別内訳を参照）【解釈指針 8-1-2-3】【解釈指針 8-1-2-4】

基準 8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

（基準 8-1-3 に係る状況）

本研究科では、教員の昇任及び採用に関しては、後述「基準 9-1-1 に係る状況」に記述するような（140 頁）専任教員による独自の運営の仕組みを持つ本研究科教授会の議を経ることが必要である（《資料 8-1-3-① 大阪大学高等司法研究科教授会人事議事規程》第 2 条以下参照）。

資料 8-1-3-① 大阪大学高等司法研究科教授会人事議事規程

第 1 条 この規程は、大阪大学大学院高等司法研究科教授会（以下「教授会」という。）における教員の人事に関する議事の方式について定めることを目的とする。

第 2 条 教員の任免、昇任、降任その他の教員の人事に関する事項は、教授会の議を経なければならない。

第 3 条 教授への昇任及び採用に係る人事の決定は、3 分の 2 以上の教授及び准教授が出席する教授会において、投票により、有効投票の 3 分の 2 以上の多数をもって、これを行う。

2 准教授への昇任及び採用に係る人事の決定は、3 分の 2 以上の教授及び准教授が出席する教授会において、投票により、有効投票の 3 分の 2 以上の多数をもって、これを行う。

3 専任講師への昇任及び採用並びに助手の採用に係る人事の決定は、3 分の 2 以上の教授、准教授及び専任講師が出席する教授会において、投票により、有効投票の 3 分の 2 以上の多数をもって、これを行う。

第 4 条 前条の規定は、教授、准教授、専任講師又は助手の懲戒に係る人事の承認について準用する。この場合において、同条中「3 分の 2 以上」とあるのは「4 分の 3 以上」と読み替えるものとする。

第 5 条 第 3 条の規定は、教授、准教授、専任講師又は助手の転任、配置換え及び辞職に係る人事の承認について準用する。この場合において、同条中「3 分の 2 以上」とあるのは「過半数」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

そして、《資料 8-1-3-② 教員の昇任及び採用の手続に関する内規》に基づき昇任と採用を含めた人事が計画的に行われるように、人事計画が策定され、これに基づいて人事を計画的に行う体制を整備している。昇任と採用を含めた人事の計画的な実施については、少なくとも 10 年タームでの人事構成の変化を想定しなければならない。この判断のもとに、本研究科では、研究科長が人事委員会に教員の年齢（とくに採用計画については定年）、研究業績、教育活動、学外での活動などを考慮に入れた具体的な人事計画を策定させ、教授会で決定している。その際、同上内規第 1 条に規定するとおり、人事計画の策定の際には、各専門分野を含めて広く関係者から意見を聞き、また實際上、人事

委員会の人的構成についてもできるだけ客観性が担保されるように配慮している。

資料 8-1-3-② 教員の昇任及び採用の手続に関する内規

(人事計画の決定等)

第1条 教員の昇任及び採用は、各年度ごとに又は必要に応じて教授会で決定する人事計画に基づいて行い、その案は人事委員会が策定する。人事計画には、個々の教員人事に係る担当責任者の選任を含むものとする。

2 人事委員会は、人事計画案を策定するに当たり、広く関係者から意見を聴くものとする。

3 人事計画が教員の採用人事と関わる場合には、候補者の人選は担当責任者の責任において行う。

4 人事計画が教員の昇任と関わる場合には、人事計画の円滑な決定を図るために、これを決定する教授会の構成員を教授又は准授以上の者に限ることがある。

採用人事を行う場合は、これまでの教員が担当してきた科目に固定して考えるのではなく、本研究科の教育課程上の必要性を十分考慮に入れながら、別の科目あるいは新規科目を担当できる能力のある教員の採用人事を進める可能性も含めて検討している。採用にあたっては、前掲教員の昇任及び採用の手続に関する内規にしたがって、教員の教育上の指導能力等に関する厳格な審査手続に則って、審査を経た上で決定している。昇任人事を行う際も、その審査手続は、採用の場合と同様、厳格な審査を経て決定している。いずれの場合においても、まず、3名の審査委員が、対象者についての教育・研究等に関する業績調書（ひな形については、別添資料 34 参照）と関連業績をもとに、担当科目に適合した教育上の指導力、研究能力等を審査し、《資料 8-1-3-③ 「昇任と採用に関わる審査結果の報告用紙及び担当者」ひな形》にあるような審査結果に関する報告書を作成することとなっており、教授会はこれをもとに採否を決定している。

兼任教員、兼任教員の採用に当たっても、上述教育・研究等に関する業績調書に基づいて、担当科目に適合した教育上の指導力、研究能力があることを適切に評価したうえで採用を行っている。

資料 8-1-3-③ 「昇任と採用に関わる審査結果の報告用紙及び担当者」ひな形

○年○月○日

昇任・採用に係る審査結果の報告要旨及び担当者

候補者氏名 ()	
審査委員	(職) 氏 名 主 査 副 査 副 査
審査結果の要旨 1 研究業績(実務家教員にあつては職歴など)に関する審査結果 2 担当予定科目に関する教育実績ないし教育能力に関する審査結果 3 その他の特記事項(学界・社会における活動実績など)	

大阪大学大学院高等司法研究科

8-2 専任教員の配置と構成

基準 8-2-1

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数 $\times$ 1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員 $\times$ 2.5倍の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

平成11年文部省告示第175号「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」に従い、《資料8-2-1-①》のように算出された必要専任教員数は、20名である。本研究科の専任教員数は32名（うち、設置基準上の専任教員に当たる者31名）であり、前述必要専任教員数以上の専任教員を置いている（《別添資料4-③「教員一覧」中「教員分類別内訳」》参照）。

資料 8-2-1-① 設置基準上の専任教員数

専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年3月31日文科省告示53）
第1条

（H11年告示175の「別表1」）の法学関係から求められる数

○合： $5 \times 1.5 (= 7) + 合：5 = 『12』 \rightarrow 『12』$ 名の専任教員【※1】

（H11年告示175の「別表3」）から求められる数

（収定） $20 \text{名} \times \frac{3}{4} = 15$

収定15人につき1人の専任教員を置く

（収定） $300/15 = 20 \text{名}$ 【※2】

【※1】最低必要専任教員

【※2】収容定員に応じて定まる専任教員数（収容定員15人につき1名）第一号

以上の教員は、本研究科の専任教員であるとともに、その半数以上は教授であり（本研究科の場合設置基準上の専任教員に当たる者31名中25名が教授）、【解釈指針8-2-1-1】及び【解釈指針8-2-1-2】を満たしている（同上《別添資料4-③「教員一覧」中「教員分類別内訳」》参照）。

資料 8-2-1-② 法律基本科目中の専任教員配置数							
科目名	憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法
専任教員数	3名	1名	5名	3名	4名	2名	2名
専任カバー率	68.8% (11／16科目)		78.9% (15／19科目)	73.3% (11／15科目)	100%(11／11科目)	85.7% (12／14科目)	
※ 専任カバー率＝（専任教員〔32名が対象、うち設置基準上の専任教員は31名〕が担当もしくはコーディネートしている科目数）÷（全科目数）×100%							
※ コーディネート役が専任教員の場合は専任担当科目としてカウントしている							
※ 平成 20 年度開講科目（平成 19 年度以降入学者適用カリキュラム）をもとに積算							
出典 別添資料 4-①「別紙様式 1 開講科目一覧」と《別添資料 6 学生ハンドブック（平成 20 年版）》中の「平成 20 年度開講科目及び担当教員」から作成							

前掲《資料 8-1-2-②》及び、資料 8-2-1-②からわかるように、法律基本科目については、すべての分野に専任教員が配置され、また多くの授業科目を専任教員が担当している。

なお「基準8-1-2に係る状況」に記述したように、これらの教員は、その業績・経歴から、教育研究上あるいは実務上の技術・技能において高度の能力を有している。また、このうち、平成16～18年度には旧・司法試験の審査委員（憲法、民法、民事訴訟法、刑法、商法）、平成19、20年度には新司法試験の審査委員（憲法、刑法、租税法、知的財産法）を務めた教員も含まれており、これらの科目を適切に指導できるものと考えられる【解釈指針8-2-1-3】。

本研究科は入学定員数が100名を超えていないので【解釈指針8-2-1-4】は該当しない。

また、可能な限り少人数教育の追求すること、理論と実務の架橋を意識した法律実務基礎科目を重視すること、さらには、大阪大学および大阪という地域に根ざした法曹養成を目指し、文理融合の先端法領域あるいはビジネスロー分野を意識した展開・先端科目を展開することといった、本研究科の理念と目的を実現するために、前掲《資料 8-1-2-②》からわかるように、最低必要数を上回って配置した専任教員数を活用して、各科目分野で手厚い教育的配慮を行っている【解釈指針8-2-1-5】。

基準 8－2－2

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

（基準 8－2－2 に係る状況）

前掲《資料 8-1-2-②》及び、《資料 8-2-1-②》、「基準 8－2－1 に係る状況」の記述に示したように、本研究科の各科目群に関する専任教員の配置状況は以下の通りである。

法律基本科目の開講科目 75 科目の大半は専任教員が担当している。また、法律実務基礎科目（23 科目）には 15 名の専任教員を配置している。

基礎法学・隣接科目（14 科目）には 2 名の専任教員を、展開・先端科目（34 科目）には 15 名の専任教員を配置している。【解釈指針 8－2－2－1】

全専任教員 32 名（うち設置基準上の専任教員にあたる者 31 名）の年齢分布に関しては、60 代が 5 名（同上 4 名）、50 代が 12 名、40 代が 12 名、30 代が 3 名となっている。教授を中心とした専任教員を置いているので、30 代の専任教員は少ないが、年齢構成には偏りが無いといえる。（《別添資料 4-③ 教員一覧》参照）

「基準 8－1－3 に係る状況」に記述したように、採用及び昇進に係る人事について適切な人事計画を立てて、年齢構成に著しい偏りが生じないように努めている。【解釈指針 8－2－2－2】

8-3 実務経験と高度な実務能力を有する教員

基準 8-3-1

基準 8-2-1 に規定する専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8-3-1 に係る状況)

資料 8-3-1-① 実務家教員一覧			
	実務経験年数	平成 20 年度担当科目	実務経歴における教育上の特記事項
民法分野・実務家・専任教員	弁護士歴 24 年	民法応用 1 民法応用 4	
民事訴訟法分野・実務家・専任教員	裁判官 9 年 訟務検事 4 年	民事訴訟法応用 1 民事訴訟法応用 2 先端訴訟 裁判実務基礎 (民事) 民事回収法 1	裁判所書記官、司法修習生、法務局職員等に対する指導歴 (各々、9 年、5.5 年、4 年)
知的財産法分野・実務家・専任教員	知的財産部門に関わる活動歴 18 年 (うち同部門責任者としての勤務 6 年)、	知的財産法演習 ベンチャー社会と法 ベンチャー法ワークショップ 先端訴訟	知的財産法についての社内教育経験 (18 年) 関係の分野の第一線で活躍しており、工業所有権審議会臨時委員として弁理士試験審査委員
弁護士・実務家みなし専任教員	弁護士歴 34 年	弁護実務 民事回収法 3 民事回収法演習	大阪弁護士会弁護士研修委員会委員 (4 年) H12~14 司法試験審査委員 (民事訴訟法)
弁護士・実務家みなし専任教員	弁護士歴 31 年	民事裁判入門 法曹倫理 エクスターンシップ	大阪弁護士会弁護士研修委員会副委員長 (6 年) 同副委員長 (3 年) 同上綱紀調査員 (2 年)
検察官・実務家みなし専任教員	検察官歴 29 年 公証人歴 5 年	刑事法応用 裁判実務基礎 (刑事)	司法研修所教官 (3 年) 各地裁・高裁での検事等に対する実務研修指導 (13 年)
裁判官・実務家みなし専任教員	派遣裁判官	裁判実務基礎 (民事)	
出典 別添資料 4-① 開講科目一覧、別添資料 6 学生ハンドブック (平成 20 年版) 中の「平成 20 年度開講科目及び担当教員」、「本研究科設置に関わる「大学院等の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」中の「教員の個人調書」などから作成			

本研究科には、《資料 8-3-1-①》に示すとおり、専任教員 32 名 (うち、設置基準上の専任教員に当たる者 31 名) のうち、5 年以上の実務の経験を有しかつ高度の実務能力を有する専任教員を 7 名 (うち、設置基準上の専任教員に当たる者 6 名) 配置している。基準 8-2-1 による本研究科の必要専任教員数は 20 名であり、本基準で必要とされる実務家教員数は 4 名 ($20 \text{ 名} \times 0.2 = 4 \text{ 名}$) であるので、本研究科は基準を満たしている。これらの実務家教員は、実務家として経歴中にも、実務教育に深く関与しており、本研究科ではその実務経験と実務教育経験とを活用するにふさわしい授業科目を担当している【解釈指針 8-3-1-1】。

また、必要とされる実務家教員数 4 名の 3 分の 2 ($2.66 \dots \text{ 名} = \text{本研究科では 3 名}$) は、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う本研究科教授会の構成員であり、1 年につき 6 単位以上の授業科目を担当している【解釈指針 8-3-1-2】。

基準 8－3－2

基準 8－3－1 に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

（基準 8－3－2 に係る状況）

本研究科には、前掲《資料 8・3・1・①》に示すとおり、5年以上の実務の経験を有しかつ高度の実務能力を有する専任教員を、7名（実務家専任教員3名、実務家みなし専任教員4名、うち、設置基準上の専任教員に当たる者6名）配置しており、このうち6名が法曹として実務経験を有する者である。本基準で求められる4名（設置基準上の実務家教員数6名のうち2／3にあたる4名）を満たしている。

8-4 専任教員の担当科目の比率

基準 8-4-1

各法科大学院における教育上主要と認められる科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

(基準 8-4-1 に係る状況)

資料 8-4-1-① 主要科目の専任教員カバー率		
	必修科目名	専任教員カバー率 専任カバー率 = (専任教員〔32 名が対象、うち設置基準上の専任教員は 31 名〕が担当もしくはコーディネートしている科目数) ÷ (科目数) × 100%
法律基本科目	憲法基礎 1 (2 クラス) 憲法基礎 2 (2 クラス) 憲法応用 (3 クラス) 行政法基礎 (2 クラス) 行政法応用 2 (3 クラス)	12 科目中 専任教員が 7 科目 兼任教員が 5 科目 カバー率 59%
	民法基礎 1 (2 クラス) 民法基礎 2 (2 クラス) 民法基礎 3 (2 クラス) 民法基礎 4 (3 クラス) 民法応用 1 (3 クラス) 民法応用 2 (3 クラス)	15 科目中 専任教員が 11 科目 兼任教員が 4 科目 カバー率 73.3%
	会社法基礎 (2 クラス) 会社法応用 1 (3 クラス) 会社法応用 2 (3 クラス)	8 科目中 専任教員が 7 科目 兼任教員が 1 科目 カバー率 87.5%
	民事訴訟法基礎 (2 クラス) 民事訴訟法応用 1 (4 クラス) 民事訴訟法応用 2 (3 クラス)	9 科目中 専任教員が 9 科目 カバー率 100%
	刑法基礎 (2 クラス) 刑法応用 (3 クラス) 刑事訴訟法基礎 (2 クラス) 刑事訴訟法応用 (3 クラス) 刑事法応用 (3 クラス)	13 科目中 専任教員が 11 科目 兼任教員が 2 科目 カバー率 84.6%
	法曹倫理 (3 クラス) 裁判実務基礎 (民事) (4 クラス) 裁判実務基礎 (刑事) (3 クラス)	10 科目中 専任教員が 10 科目 カバー率 100% ※なお、法曹倫理、裁判実務基礎 (刑事) はオムニバス科目であるが、専任教員がコーディネーターとして運営の責任ある運営を行っている。
		全 67 科目中専任教員は 55 科目を担当 カバー率 82.1%

本研究科においては、「積み上げ型学修」と段階的かつ完結的な履修を重視しており、本研究科の教育課程において、「教育上主要と認められる科目」とは、法律基本科目群と法律実務基礎科目群中の「必修科目」である。これらの授業科目の単位を一定数以上取得したことを進級の要件としていることもあって、上掲の《資料 8-4-1-①》に示すように、必修科目については、原則として専任教員が責任を持って教育を行う体制をとっている（専任教員のカバー率には、オムニバス科目のコーディネーター教員を担当している

場合を含む)。ここからわかるように、本研究科において主要と認められる科目である必修科目については、分野によっては70%を割っているが、全体としては、80%強の科目について専任教員を配置している【解釈指針8-4-1-1】。専任教員がオムニバス科目のコーディネート教員となっている場合は、当該教員は、その授業科目の内容・実施・成績評価について責任を負っている。この点については、《別添資料1 各年度シラバス》中の各科目の担当教員欄に、必ず専任教員が責任者であることが明記されている点を確認されたい。また専任教員による適切な教育内容等の調整が行われている状況については、各科目間調整のために行われたアンケートに対する《別添資料10 平成16・17年度「科目間・クラス間・担当教員間調整アンケート」回答集》を参照されたい。また、専任教員以外の教員が主要科目を担当する場合でも、その大半は本研究科と密接な連携協力関係をとっている法学研究科の専任教員が担当している（公法分野の必修科目において専任カバー率が若干低いものの、この点から問題は生じないと考えている）。

8-5 教員の教育研究環境

基準 8-5-1

法科大学院の教員の授業負担は、各年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準 8-5-1 に係る状況)

資料 8-5-1-① 専任教員の授業負担の分布 ※設置基準上の専任教員に当たらない専任教員 1 名も含めている					
	H16	H17	H18	H19	H20
30 単位超	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
20 単位超	8	10	16	6 人	7 人
15 単位超	4	9	7	11 人	9 人
10 単位超	6	8	4	9 人	10 人
10 単位以下	12	4	4	5 人	6 人
合計	30 人	31 人	31 人	31 人	32 人
出典 教務係保管資料・平成 16-20 年度教員授業負担表から算出					

《資料 8-5-1-①》からわかるように、本研究科では、他研究科等における授業や非常勤で出講している授業を含めても、年間 30 単位を超えて授業を負担している専任教員は、存在しない【解釈指針 8-5-1-1】。

平成 16 年度から平成 18 年度までは、20 単位を超えて授業を負担する専任教員が増加する傾向にあったが、平成 19 年度以降、法学研究科の授業負担を見直すことなどにより、負担の軽減を図っており、専任教員に過重な授業負担が生じることがないよう配慮している。

基準 8-5-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

（基準 8-5-2 に係る状況）

研究専念期間が与えられるように、《資料 8-5-2-①》にあるように、本研究科のサバティカル制度を整備した。平成 19 年度については 1 名について適用され、20 年度については 2 名の実施が予定されている。

資料 8-5-2-① サバティカル制度に関する申合せ 2007/03/8 教授会資料

1. 趣旨

サバティカルは、研究・教育に専念する期間である。

行政・運営業務（主として学内委員会、部局内委員会、入試関連業務等）を半年間にわたり免除し、研究・教育活動に専念する期間を設ける。（免除された業務を、その前後の期間に補完する義務はない。）

サバティカル期間中は、学内外・国内外の区別を問わず、任意の場所で研究を行うことができる。教育義務は免除されないが、セメスター制との組み合わせにより、半年間程度の内地留学や在外研究が可能である。（ただし、その場合には、学部演習や博士後期課程の指導について一定の配慮を行わなければならない。）

准教授の長期在外研究に関しては、サバティカル制度とは別個の制度を設けるが、これにより、准教授がサバティカル取得の権利を失うわけではない。

2. サバティカル取得の要件

サバティカルは、大阪大学法学研究科または高等司法研究科の専任スタッフ（教授、准教授、講師）として 5 年以上勤務した教員が取得することができる。

3. 手続き

法学研究科と高等司法研究科のスタッフを合わせた着任順（同年度着任のスタッフが複数いる場合は年齢順）の名簿にしたがい、前期 4 人、後期 4 人のスタッフに順次、サバティカル取得の権利が生じる。

研究推進委員会は毎年秋（第一学期終了後）、次年度のサバティカル取得予定者からその意思を聴取し、辞退者が出てきた場合には、その調整を行う。

4. 開始時期

平成 19 年度後期より実施する。

以上

基準 8－5－3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

（基準 8－5－3 に係る状況）

「基準 7－1－3 に係る状況」に記述したように（105 頁以下）、教員の職務を補助するための制度として、本研究科には、教育補助者としてのティーチング・アシスタント（T A）制度とステューデント・アドバイザー（S A）制度とが設けられている（制度の詳細と実施状況については「基準 7－1－3 に係る状況」と重なるので前述 105 頁以下を参照されたい）。

また、「基準 10－3－1 に係る状況」で後述するように、教育上及び研究上必要な法情報（文献、法令・判例など）に関しては、本研究科と法学研究科が共同で管理運営する資料室に、法情報調査・収集に関する専門的能力を備えた常勤職員を 4 名配置している。

教育・研究に関する事務的補助作業に関しては、本研究科と法学研究科が共同で管理運営する研究準備室に、文献複写、教材作成等に関する補助作業を行う非常勤職員を 2 名配置している。

2 優れた点及び改善を要する点等

1) 優れた点

(1)本研究科において教育上主要な科目である、各科目分野の必修科目についてはほぼ全科目に近い科目について専任教員が授業を担当（非常勤教員を含めた複数教員が担当する科目でも、専任教員がコーディネーターとして責任ある役割を果たしている）している。

(2)本研究科では、実務経験だけでなく、教育経験も豊かな実務家専任教員・みなし専任教員を採用しているが、企業法務、知的財産法分野を発展的学習の柱として重視する本研究科の教育の特色を強めるために、法曹実務家だけでなく、企業・実業界や行政において法実務に携わってきた企業法務の実務家を、実務家専任教員として採用している。

2) 改善を要する点等

とくになし。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

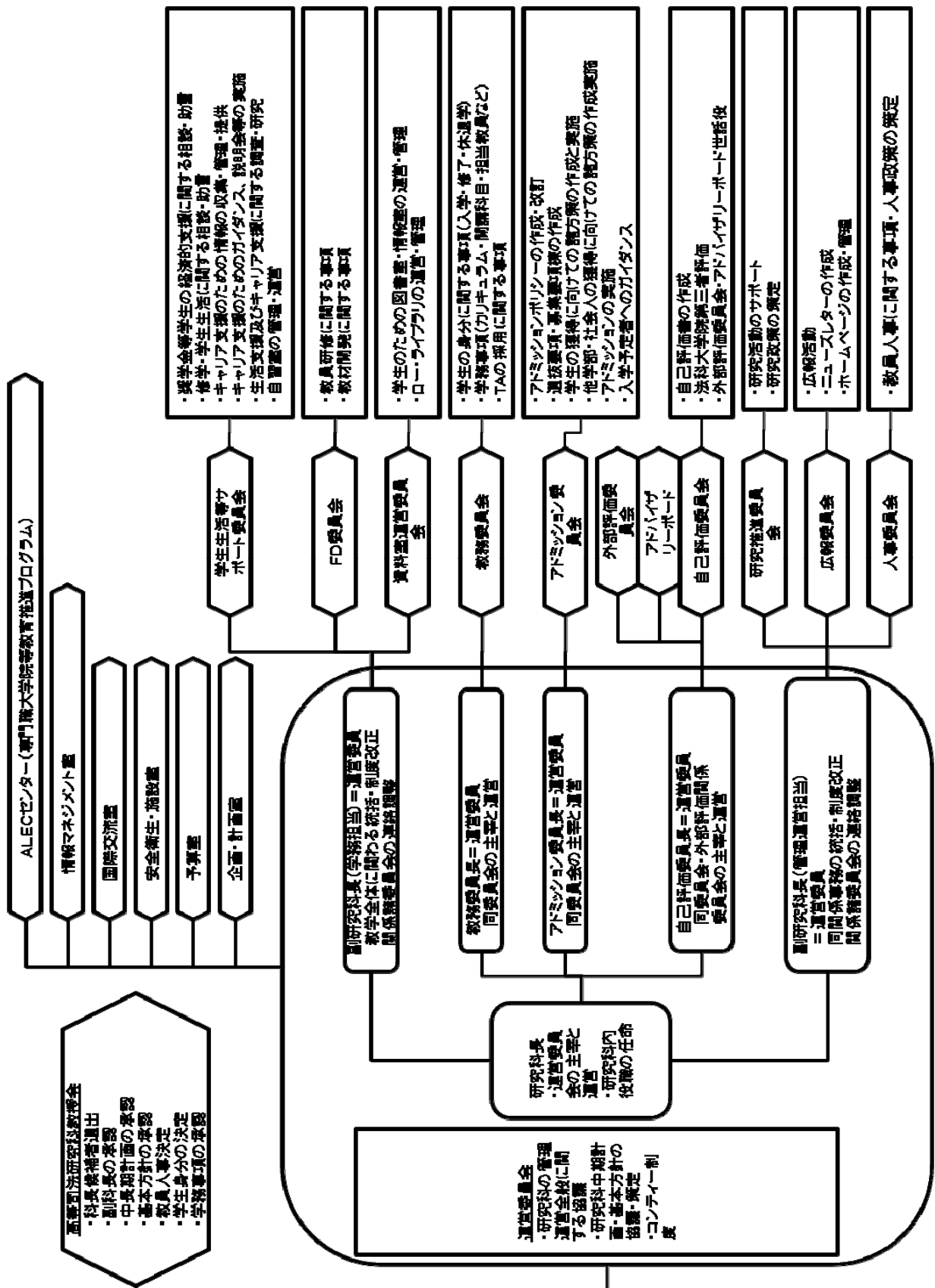
(基準9-1-1に係る状況)

「Ⅰ 現況と特徴」にも記載したように、本研究科は、法科大学院設置の理念に基づいて、独自の運営の仕組みを構築するために、独立の研究科として設立された。その理由は、専門職大学院としての教育の独自性を発揮するためには、法科大学院の運営についても、高度な独自性が必要であるからである(《本研究科設置に関わる「大学院等の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」15・16頁》による)。こうした趣旨に沿って、本研究科の運営に関する重要事項を審議する会議として高等司法研究科教授会を設け、その構成員は本研究科所属の専任教員全員としている【解釈指針9-1-1-1】。

なお、高等司法研究科の組織の全体は、《資料9-1-1-①》の組織図に示すとおりである。

すなわち、専任の研究科長1名と副研究科長2名を置き(【解釈指針9-1-1-2】)、この3名に3名の運営委員が加わって構成する運営委員会が中心となって、本研究科の運営を行っている。法科大学院の教学、入試、人事といった重要事項は、本研究科教授会における審議事項としており、教授会の決定に従って、運営委員会が適切な管理運営を行う仕組みになっている【解釈指針9-1-1-3】。さらに、運営委員会のもとには、各種委員会・室を設置し、《資料9-1-1-①》の組織図で示した所管事項にかかる決定や報告は、上記の運営委員会に取り上げ、その検討を経た上で教授会に諮っている。なお、各種委員会は、管理運営部門と学務・アドミッション部門に二分して、副科長2名が分担して受け持つ体制となっている。なお、いわゆる「みなし専任」教員は、正規の教授会構成員として位置づけている。【解釈指針9-1-1-4】

資料 9-1-1-① 平成 20 年度高等司法研究科組織図



出典 《別添資料 35-① 本研究科の管理運営に関する内規》

基準 9－1－2

法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

（基準 9－1－2 に係る状況）

本研究科の事務体制は、文学研究科・法学研究科・経済学研究科・高等司法研究科・国際公共政策研究科・総合学術博物館の5研究科・1博物館の事務を文科系事務部として一元化処理を行っていた体制から、平成17年4月1日の事務組織の見直しにより、法学研究科・高等司法研究科事務部として、独立した事務組織となった。《別添資料 35-② 法学研究科・高等司法研究科事務部組織図》、《別添資料 35-③ 大阪大学法学研究科・高等司法研究科事務部組織規程》【解釈指針 9－1－2－1】

現在の本研究科事務部は、事務長、庶務係4名、会計係7名（派遣職員3名含む）に加えて、高等司法研究科担当専門職員1名・教務係7名（派遣職員1名含む）及び法学研究科担当教務係7名（派遣職員1名含む）により構成している。

庶務係は、教授会の運営等及びその他庶務・人事等に関する業務を担当し、会計係は、予算要求、施設・設備管理、物品購入等の業務を担当する。

特に法科大学院における教学の円滑な運営のために、高等司法研究科独自の教務係・専門職員を配置している。教務係においては、業務を大きく6群（入試関係、教務関係、学生生活サポート関係、FD 関係、広報関係、その他）に分け、取り扱う業務の特異性や情報の重要性に鑑みて、それぞれの業務に群全体の責任者、主担当者・副担当者を配置している（この点は《別添資料 35-④ 高等司法研究科教務係業務分担表》を参照）。このことによって、係全体の業務バランスを考慮しながら、全体を俯瞰した上で効率よく業務を行いうる体制を整備している。

例えば、入試関係業務では、同上《別添資料 35-④》にあるように、主担当が総指揮をとり、入学試験日程の調整を行い、試験実施体制の決定等を行っている。これに対して、副担当は、決定された試験実施体制に基づいて関係書類を作成し、事務補佐員・派遣社員への具体的作業の指示を行うことで、教務係内で効率よく適切に事務運営がなされるよう工夫している。

職員研修については、大学主催の初任者研修、主任研修、係長研修等の階層別研修と英会話研修、人事事務研修、会計研修、学生関係事務研修等の専門研修が実施されており、これらの研修については、職務命令或いは希望に基づき受講するものである。本研究科としては、積極的に職員を参加させており、希望者等のほとんどが受講している。

《別添資料 35-⑤ 平成20年度大阪大学職員研修実施計画》【解釈指針 9－1－2－2】

また、研修とは別に、安全衛生講習会、セクシュアルハラスメント防止等による研修、人権問題に関する講習会などにも積極的に参加するよう、啓発活動を行っている。

基準 9－1－3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

（基準 9－1－3 に係る状況）

国立大学法人大阪大学は、法科大学院としての本研究科における教育活動を適切に実施するために、適宜、文部科学省に対して概算要求を行うとともに、大学として措置された教員留保ポスト（5名分）の配置、並びに運営費交付金（平成 19 年度：70,688 千円）の配分について、本研究科の意見を聴取する適切な機会（総長ヒアリング等）を設けたうえで（《別添資料 36-③ 総長ヒアリング日程》参照）、本研究科の教育活動を実施するために必要な経費を負担している（《別添資料 36-② 重点経費等要求事項》）。【解釈指針 9－1－3－1】【解釈指針 9－1－3－3】

国立大学法人大阪大学は、本研究科において生じる収入又はその運営のために提供された資金等について、本研究科の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるように配慮している。例えば、総長裁量経費では、平成 17 年度に自習室を整備し（19,300 千円）、また、全学的な観点から推進・改善すべき教育・研究にかかわる重要事項として、平成 16 年度の重点経費では、本研究科学生用の教育図書が整備された（4,301 千円）。【解釈指針 9－1－3－2】

また、既存の法学研究科に所属する多くの教員が本研究科の教育にあたるほか、法曹界の第一線で活躍する多くの実務家教員が非常勤講師として教育を担当しており、その予算措置（平成 19 年度：5,949 千円）も、大学として別途行われている。

さらに、みなし専任教員（実務家教員）の人件費（平成 19 年度：7,200 千円）も措置されており、法曹界の第一線で活躍する実務家教員が教授会の構成員となって運営に参画している。

以上についてはさらに、《別添資料 36-① 予算・決算に関する資料》、《別添資料 36-④ 大学改革推進等補助金交付決定通知書》を参照されたい。

9-2 自己点検及び評価

基準 9-2-1

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

(基準 9-2-1 に係る状況)

本研究科では、下記《資料 9-2-1-① 高等司法研究科自己点検・評価活動の経過 平成 16～20 年度》にあるように、平成 16 年 4 月発足時から自己評価委員会を設置、また外部有識者による評価、助言機関として、平成 18 年度に外部評価委員会、アドバイザリーボードを設置するなど、自己点検・外部評価の体制を整備してきた。

《資料 9-2-1-① 高等司法研究科自己点検・評価活動の経過 平成 16～20 年度》	
2004・H16/4	国立大学法人大阪大学・法科大学院＝高等司法研究科発足 自己評価委員会設置
2005・H17/6	教育課程全般の自己点検のためのカリキュラム改革検討 WG 設置
2006・H18/4～	大学評価・学位授与機構 法科大学院予備評価とそれに向けた自己点検
2006・H18/6	自己評価委員会内規制定
2006・H18/11	アドバイザリーボード内規制定
2007・H19/2	アドバイザリーボード委員選定
2007・H19/2/1	法学研究科・高等司法研究科外部評価委員会内規・委員選定
2007・H19/7/6	第 1 回高等司法研究科アドバイザリーボード
2007・H19/7/12	H19 年度自己点検活動スケジュールの確定（「はじめに」参照）
2007・H19/9	学生支援に関わる H19 前期実施コンテナー制度の総括・問題点検討
2007・H19/10	FD 活動についての H18 以降の活動結果についての自己点検
2007・H19/11	予備評価のための自己評価書作成以後の ①新カリキュラムの実施状況の自己点検 ②厳格な成績評価の自己点検（H18 後期・H19 前期の実施状況）
2008・H20/1	H16 ～H20 アドミッション関係の設置理念に即した自己点検
2008・H20/4～	大学評価・学位授与機構法科大学院本評価とそのための自己評価・点検

出典 高等司法研究科平成 20 年自己点検報告書

まず、自己点検・評価の体制に関して、本研究科では、発足時に自己評価委員会を設け（《資料 9-2-1-② 高等司法研究科の管理運営に関する内規（抜粋）》参照）、平成 18 年には規程を整備し（《資料 9-2-1-③ 高等司法研究科自己評価委員会内規》参照）、同委員会が中心となって、自己点検・評価活動を行っている。

資料 9-2-1-② 高等司法研究科の管理運営に関する内規（抜粋）

第 5 章 運営委員会

第 9 条 運営委員会は、本研究科の管理運営全般に関する協議を行う。

2 運営委員会の下に、教務委員会、人事委員会、アドミッション委員会、ファカルティ・ディベロップメント委員会、資料室運営委員会、外部連携委員会、自己評価委員会、広報委員会、外部評価委員会、研究推進・計画委員会及び学生生活等サポート委員会を置く。

第 18 条 自己評価委員会は、自己評価に関する事項を審議し、自己評価報告書を作成する。

資料 9-2-1-③ 高等司法研究科自己評価委員会内規

平成 18 年 6 月 8 日制定
平成 20 年 4 月 10 日改正

第 1 条 大阪大学評価委員会規程第 8 条第 1 項の規程及び大阪大学高等司法研究科の管理運営に関する内規第 9 条第 2 項に基づき、自己評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第 2 条 委員会は、大阪大学評価委員会の定める指針に基づき、本研究科に係る評価に関する必要な事項を審議し、その実施に当たる。

2 委員会は、外部評価に関する必要な事項を審議し、外部評価が適切に実施されるよう外部評価委員との連絡調整にあたる。

3 委員会は、自己点検・評価に関係する資料の調査・収集・保管・廃棄のために必要な事項を審議し、その実施にあたる。なお、収集された資料は原則 5 年間保管されなければならない。

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

（1）副研究科長

（2）研究科長が指名した教員若干名

第 4 条 前条第 2 号の委員の任期は 1 年とし、毎年 4 月 1 日に委嘱するものとする。ただし、再任を妨げない。

第 5 条 委員会に委員長を置き、研究科長が第 3 条各号の委員の中から指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

第 6 条 委員会に関する事務は、庶務係で行う。

第 7 条 委員会は、この内規に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項を定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 6 月 8 日から施行する。

出典 平成 20 年 4 月 10 日本研究科教授会資料

自己点検・評価の取組に関しては、第一に、密接な協働関係にある法学研究科と合同して、平成 13 年 1 月から平成 17 年 3 月末までを対象期間とする教育・研究・社会貢献活動に関する実績報告書を作成して、平成 17 年 10 月からホームページ上で公表した（《資料 9-2-1-④》で、本研究科の現時点での自己点検・評価の到達点を記載している）。

資料 9-2-1-④ 平成 17 年 10 月法学研究科・高等司法研究科合同教育・研究・社会貢献・実績報告書序文（抄）：<http://www.law.osaka-u.ac.jp/jisseki/>

法学研究科は、過去 3 回にわたり「自己評価報告書」を公表してきたが、引き続き第 4 回目の活動報告を平成 16 年度版の教育・研究・社会貢献実績報告書として公表することとした。その際、平成 16 年度からは、法学研究科を母胎として高等司法研究科（法科大学院）が立ち上がったことを踏まえ、法学研究科と高等司法研究科合同の実績報告書を作成した。実績報告書には、期間中の各教員別の教育活動、研究活動、社会貢献活動の概況と一覧を掲げている。

この実績報告書は、それ自体を厳密な意味での「自己評価報告書」と言うことはできないものの、研究科としての「自己評価」を行うにあたり基礎資料となるものであり、今後、研究科として教育・研究・社会貢献のあり方を検討していく際の資料としても位置づけられる。また、各教員別の実績報告を公表することにより、研究科の活動についての説明責任を果たすことにもつながり、大阪大学法学部・法学研究科・高等司法研究科への入学を希望する人にとっては、入学を検討するための一助となろう。

今回の実績報告書は、前回の法学研究科「自己評価報告書」で扱った期間以降を対象としているが、今年度以降は毎年度ごとに実績報告書を作成していくこととするため、平成 13 年 1 月から平成 17 年 3 月末までを対象期間とした。また、実績報告を行う教員は、平成 17 年 3 月末から報告書公表の時点（平成 17 年 10 月）まで引き続いて法学研究科又は高等司法研究科に在籍している教員（ただし、高等司法研究科は専任教員に限ることとし、非常勤専任教員及び非常勤実務家教員は除いている）とした。この結果、期間中に着任した教員を含めている一方で、期間中に退職した教員と平成 17 年度に着任した教員は含めていない。期間中に退職した教員を含めなかった理由は、本報告書が作成時点における大阪大学の教員基礎データを基本としているためであり、平成 17 年度に着任した教員を含めていないのは、本報告書が平成 16 年度の報告であるためである。

出典 同上本研究科ホームページ

自己点検・評価の取組に関して、第 2 に平成 19 年度の自己点検・評価活動がある。

平成 16 年度に本研究科が発足して以来、カリキュラム改革、進級性の採用、厳格なる成績評価の徹底、採点済み答案の返却、意見箱による学生の意見の収集と対応、FD 活動の強化、教員への授業改善要求、シラバスの充実、コンティナー制度による学生の個人指導体制の確立などを行ってきた。そこで、平成 19 年度に入って新カリキュラムがスタートしたことを契機に、発足後実際に教育活動を行う上で明らかになったさまざまな問題点に対応して取り組んできたさまざまな改善措置を総括する自己点検活動を、下記のスケジュールで行った（平成 19 年 7 月教授会での自己評価委員会報告からの抜粋。ただし、「自己点検・評価・外部評価書作成、HP で公開」については、当初予定より遅れて、平成 20 年 6 月となった）。

資料 9-2-1-⑤ 平成 19 年度の自己点検・評価活動

月	内容
基本方針	①基本的には、H18 年度後期以降の新しい実績を自己点検・評価の形で整理しながら、まとめて、外部評価を受ける。さらにこれを H18 予備評価のための自己評価書にプラスして H20 年度自己評価書を作成 ②自己点検・評価では、H18 年度後期以降の実績をふまえて、その成果と課題を検証する（点検指標を立てる）。その結果は暫定評価・本評価に流用
9 月	H19 前期実施コンティナー制度についての総括・問題点検討（教員会議で報告検討）
10 月	FD 活動についての H18 以降の活動結果についての自己点検（教員会議で報告検討）
11 月	予備評価のための自己評価書作成以後の新カリキュラムの実施状況の自己点検（H19 前期の実施状況） 予備評価のための自己評価書作成以後の厳格な成績評価の自己点検（H18 後期・H19 前期の実施状況） （教員会議での報告検討）
H20/1 月	H16 ～H20 間の入試データおよび CC/CT の入試部分の集計データを基にして、アドミッション関係の設置理念に即した自己点検（教員会議で報告検討）
2 月	自己点検・評価報告書作成・外部評価委員会
3 月	自己点検・評価・外部評価書作成、HP で公開

この活動の結果は、「高等司法研究科自己点検報告書」としてホームページ上に公表している。その内容構成は、以下《資料 9-2-1-⑥》の通りである。

資料 9-2-1-⑥ 高等司法研究科自己点検報告書目次

第 1 部	教育活動の自己点検
第 1 章	教育課程
第 2 章	成績評価
第 3 章	FD 活動
第 4 章	学習支援
第 5 章	入学者選抜
第 2 部	各教員の活動の自己点検

基準 9-2-2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

（基準 9-2-2 に係る状況）

「基準 9-2-1 に係る状況」で記述したように、本研究科では、高等司法研究科自己評価委員会内規（前掲基準 9-2-1 中《資料 9-2-1-③》）を定め、自己評価委員会が中心となって、自己点検・評価活動を行っている【解釈指針 9-2-2-1】。

「基準 9-2-1 に係る状況」で記述したように、平成 17 年度には、教員毎の教育・研究・社会活動の自己点検・評価にとどまったが、設置以来の様々な取組、諸改革を総括し、組織的な教育活動について自己点検活動を行った。その際には、前掲資料「平成 19 年度の自己点検・評価活動」、および下記資料《資料 9-2-2-①》にあるように、自己点検にあたって重点的な自己点検項目を設定し、年度毎に系統的に行っている。自己点検結果については、下記のように「高等司法研究科自己点検報告書」としてホームページ上に公表している。

資料 9-2-2-① 「高等司法研究科自己点検報告書」からの抜粋

本「自己点検報告書」は、おもに、上記の平成 19 年度に実施してきた自己点検活動をまとめたものである。この自己点検活動と機構の基準との対応関係について一言しておく、平成 19 年度の自己点検活動は、機構の基準第 1 章に掲げる教育目的の実現の検証としての教育課程（カリキュラム）・学生支援・アドミッション（基準第 2、4～7 章、10 章）に中心を置いている。したがって、教育方法、教員組織、管理運営（同上第 3・8・9 章）についての自己点検に関しては、平成 20 年度の自己点検活動の課題としている（平成 20 年度の機構の法科大学院評価本評価に向けた自己点検・評価活動として行い、その点検結果については、次年度に報告する予定である）。

基準 9－2－3

自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

（基準 9－2－3 に係る状況）

高等司法研究科自己評価委員会は、平成 16・17 年度については、研究科全体の教学体制に責任を持つ副研究科長 1 人を含む 3 名の教員によって構成することにより、自己点検・評価結果が教育活動の改善に活用できるような体制をとった。平成 18 年度以降は、自己点検・評価結果が迅速に教育活動等の改善に反映できるようにするために、自己評価委員会委員長が、研究科の管理運営の責任を負う運営委員会の構成員に加わることとなった。このことによって、自己点検・評価の結果を、迅速に研究科運営委員会で検討することが可能となった。

また、「基準 9－2－1 に係る状況」中の資料《資料 9-2-1-⑤ 平成 19 年度の自己点検・評価活動》にあるように、本研究科の授業を担当する全教員によって構成される教員会議でも自己点検結果の検討を随時行う体制をとっている。

本学設置の教育上の理念と目的を実現する上で改善が必要となるような場合には、運営委員会が、適宜 F D 委員会（これについては「基準 5－1－1 に係る状況」の記述を参照）に改善措置の検討を行わせ、運営委員会で審議し、教授会において、改善についての具体的な措置を講ずる体制をとっている。【解釈指針 9－2－3－1】

基準 9-2-4

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

（基準 9-2-4 に係る状況）

「基準 9-2-1 に係る状況」で述べたように、外部有識者による評価、助言機関として、平成 18 年度に法学研究科と本研究科を対象とする外部評価委員会および本研究科独自のアドバイザーボードを設置した（《資料 9-2-4-①～④》参照）。

資料 9-2-4-① 高等司法研究科アドバイザーボード内規

（目的）

第 1 条 大阪大学大学院高等司法研究科（以下「本研究科」という。）における教育の充実等に関し、学外者の立場からの検証、提言及び報告等を得るために、本研究科長の諮問機関として、アドバイザーボードを置く。

（組織）

第 2 条 アドバイザーボードは、総員 5 名程度の委員をもって組織する。委員は、7 名を超えないものとする。

2 委員は、法学、教育、組織運営等の識見を有する者の中から、運営委員会の議を経て、本研究科長が委嘱する。委員には、相当期間の法律実務経験を有する者を含めるものとする。

3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

4 アドバイザーボードに委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

（アドバイザーボードの職務）

第 3 条 アドバイザーボードは、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 授業の評価

(2) カリキュラム編成の評価

(3) 教育目標達成度の評価

(4) 本研究科長が諮問した事項

(5) アドバイザーボードの委員長が必要と認めた事項

2 アドバイザーボードの委員長は、前項に掲げる事項について、文書又は口頭で遅滞なく本研究科長に報告する。

3 アドバイザーボードは、本研究科長に対し、適宜、提言を行うことができる。

（招集）

第 4 条 本研究科長は、年 2 回を目途としてアドバイザーボードを招集する。

2 アドバイザーボードの各委員は、必要と認めるときは、本研究科長に対し、アドバイザーボードの臨時招集を申し出ることができる。

3 アドバイザーボードの委員長は、必要と認めるときは、アドバイザーボードに委員以外の者の出席を求め、又はその者の発言を許すことができる。

4 本研究科長及び教員は、委員長の許可を得て、アドバイザーボードの会議に出席して説明し、又は意見を述べるることができる。

（議事）

第 5 条 アドバイザーボードは、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 アドバイザーボードの議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長が決する。

（本研究科長の職務）

第 6 条 本研究科長は、第 3 条 2 項及び 3 項に定める報告又は提言を受けたときは、これに対していかなる措置をとったかについて、アドバイザーボードの委員長に報告し、アドバイザーボードの委員長は、各委員にこれを報告する。

（本研究科の責務）

第 7 条 本研究科は、アドバイザーボード設置の趣旨に鑑み、その報告及び提言の重要性を深く認識し、誠実に対応しなければならない。

（事務）

第 8 条 アドバイザーボードの事務は、法学研究科・高等司法研究科事務部庶務係がこれを行う。

（雑則）

第 9 条 この内規に定めるもののほか、アドバイザーボード運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この内規は、平成18年11月9日から施行する。

附 則 この改正は、平成19年3月8日から施行する。

資料 9-2-4-② 高等司法研究科アドバイザリーボード委員名簿

		(五十音順)
元大阪弁護士会会長	弁護士	鎌倉 利行
松下電器産業株式会社	法務本部・弁護士	榊原 美紀
(財)関西社会経済研究所	専務理事	武田 壽夫
大阪府	総務部長	中西 正人
甲南大学法科大学院	教授(神戸大学名誉教授)	根岸 哲
毎日新聞社	編集局次長委員	渡辺 悟

以上6名

資料 9-2-4-③ 法学研究科・高等司法研究科外部評価委員会内規

第1条 大阪大学大学院法学研究科・高等司法研究科に、外部評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 委員会は、法学研究科及び高等司法研究科がその教育研究活動等について行う自己点検・評価の結果を検証する。

第3条 委員会は、国立大学法人大阪大学の職員以外の者で、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 本両研究科を除く法学教育研究機関に所属する教員
- 二 裁判官、検察官、弁護士その他法律専門職にある者
- 三 国または地方公共団体の関係者
- 四 経済団体の職員またはその会員もしくはその役員その他の関係者
- 五 その他法学・政治学教育及び法科大学院での教育に関し広くかつ高い識見を有する者

2 委員は、法学研究科長と高等司法研究科長が連名で委嘱する。

3 委員の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によって選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

第5条 研究科長及び研究科教員は、委員長の許可を得て、委員会の会議に出席して説明しまたは意見を述べることができる。

第6条 委員会と研究科との間の連絡調整は、両研究科自己評価委員会が連携してあたる。

2 委員会に関する事務は、大阪大学法学研究科・高等司法研究科庶務係で行う。

第7条 委員会は、この内規に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項を定める。

附 則

この内規は、平成19年2月1日から施行する。

資料 9-2-4-④ 法学研究科・高等司法研究科外部評価委員会委員名簿

		(五十音順)
大阪府政策企画部長	総山 哲男	
関西経済連合会 理事・経済産業本部長	栗山 和郎	
フェニックス法律事務所	小寺 史郎	
金融庁総務企画局 参事官	知原 信良	
名古屋大学大学院法学研究科長	松浦 好治	
弁護士(カナダ)	MARTIN, Craig	

以上6名

アドバイザリーボードに関しては、平成19年7月6日に第1回会議を開催し(その際の内容については、《別添資料 37-①》参照)、平成20年3月27日には第2回会議を

開催した《別添資料 37-②》。この第 2 回会議においては、平成 19 年度に行った自己点検活動に関する自己点検報告書をもとに、本研究科の教育研究活動について検証を受け、その際の検証結果については、ホームページ上に公開した【解釈指針 9－2－4－1】。

9-3 情報の公表

基準 9-3-1

法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

(基準 9-3-1 に係る状況)

本研究科は、教育活動等の状況について、次の方法によって積極的に情報提供を行っている。

1) ウェブサイト

①「研究科ホームページ」(<http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/>)

教育活動の状況について、広く社会へ周知するとともに、在学生や入学予定者、卒業者向けにも情報提供をしている。

②「ロースクールニュース」(<http://www.houkadaigakuin.com/>)

外部のウェブサイトであるが、定期的に本研究科の情報を提供している。

③「法科大学院最新ガイド」(<http://campus.nikkei.co.jp/law/>)

本学の概要について情報提供している。

④「e-法規」(<http://www.e-hoki.com/academy/academy.php>)

本学のホームページとリンクしている。

⑤Yahoo 法科大学院(http://dir.yahoo.co.jp/Government/Law/Reform/Law_School/)

本学のホームページとリンクしている。

2) 刊行物

①各年度版研究科案内(《別添資料 38 各年度版研究科案内》)

本研究科の理念、カリキュラムの特徴、履修モデル、教員紹介、司法試験、授業紹介、法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム、学生・先輩からのメッセージ、施設紹介を掲載している。

②O U L S (高等司法研究科) ニュースレター

平成 20 年度から毎年 2 回発行する。研究科の動向、F D 記事、教育・研究活動について掲載する予定である。

③『ビジネス法務』シリーズ講演会「近年における立法・法改正と企業経営」

財団法人関西社会経済研究所発行《別添資料 39-① 同上書》

④「大阪大学案内」《別添資料 39-②》

⑤「OSAKA UNIVERSITY PROSPECTUS (2007 年度)」《別添資料 39-③》

⑥「阪大 Now」

No.80 「中国刑事訴訟法制度研究訪日団来訪」《別添資料 39-④》

No.98 「高等司法研究科が F D 週間における授業見学会実施」《別添資料 39-⑤》

No.99 「公開講義開催」の掲載《別添資料 39-⑥》

No.99 産学連携プロジェクトによる公開講義「知的資産を活用した経営と法」

について掲載」《別添資料 39-⑦》

⑦「Handai NEWS Letter 2005 Winter」

先端的法曹養成センター設立1周年記念シンポジウムについて掲載《別添資料 39-⑧》

⑧「法学研究科通信」

No. 2 サマープログラム 2005 について掲載《別添資料 39-⑨》

No. 3 トゥールーズ第1大学との学術交流協定の締結、法学研究科附属法政実務連携センターと本研究科が主催の「平成17年公開講義」について掲載《別添資料 39-⑩》

No. 4 釜山大学校法科大学との学術交流協定の締結、2006年度サマープログラムについて掲載《別添資料 39-⑪》

⑨「法学会だより」

(第2号)

本研究科の「平成16年度成績優秀者の表彰」について掲載《別添資料 39-⑫》

(第3号)

「合格者体験報告会」について掲載《別添資料 39-⑬》

⑩「大阪大学新聞(平成17年12月20日版)」

産学連携プロジェクトの公開講義「知的資産を活用した経営と法」について掲載《別添資料 39-⑭》

3) その他学外刊行物

①「法科大学院 ロースクールパーフェクトガイド」(河合塾ライセンススクール+協同編集センター)に掲載《別添資料 39-⑮》

②「ロースクールへ行こう 2007 夏」(早稲田経営出版)に掲載《別添資料 39-⑯》

③「法科大学院入試ガイド 2007 年度版」(リクルート)に掲載《別添資料 39-⑰》

④「日本経済新聞」2006年9月23日(土)発行に掲載《別添資料 39-⑱》

⑤「日経キャリアマガジン『法科大学院徹底ガイド 2007 年度版』」に掲載《別添資料 39-⑲》

基準 9-3-2

法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

(基準 9-3-2 に係る状況)

解釈指針 9-3-2-1 にかかる事項は、すべて「大阪大学法科大学院概況」として、本学研究科ウェブサイトを通じていつでも確認することができる《資料 9-3-2-① 平成 20 年度大阪大学法科大学院概況 (掲載事項の目次)》。現時点で公開しているのは平成 20 年度版である【解釈基準 9-3-2-1】。

このほか、本研究科の教育活動等に関する情報開示としては、毎年度発行している「研究科案内」(別添資料 38 各年度版参照)、年 2 回発行する「O U L S (高等司法研究科) ニュースレター」、「研究科ホームページ」(<http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/>) があり、これらを通じて本研究科の教育活動の状況について、広く社会へ周知するとともに、入学予定者、卒業者向けにも情報提供を行っている。

資料 9-3-2-① 平成 20 年度大阪大学法科大学院概況 (掲載事項の目次)

1. 法科大学院の概要

- (1) 設置者
- (2) 教育上の基本組織
- (3) 所在地
- (4) 教育の理念・目的、養成する法曹像

2. 教員組織

- (1) 教員数
- (2) 科目別の専任教員数

3. 学生数の状況

- (1) 収容定員及び在籍者数
- (2) 入学定員及び入学者数

4. 入学者選抜

- (1) アドミッション・ポリシー
- (2) 入学者選抜方法
- (3) 既修者の認定方法

5. 教育課程及び教育方法

- (1) 開設する授業科目及び修了に必要な修得単位数
- (2) 修了単位数に占める法律基本科目の単位数
- (3) 履修登録単位数の上限

6. 成績評価及び課程の修了

- (1) 成績評価の基準
- (2) 成績評価の基準にしたがった成績評価及び修了認定の厳格性を確保するための措置

7. 学費及び奨学金等の学生支援制度

- (1) 学費
- (2) 奨学金等

8. 修了者の進路及び活動状況

出典：<http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/gaikyo.pdf>

9-4 情報の保管

基準 9-4-1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

（基準 9-4-1 に係る状況）

評価の基礎となる情報は、大きな分類として、法科大学院の認証評価のための基準にしたがって、自己評価委員会に必要な資料を選定し、関係委員会、関係事務部門において調査収集する体制をとっている（前掲《資料 9-2-1-③ 高等司法研究科自己評価委員会内規》第2条3項参照）。【解釈指針 9-4-1-1】

これらの資料に関しては、個人情報を含む資料（試験答案、個人成績資料）を除き、ウェブ上でドキュメントを保管・共有するアプリケーションソフトを用いて、電子データとして基準毎に整理して保管する体制をとっている。これら資料へのアクセスは、セキュリティ保持のため、部局内のみに限定しているが、学内の LAN 上のパソコンから、随時検索・閲覧、必要に応じたダウンロードは可能であり、評価機関の求めに応じて速やかに提出できる状態で保管している【解釈指針 9-4-1-3】。

またこれらの資料は、前述した本研究科自己評価委員会内規にあるように、5年間保管することとし、この保管ルールに従って保管している【解釈指針 9-4-1-2】。

2 優れた点及び改善を要する点等

1) 優れた点

運営費交付金の配分基準において、高等司法研究科については、文科系大学院ではなく、理科系大学院（非実験系）と同等の学生積算基準単価が採用されている。

自己点検および評価の結果について、アドバイザリーボードを設置してその助言・アドバイスを受ける体制を整え、その結果について公表している。

2) 改善を要する点等

さまざまなレベルで重層的に行っている自己点検・評価のための活動を通じて収集した基礎的なデータの分析結果を、FD活動と結びつけて、教育改善につなげる取り組みを強める必要がある。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設の整備

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

（基準10-1-1に係る状況）

本研究科の授業等で利用する教室、演習室等には、開校年度以降若干の変遷はあるが、平成19年度においては（括弧内は本研究科の授業で使用する際の収容学生数）、豊中キャンパス内の法・経大学院総合研究棟L1・L2講義室（各38人）、文・法・経済学部研究講義棟22・23・31・32講義室（それぞれ35・45・61・52人）、同H・I演習室（それぞれ22・24人）、法・経済学部講義棟F講義室（30人）、共通教育管理講義A棟共A312講義室（40人）に加え、サテライト講義室として利用される中之島センターにおける講義室1・2・3および模擬法廷であった（《別添資料40-① 講義室設備、中之島レイアウト（講義室等）》参照）。

平成20年度からは、文系総合研究棟の完成にともない、講義室が増加した。同研究棟の3階から5階にかけて、301（収容人数：247人、面積：285.20㎡）・302（収容人数：247人、面積：285.20㎡）・401（収容人数：240人、面積：285.20㎡）・402（収容人数：252人、面積：291.3㎡）・501（収容人数：124人、面積：171.00㎡）講義室、総合セミナー室1（収容人数：20人、面積：50.60㎡）・2（収容人数：20人、面積：50.6㎡）・3（収容人数：20人、面積：50.60㎡）が整備されたが、同研究棟には本研究科専用の講義室として、上述のL1・L2講義室に加え、L3（収容人数：72人、面積：100.00㎡）・L4（収容人数：54人、面積：76.30㎡）・L5（収容人数：48人、面積：73㎡）・L6（収容人数：54人、面積：76.3㎡）講義室が3階と4階に配置された。中之島センター内の模擬法廷は中之島から同研究棟の5階（収容人数：105人、面積：172.60㎡）に移設された《別添資料40-② 文系総合研究棟における高等司法研究科施設概要、文系総合研究棟間取、文系総合研究棟（各階平面図）》。本研究科では基本的に少人数で授業を行うことを考慮すると、同研究棟の新設により、授業の効果的な実施のために十分な規模および数の教室が確保された。【解釈指針10-1-1-1】

教員室（研究室）は、各専任教員につき1室が割り当てられている。また、非常勤教員には、授業準備や学生の対応に利用するために、教員控室およびコモン・ルームを用意している（前掲《別添資料40-①》参照）。【解釈指針10-1-1-2】。専任教員に割り当てられている教員室および非常勤教員の控室等は、学生4～5名を受け入れるに十分な広さを確保しており、実際、授業の前後やオフィス・アワー等において、各教員は学生からの質問や相談に応じている。文系総合研究棟内の高等司法研究科教員室は7階に若干数確保され、7階715号室は特任教授室である。【解釈指針10-1-1-3】

事務関係の施設については、庶務係・会計係は、高等司法研究科と法学研究科の関連

事務を共に担当しているため事務室も共同となっているが、教務関係の事務については、高等司法研究科専用の教務係が、法・経大学院総合研究棟2階に設置した専用の事務室において業務を行ってきた。この高等司法研究科事務室については、学生数の増加に伴い、平成17年度に改修・拡張を行い、十分なスペースの確保に努めてきた他、庶務、会計、教務のいずれの係においても、すべての事務職員に、一つの机およびコンピュータ等の設備を割り当て、適切に職務を行うことができるよう配慮している（《別添資料40-③ 事務室等間取り図》参照）【解釈指針10-1-1-4】。なお、文系総合研究棟の完成に伴い、平成20年度より、同研究棟1階に高等司法研究科と法学研究科の教務係が移転し、同一パーティション（146.50 m²）内で執務することとなった。

自習室等、学生の授業の予習・復習、自習、勉強会等を支援するための設備の設置状況については、平成16年度以降、在籍総学生数に応じて変遷はあるものの、平成18年度以降においては、大学教育実践センター自然科学棟1階および2階に、自習室、ローライブラリー、セミナー室、談話室等の施設を設けた。自習室には、ロッカー、コピー機等のほか、自習用の机・椅子を244席分用意し、そのうち、31席にはコンピュータを設置し、学生が自由に情報検索や授業準備等を行えるようにした。また、自習室には、学生の自主的な勉強会等に供するためのセミナー室およびミニキッチン、自動販売機を備えた談話室を付設し、学生が長時間の学習を効率的に行うことができるよう配慮してきた（《別添資料40-④ 自習室等見取図》参照）。

文系総合研究棟の完成にともない、自習室はすべて、総合研究棟の6階、7階の院生研究室L1（収容人数：85人、面積：172.60 m²）、L2（収容人数：85人、面積：172.60 m²）、L3（収容人数：85人、面積：172.60 m²）、L4（収容人数：85人、面積：172.60 m²）に移転した。この自習室の整備により、席数は合計で340席となり、在籍者全員に座席を確保することが可能となった。この新しい自習室の利用形態は、7階については固定席として、3年次生と卒業生（聴講生）の学生のより効率的な学習をサポートし、6階を自由席として、1、2年次生に当てることとしている。いずれの院生研究室においても、机、引出、ロッカーが利用でき、また各席からは、無線LAN（アクセスポイントは各部屋に2つずつある）を経由してインターネットが利用できる環境を整えた。コンピュータについては、同研究棟6階のコンピュータ室（76.3 m²、30人）と、法経大学院総合研究棟5階のマルチメディアルーム（法学研究科学生と共用）の利用が可能となった。7階には談話室（716号室）があり、自動販売機やコピー機（生協のプリペイドカードを利用するものと高等司法研究科が配布するコピーカードを利用するもの各一台）を設置したほか、各階ロビーには談話コーナーを設置した。

本研究科の学生は、「基準10-3に係る状況」において後述するように、法・経大学院総合研究棟2階の法学研究科資料室（ローライブラリー）所蔵の図書等を自由に閲覧・謄写することができるが、平成19年度までは、このローライブラリーが自習室とは若干離れた場所にあった。そのため、これとは別に、授業準備、自習のために頻繁に利用すると思われる教科書類、雑誌、判例集等の資料（デジタル資料を含む）を所蔵する法科大学院の学生専用の図書室を自習室に付設して設け、学生の日常的な資料等使用の便宜を図ってきた。ローライブラリーには、コピー機を設置するとともに、所蔵資料については、毎年の版変更や法改正にきめ細かく対応するよう心がけている【解釈指針10-1-1-5】。いずれも、後述「基準10-3-1に係る状況」でみるように、本研究科が直接その管理・運営に参画しており、また、教育及び研究その他の業務に支障なく使用できる状態にある【解釈指針10-1-1-6】。

平成20年度には、文系総合研究棟完成により、法科大学院学生用図書室を法・経大

学院総合研究棟2階の第一、第二、第三資料室と同じフロアに移転し、全体をローライブラリー1～4と改称して、有機的・効率的利用を図った。自習室（院生研究室）とローライブラリー4は従前に比べればやや離れるが、隣接建物であり、（5階に渡り廊下があり）アクセスの容易さはそれほど変わらないし、逆に文献資料の蓄積が大きく、専門的サポートも受けやすい旧資料室（新ローライブラリー1～3）へのアクセスが容易になった点は、学生の学習環境を改善することになったといえる。

なお、平成20年4月に文系総合研究棟の利用を開始したところ、同建物内でシックハウス症候群と思われる症状を訴える者が出たが、大学の判断で、同建物を全館閉鎖した。授業期間の一部変更（前述28～31頁参照）、自習室の仮移転先の確保、他部局の協力による講義室の確保を行い、日常の授業に支障がないように対応している。

10-2 設備及び機器の整備

基準10-2-1

法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

(基準10-2-1に係る状況)

本研究科の授業で使用する教室のほとんどは、ネットワーク接続口やプロジェクタを備えており、マルチメディアプレゼンテーションを利用した授業を行うことができる体制にある。また、インターネットを利用したテレビ会議システムを設置し、中之島センターなどの遠隔地からの講義にも対応している《資料10-2-1-①》。

資料10-2-1-① 設備・機器リスト

(設備品名)	(員数)	(設置場所)	(備考)
テレビ会議システム	2	教務係	ポータブル式
液晶ビデオプロジェクター	2	3階、L1、L2講義室	固定式
(出典 「高等司法研究科設備・機器リスト」)			

また、インターネットから利用できる判例・文献データベース (LEX/DB Internet) を教員による教育及び研究並びに学生の学習用に提供している。そのほか、ローライブラリーおよび教員のコンピュータからは、LEX/DB Internetのほか、法律判例文献情報、判例体系、法律時報文献月報検索サービス、日経テレコン、Lexis-Nexis、Hein-on-Line等各種オンラインデータベースを自由に使うことのできる環境にある《資料10-2-1-②》【解釈指針10-2-1】。

資料10-2-1-② 学内で利用可能なオンラインデータベース一覧

LEX/DB Internet	日本の判例データベースです。第一法規「判例体系CD-ROM」に比べて更新が早いという特徴があります。(法学研究科内からのみ、利用可能)
「法律判例文献情報」、 「判例体系」	法律文献および判例のデータベースです。(法学研究科内からのみ、利用可能)
Lexis-Nexis	アメリカの判例、Law Review 等が入手できます。利用するには、ユーザ ID およびパスワードが必要です。詳細は法情報室までお問い合わせ下さい。
Hein-On-Line	法学分野におけるアメリカの主要定期刊行物のデータベース。創刊時からの内容をフルテキストで検索できます。(法学研究科内からのみ、利用可能)
法律時報文献月報検索サービス	「法律時報」に掲載された文献情報と判例評釈情報が検索できます。(法学研究科内からのみ、利用可能)
日経テレコン	日本の新聞記事データベースが利用できます。詳細

		は法情報室までお問い合わせ下さい。(教員のみ)
--	--	-------------------------

(出典：大阪大学法学研究科・法学部ホームページ(<http://www.law.osaka-u.ac.jp/>))

10-3 図書館の整備

基準10-3-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

(基準10-3-1に係る状況)

本研究科の教員による教育・研究並びに学生の学習のための使用に供される図書・資料を所蔵する施設としては、本学附属図書館、法学研究科資料室(ローライブラリー)および本研究科自習室付設の図書室の三つがある。平成20年度に、(旧)資料室及び(旧)図書室は、(新)ローライブラリー1～4に改称した。

附属図書館には、法学関係の図書も和書・洋書ともに数多く所蔵されており、教員および学生は自由にこれを閲覧・謄写・借出することができる(《別添資料41-① 大阪大学附属図書館本館利用案内2007[学内用]》参照)。同図書館の運営には、高等司法研究科も、図書館運営委員会を通じて関与している。

(新)ローライブラリー1～3は本研究科と法学研究科が共同で管理しており、ローライブラリー4は本研究科の学生専用となっている。ローライブラリー1～3は、法学研究科の教員2名と高等司法研究科の教員2名により構成される「資料室運営委員会」がこれを管理し、法学部・法学研究科および高等司法研究科の教員・学生の利用に供している。《資料10-3-1-①》《資料10-3-1-②》。ローライブラリー4は、本研究科専用の図書室であり、図書約2000冊を所蔵し、もっぱら同研究科の学生の学習支援に供されている。開室時間は、学生による授業の予習・復習および自習のための便宜を考慮して、平日の8:30～19:00および土曜・日曜・祝日の13時～17時となっている(休室は年末年始のみ)《別添資料41-② ローライブラリー蔵書、逐次刊行物》【解釈指針10-3-1-1】。ローライブラリー4は、平成20年度の移転に伴い、スペース、機能の拡張強化を図った《別添資料41-③ 資料室拡張計画案》。

資料10-3-1-① 法学研究科ローライブラリー(1・2・3)利用案内

開室時間 月～金曜日:9:00～17:00

ただし、ローライブラリー1については20:00まで開室(授業休業期間を除く)

休室日 土曜日、日曜日、祝日および休日、年末年始、入試期間中。なお、臨時に休室する場合は、別途お知らせします。

(出典:法学研究科ローライブラリーHP(<http://www.law.osaka-u.ac.jp/library/libinfo.htm>))

資料10-3-1-② 高等司法研究科ローライブラリー(4)利用案内

【開室時間】 (平日)午前8:30～19:00

(土曜・日曜・祝日)13:00～17:00

【休室日】 年末年始

なお、臨時に休室する場合は、別途お知らせします。

【主な所蔵資料】

・法律学関係の雑誌、図書、デジタル資料。

【貸出冊数および貸出期間】

- ・図書は5冊まで借りることができます。当日返却です。
- ・雑誌は10冊まで借りることができます。当日返却です。

【資料を借りる手続き】

- ・図書の場合は当該資料と利用者カードを提示してください。
- ・雑誌については、雑誌貸出票に必要事項を記入してください。

(出典：ローライブラリー4利用案内)

ローライブラリー1と3には、専門的能力を備えた常勤職員4人を配置しており【解釈指針10-3-1-2】、司書の資格を有する職員を含め、全員が法情報調査に熟達している。【解釈指針10-3-1-3】。同ローライブラリーに所蔵する図書・雑誌等については、新たに公刊された図書・雑誌等を迅速に補充するとともに、初学者にとっても利用しやすいように資料の配置を考え（たとえば、判例関係資料、法令関係資料というように資料の種類・性質ごとに整理・配置している）、効率的な学習ができるように常に配慮する等、職員が適切に管理・維持している。ローライブラリー4については、現在先端的法曹養成センター特任研究員がその管理・維持を行っている【解釈指針10-3-1-5】。

ローライブラリー1は、教員の教育・研究および学生の学習のために必要な和雑誌、判例集、判例掲載雑誌、マイクロ資料等を、ローライブラリー2は、洋雑誌、外国法令集・判例集（英独仏他）等を所蔵している《資料10-3-1-③》。ローライブラリー4は、とくに学生が授業準備、自習のために必要とする基本書やケースブック等の図書（1,525冊）、代表的な法律専門雑誌（6,575冊）、判例集等の資料（デジタル資料を含む）を所蔵している（《資料10-3-1-④》、《別添資料41-② 図書・資料関係資料中② ローライブラリー蔵書》を参照）【解釈指針10-3-1-4】。

資料10-3-1-③ 「ローライブラリー1、2所蔵資料」

ローライブラリー1 和雑誌、日本の判例集、判例掲載雑誌（判例時報、判例タイムズ他）、判例関係資料、記念論文集（和・洋）、文献目録、辞書、電子資料（判例タイムズDVD、判例百選DVD、旬刊金融法務事情DVD、労働判例DVD）、マイクロ資料
ローライブラリー2 洋雑誌、外国法令集・判例集（英独仏他）

（出典：法学研究科ローライブラリーHP(<http://www.law.osaka-u.ac.jp/library/libinfo.htm>)）

資料10-3-1-④ ローライブラリー4所蔵資料

判例集 大審院判例集（民事刑事）、最高裁判所判例集（民事刑事）、高等裁判所判例集（民事刑事）、行政事件裁判例集、知的財産権関係民事行政裁判例集

雑誌 判例タイムズ（1号～）、法律時報（1号～）、判例時報（1号～）、ジュリスト（1号～）、判例百選（1号～）

DVD 最高裁判所判例解説DVD（2003年度まで収録）、判例タイムズDVD（2006年12月（1222号）まで収録）、金融法務事情DVD（2006年12月（1790号）まで収録）、金融・商事判例DVD（2006年12月（1255号）まで収録）、ジュリストDVD（2005年11月（1300号）まで収録）、判例百選DVD（2002年11月号まで収録）、法学教室DVD（2006年3月（306号）まで）

(出典：ローライブラリー4利用案内)

ローライブラリー1～3所蔵の図書資料等に関しては、上記職員が、オリエンテーション、ワークショップ（判例調査、法令調査など）を開催し、学術情報の利用等につい

でのリサーチ・スキル向上のために支援を行っている。また、ローライブラリーのホームページには、リサーチ・ガイド、ニュース、新着資料案内等のページを設け(<http://www.law.osaka-u.ac.jp/library/>)、利用者に最新の情報提供を行っている【解釈指針10-3-1-6】。

また、ローライブラリー1には、閲覧机1台および閲覧席4脚のほか、教員ないし学生の使用に供される情報検索・収集用に、主要な文献・判例データベースを閲覧することのできるコンピュータ3台およびプリンター2台を設置している。また、各ローライブラリー職員には少なくとも1台ずつのコンピュータが割り当てられ、同室の管理に供されている。ローライブラリー4には、利用者用パソコン2台およびプリンター1台、閲覧テーブル2台、閲覧席6脚、図書管理用パソコン1台を設置している。【解釈指針10-3-1-7】。

これらの環境を有効に学生が活用できるように、入学式後のガイダンスの中で、ローライブラリーの案内と利用説明会を行っており、その際には、文献検索等の方法も具体的に紹介している。また、旧カリキュラムでは「法律実務基礎」の授業の中で行われていた法律文献情報検索能力の養成が、平成19年度からは、「法情報調査」(1単位、1年次配当)として実施されている。さらに、ローライブラリー1では、年数回ほどのペースで、定期的にワークショップを開き、文献、判例、法令の調査方法、目録、データベースの利用方法等に関する啓蒙活動を行っている。

以下は、平成19年度に開催されたものである。

- 第51回 法学・政治学分野の欧文電子ジャーナルの利用(2007年6月13日、6月14日)
- 第50回 LexisNexisを用いた調査(2007年6月6日、6月7日)
- 第49回 法令の調査(2007年5月16日、5月17日)
- 第48回 判例情報の調査(2007年5月9日、5月10日)
- 第47回 法学文献の調査(2)特定の主題についての調査(2007年4月25日、4月26日)
- 第46回 法学文献の調査(1)本や雑誌の蔵書検索(2007年4月18日、4月19日)
- 第45回 オリエンテーション(2007年4月12日、4月13日)

2 優れた点及び改善を要する点等

1) 優れた点

(1)施設・設備の充実

平成 17 年に行われた本研究科事務室の改修と、平成 20 年度の教務係の新棟移転によって、事務職員が十分かつ適切に職務を行うことができるだけのスペースを確保している。教室、自習室についても、設立当初は既存の施設を転用、借用する状態であったため、その数、配置の点で問題があったが、学生数の増加に伴って整備を進め、文系総合研究棟の完成した平成 20 年度からは、全学生に行き渡る自習室、ローライブラリー、教室等が近接した場所に集中することにより、効率よく教育・研究活動を展開する基盤が整った。

(2)図書館等の充実

学生や教員の日常的ニーズに対応するため、附属図書館が利用できるほか、法学研究科と共同で管理・運営するローライブラリー 1～3、本研究科の学生専用のローライブラリー 4 を設けている。ローライブラリー 1～4 は、全体が同一フロアに有機的に配置され、かつ学生の自習室に近い場所に設置されている。ローライブラリー 1 に法情報調査に熟達した職員をおいている。

2) 改善を要する点等

施設面での諸問題は、文系総合研究等の完成により、大幅な改善を見たが、早期にこの新しい施設を活用できるようにすること、さらには、備品の配置等について、法科大学院の教育環境、学習環境としてふさわしい形に整えていくことが必要である。

別添資料番号		資 料 名	出 典	備 考
別添資料 1	①	授業科目の概要（シラバス）（平成19年度版）		ファイル外 別添
	②	授業科目の概要（シラバス）（平成20年度版）		ファイル外 別添
別添資料 2	①	平成19年度 成績評価基準		
	②	平成20年度 成績評価基準		
別添資料 3	①	平成19年度第1学期 成績分布データ		
	②	平成19年度第2学期 成績分布データ		
別添資料 4	①	《別紙2》 開講科目一覧（別紙様式1）		
	②	《別紙2》 学生数の状況（別紙様式2）		
	③	《別紙2》 教員一覧（別紙様式3）		
	④	《別紙2》 科目別専任教員数一覧（別紙様式4）		
別添資料 5	別添資料 5	教員組織調査に係る資料		ファイル外 別添
別添資料 6	①	学生ハンドブック（平成19年度版）		
	②	学生ハンドブック（平成20年度版）		
別添資料 7	①	法学部・平成20年度学生ハンドブック		
	②	大阪大学法学部平成20年度授業概要（シラバス）		ファイル外 別添
別添資料 8	①	授業時間割（平成19年度版）		
	②	授業時間割（平成20年度版）		
別添資料 9	①	教材コメント集（平成19年度）		
	②	教材コメントの概要		
別添資料 10	別添資料 10	平成16・17年度「科目間・クラス間・担当教員間調整アンケート」回答集		
別添資料 11	①	エクスターンシップ関係資料①「秘密保持誓約書」		
	②	エクスターンシップ関係資料②「平成19年度『エクスターンシップ』の受講を希望する学生へ」		
	③	エクスターンシップ関係資料③「エクスターンシップ受講希望調査票」		
	④	エクスターンシップ関係資料④『エクスターンシップ』実施要領」		
	⑤	エクスターンシップ関係資料⑤「平成19年度『エクスターンシップ』学生応募記録」		
	⑥	エクスターンシップ関係資料⑥「エクスターンシップの受講にあたって」		
	⑦	エクスターンシップ関係資料⑦「エクスターンシップ報告書（ひな形）」		
	⑧	エクスターンシップ関係資料⑧「エクスターンシップ授業委託契約書」		
別添資料 12	①	平成17年度第2学期成績評価に関する講評集		
	②	平成18年度第1学期成績評価に関する講評集		
	③	平成18年度第2学期成績評価に関する講評集		
	④	平成19年度第1学期成績評価に関する講評集		
	⑤	平成19年度第2学期成績評価に関する講評集		
別添資料 13	別添資料 13	H16～H19年度成績優秀者表彰について		
別添資料 14	①	平成16年度定期試験の体制		
	②	平成17年度定期試験の体制		
	③	平成18年度定期試験の体制		

別添資料番号		資 料 名	出 典	備 考
	④	平成19年度定期試験の体制		
別添資料 1 5	①	研究科アンケート集計結果（平成16年度）		
	②	研究科アンケート集計結果（平成17年度）		
	③	研究科アンケート集計結果（平成18年度）		
	④	研究科アンケート集計結果（平成19年度）		
別添資料 1 6	①	授業評価アンケート集計結果（平成16年度）		
	②	授業評価アンケート集計結果（平成17年度）		
	③	授業評価アンケート集計結果（平成18年度）		
別添資料 1 7	①	授業改善アンケートに基づく授業改善報告書集		
	②	授業改善アンケートに基づく授業改善の概要		
別添資料 1 8	別添資料 1 8	優れた授業と評価された授業を担当した教員の表彰		
別添資料 1 9	①	意見箱意見集約		
	②	クラス別懇談会報告書とフィードバック		
別添資料 2 0	①	授業見学会担当教員改善報告書集		
	②	授業見学会による授業改善の概要		
別添資料 2 1	①	授業改善への取組みに関する調査票集		
	②	授業改善への取組みの概要		
別添資料 2 2	①	学内の講演会・研修会		
	②	教育に関するシンポ・研修等参加者一覧		
別添資料 2 3	別添資料 2 3	先端的法曹養成センター「先端系法領域研究会研究成果報告書」		ファイル外 別添
別添資料 2 4	別添資料 2 4	「勉強法についてのアンケート」集計結果		
別添資料 2 5	①	平成20年度高等司法研究科学生募集要項		
	②	平成21年度高等司法研究科学生募集要項		
	③	学生募集要項配布状況		
別添資料 2 6	①	平成20年度入学試験における採点に関するアドミッション委員会申し合わせ		
	②	本研究科アドミッション委員会内規		
	③	本研究科入学試験実施結果		
	④	入学者選抜実施要領関係資料（特別選抜実施要項、一般選抜実施要項）平成19年度		
	⑤	入学者選抜実施要領関係資料（特別選抜実施要項、一般選抜実施要項）平成20年度		
	⑥	大学成績点数化資料		
	⑦	志望理由書採点基準		
	⑧	特別選抜面接試験実施要領		
	⑨	各年度一般選抜小論文試験問題		
別添資料 2 7	別添資料27	（平成20年度入学生向け）合格者サイト掲載コンテンツ		
別添資料 2 8	別添資料28	平成16-18年度オフィスアワー一覧表		
別添資料 2 9	①	奨学金等関係資料①「平成19年度日本学生支援機構第一種奨学生・第二種奨学生の推薦について」		
	②	奨学金等関係資料② 大阪大学「授業料（入学金）免除概要」		

別添資料番号		資 料 名	出 典	備 考
	③	奨学金等関係資料③「奨学金概要」		
別添資料 3 0	①	学生相談関係資料①「保健センター予定表」		
	②	学生相談関係資料②「セクシュアル・ハラスメントに関するガイドライン」		
	③	学生相談関係資料③「大阪大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」		
	④	学生相談関係資料④「大阪大学セクシュアル・ハラスメント相談室カード」		
	⑤	学生相談関係資料⑤「STOP SEXUAL HARASSMENT」		
別添資料 3 1	①	障害学生支援関係資料①「バリアリマップ_OSSIP研究棟」		
	②	障害学生支援関係資料②「支援室ホームページの開設について」		
	③	障害学生支援関係資料③「支援室セミナー」		
	④	障害学生支援関係資料④「支援室のサービス」		
別添資料 3 2	①	キャリア支援関係資料①「就職ガイダンス」		
	②	キャリア関係支援資料②「進路説明会の開催について」		
	③	キャリア関係支援資料③ 平成16～20年度「新入生オリエンテーション・プログラム」		
	④	キャリア支援関係資料④「新司法試験のお知らせ」		
	⑤	キャリア支援関係資料⑤「卒業生専用サイト」		
	⑥	キャリア支援関係資料⑥ 「平成16年度サマープログラム案内」		
	⑦	キャリア支援関係資料⑦ 「平成17年度サマープログラム案内」		
	⑧	キャリア支援関係資料⑧「平成17年度スプリングプログラム旅程」		
別添資料 3 3	別添資料 3 3	本研究科自己点検報告書第2部		
別添資料 3 4	別添資料 3 4	教育研究等に関する業績調書（ひな形）		
別添資料 3 5	①	本研究科の管理運営に関する内規		
	②	「法学研究科・高等司法研究科事務部組織図」		
	③	「大阪大学法学研究科・高等司法研究科事務部組織規程」		
	④	高等司法研究科教務係業務分担表		
	⑤	「平成20年度大阪大学職員研修実施計画」		
別添資料 3 6	①	「予算・決算に関する資料」		
	②	「重点経費等要求事項」		
	③	「総長ヒアリング日程」		
	④	「大学改革推進等補助金交付決定通知書」		
別添資料 3 7	①	第1回アドバイザーボード委員会スケジュール		
	②	第2回アドバイザーボード委員会スケジュール		
別添資料 3 8	①	研究科案内（平成19年度）		
	②	研究科案内（平成20年度）		
	①	広報関係資料①『ビジネス法務』	シリーズ講演会「近年における立法・法改正と企業経営」 財団法人関西社会経済研究所発行	
	②	広報関係資料②「大阪大学案内（平成19年度版）」抜粋	本研究科紹介ページ	
	③	広報関係資料③「OSAKA UNIVERSITY PROSPECTUS（2007年度版）」抜粋	本研究科紹介ページ	
	④	広報関係資料④「阪大Now」No. 8 0 抜粋	「中国刑事訴訟法制度研究訪日団来訪」	

別添資料番号	資料名	出典	備考
別添資料 3 9	⑤	広報関係資料⑤「阪大Now」No. 9 8 抜粋	「高等司法研究科がF D週間における授業見学会実施」
	⑥	広報関係資料⑥「阪大Now」No. 9 9 抜粋	「公開講義開催」
	⑦	広報関係資料⑦「阪大Now」No. 1 0 0 抜粋	「産学連携プロジェクトによる公開講義「知的資産を活用した経営と法」」
	⑧	広報関係資料⑧「Handai NEWS Letter 2005 Winter」抜粋	「先端的法曹養成センター設立1周年記念シンポジウム」
	⑨	広報関係資料⑨「法学研究科通信（No. 2）」抜粋	「サマープログラム2005」
	⑩	広報関係資料⑩「法学研究科通信（No. 3）」抜粋	「トゥールーズ第1大学との学術交流協定の締結」「法学研究科附属法政実務連携センターと本研究科が主催の「平成17年公開講義」」
	⑪	広報関係資料⑪「法学研究科通信（No. 4）」抜粋	「釜山大学校法科大学との学術交流協定の締結」「2006年度サマープログラム」
	⑫	広報関係資料⑫「法学会だより（第2号）」抜粋	「平成16年度成績優秀者の表彰」
	⑬	広報関係資料⑬「法学会だより（第3号）」抜粋	「合格者体験報告会」「平成17年度成績優秀者の表彰」「平成18年度サマープログラム」
	⑭	広報関係資料⑭「大阪大学新聞（平成17年12月20日版）」抜粋	産学連携プロジェクトの公開講義「知的資産を活用した経営と法」
	⑮	広報関係資料⑮「法科大学院 ロースクールパーフェクトガイド」（河合塾ライセンススクール+協同編集センター）抜粋	本研究科紹介ページ
	⑯	広報関係資料⑯「ロースクールへ行こう 2007夏」（早稲田経営出版）抜粋	本研究科紹介ページ
	⑰	広報関係資料⑰「法科大学院入試ガイド2007年度版」（リクルート）抜粋	本研究科紹介ページ
	⑱	広報関係資料⑱「日本経済新聞」2006年9月23日（土）発行 抜粋	本研究科紹介ページ
	⑲	日経キャリアマガジン「法科大学院徹底ガイド2007年度版」抜粋	本研究科紹介ページ
別添資料 4 0	①	施設設備等関係資料①講義室設備、中之島レイアウト（講義室等）」	
	②	施設設備等関係資料②「文系総合研究棟における高等司法研究科施設概要、文系総合研究棟間取、文系総合研究棟（各階平面図）」	
	③	施設設備等関係資料③「事務室等間取り図」	
	④	施設設備等関係資料④「自習室等見取図」	
別添資料 4 1	①	図書・資料関係資料①「大阪大学附属図書館本館利用案内2007〔学内用〕」	
	②	図書・資料関係資料②「ローライブラリー蔵書・逐次刊行物」	
	③	図書・資料関係資料③資料室拡張計画案	